

午前10時00分開会

○林委員長 おはようございます。ただいまから環境まちづくり委員会を開会いたします。傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

次に、欠席届が出ております。ゼロカーボン推進技監、（「技監」と呼ぶ者あり）技監、体調不良のため、建築指導課長が出張公務のため、それぞれ欠席です。

本日の日程をご確認ください。陳情審査、報告事項と続いてまいります。議会日程が少し本日重なってまいりますので、初めに2の報告事項をやらせていただいて、次に陳情審査という進め方でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程2の報告事項から入ります。

初めに、（1）千代田区公園づくり基本方針（素案）について、執行機関からの説明を求めます。

○千賀道路公園課長 それでは、環境まちづくり部資料3-1、3-2といたしまして、PDFの07から11までですかね、ということになりますけども、そちらを含めてご案内いたします。

まず、3-1、概要でございますが、昨年度より改定作業を進めておりました公園・児童遊園整備方針でございますが、今回、素案がまとまったため報告をするものでございます。

まず、タイトルでございますが、「公園づくり基本方針」として、これからの千代田区が目指す公園の整備や管理の方向性を示すものということと表しております。

1の位置づけでございますが、これは従前、平成19年5月に策定された公園・児童遊園等整備方針と同じという位置づけで、それを改定するというところでございます。

次に、2、これまでの検討スケジュールでございますが、まず、方針改定に先立ちまして、令和4年度に区民や区内小中学生や、あるいは様々な利用者に向けたアンケートを実施し、利用実態等ニーズを把握しました。それを踏まえまして、令和5年7月から学識経験者による検討会をこれまで6回実施をしたところでございます。また、その間の取組としては、10月の区民体育大会においてオープンハウスによる区民からのご意見を伺うなど取り組んだものでございます。

3、基本方針の構成。全体として4章構成となっております。また、次の4、基本理念、4つの方針と15の施策ということと示しておりますが、本日、3-2、08以降で本編のほうをお出ししておりますので、ちょっとお時間を頂きますが本編のほうを説明をしたいと思っております。

それでは、08の第1章、千代田区公園づくり基本方針についてというところ、そちらのほうのページにお移りいただければと思っております。

まず、5ページ、PDFの5番で目次がございまして、ご覧のように4章構成というところでございます。

続いて、これは本編のほうのページでちょっと進ませていただきますけども、以降、3、4ページというところで方針の背景と目的、対象を説明しております、対象は区立の公

園、児童遊園、広場58か所が対象ということになります。

続いて、5ページ、6ページ、PDFの10、11になりますが、方針の位置づけとともに公園を取り巻く環境の変化や、これらを目指す方向性ということでお示しをしております。特に6ページでございますが、最後には「これまでの行政主体の整備から、区民と手を携えて、公園をより魅力的な場所につくり育てていくことを目指す」ということをしております。

続いて、7ページ、8ページはコラムとなっております。

以上が第1章の構成でございます。よろしいですか。

次に、09番の第2章のほうのPDFをお開きいただければと思います。

PDFページの2番、「そうなんですよ、ページがない」「見てないからさ」「ちょっと電波が悪いみたいです。めくれないです」と呼ぶ者あり）よろしいでしょうか。

○林委員長 何ページに戻りましょうか。いやいや、今、何ページまで出ていますか。

（「今、どこまでやっているのですか」と呼ぶ者あり）

○桜井委員 1、2、3、4という資料じゃないの、今のって。

○林委員長 ページとPDFで言っているんでしょう。

○千賀道路公園課長 PDFで、今、09番に入ったところになります、2章。

○林委員長 09。

○はやお委員 09だから2というやつですよ。08のさっきの後半の部分がもう何かぱらぱらぱらぱらしちゃって。

○林委員長 カーボンオフセット。（「最初から聞いたほうがいいんじゃない」と呼ぶ者あり）

○千賀道路公園課長 そうですか。はい。

では、すみません。改めましてPDFのほうで、ちょっとご説明をします。08の第1章のほうをもう一度頭をお開きください。

○林委員長 1章から。はい。

○千賀道路公園課長 はい。第1章、表紙と目次とがございます。目次がPDFの5番になります。5枚目といたしますか。

○林委員長 これ、統一しないと分からないね。（発言する者あり）うん。PDFのページと紙の資料のページが交錯しちゃうのかな。（「14分の5とか、そういうこと」と呼ぶ者あり）

○千賀道路公園課長 あ、14分の5です。（「14分の5」と呼ぶ者あり）（発言する者）あ、そうですね。（発言する者あり）

よろしいですか。14分の5の目次。

○林委員長 目次から。はい。

○千賀道路公園課長 目次のところからもう一度。

○林委員長 目次から戻るのね。はいはいはい。全然渋谷区と違う目次で。（発言する者あり）

○千賀道路公園課長 はい、14分の5からです。そこから、これは目次で4章構成となっております。

続いて、PDFの14分の8でございます。方針としては3ページ目です。こちらが方

針の背景と目的ということになっております。それから、対象としては区立の公園、児童遊園、広場58か所ということをお示ししております。ページの9はその配置図をお示ししております。

続いて、14分の10、5ページ目になります。こちら方針の位置づけを示しておるところでございます。

続いて、14分の11、6、こちらは現状の公園を取り巻く環境の変化や、これから目指す方向性ということをお示ししております。こちらで、6ページ目になりますけど、最後の部分でございます。これからの公園行政が目指す方向性の最後の部分に、「これまでの行政主体の整備から、区民と手を携えて、公園をより魅力的な場所につくり育てていくことを目指す」。これが方向性ということをお示ししております。

続いて、14分の12及び13は関連するようなコラムということになっております。

以上がこちらの第1章のPDFの説明でございます。よろしいですか。

続いて、PDF09番で、第2章のほうになります。

○林委員長 第2章はまたこれ違うフォルダになっています。出ました。いいですか。では、第2章どうぞ。

○千賀道路公園課長 PDFでは24ページ分になります。それで説明いたします。

24分の2から本編でございます。まず、こちら本編の11ページに当たりますけども、区の人口増加と公園の面積の関係をお示したものの。それから次の24分の3は緑の状況といった基本的な概況をお示ししております。

続いて、PDFの24分の4になりますが、13ページからは公園の整備の状況になります。

次のPDFの24分の5、こちらは公園施設の設置状況ということになります。失礼しました。これは現状の公園がどういう遊び場として使われているかということを一律にお示しをしたものになります。

続いて、24分の6が現状の公園の配置状況とその基本的な誘致距離、誘致範囲というところをお示ししておるものでございます。

次に、24分の7でございますけども、こちらからは施設の整備状況ということになります。そのページでは遊戯施設、運動施設の状況。

続いて、24分の8でございますが、水飲み・トイレなどの便益施設、それから、ベンチなどの状況をまとめておるところでございます。

それから、1ページ飛ばしまして24分の10です。こちらからは公園の機能ということで、全ての公園に備わっている三つの機能、それから公園ごとの特色となる五つの機能をお示しをし、その具体例が24分の11にも公園ごとに特徴が出る機能をお示しをしたところで、24分の12ですか、公園ごとにどの機能が備わっているかというのを、これをちょっと模式的にお示しをしたような図でございます。

続いて、24分の13、こちらからは利用状況、公園のアンケートのヒアリングの実態調査のデータをまとめたものとなっております。

次のページ、24分の14、こちらは無作為抽出の区民アンケート結果ということで、利用回数や目的、それから次の24分の15では、目的や満足度、求めることなどをお示ししております。

続いて、24分の16でございますが、ここからは子どもの目線による公園づくりとして、小中高生のアンケート結果のまとめとなります。次の24分の17との見開きということになりますが、小中高生のアンケートの中で遊具の数や種類が少ないこと。また、自由意見では公園でやりたいことなどの意見があったというところをお示しをしております。

続いて24分の18ですが、こちらは保護者、教職員、福祉関係者などに身近な公園に求める施設として求めるもの。

次の19でございますが、こちらは公園を利用しない人にも魅力のアップということでお聞きしたようなまとめを記載しております。

続いて、24分の20でございますが、こちらは地域ごとの特色をまとめたものということでございます。

こうした現状の分析結果を受けまして、24分の21でございますが、公園をより良くするための4つの視点ということを整理してお示しをしたというところがございます。これが3章以降のほうに反映をされていくという流れになっております。

24分の22は、全ての人を使いやすいというところでコラムを掲載しております。

以上が第2章の9番のPDFになります。

続いて、第3章、10番のPDFでございます。

○林委員長 よろしいですか。次、3番、フォルダがありますが、開けましたか。

はい、どうぞ。

○千賀道路公園課長 続いて、第3章のほうになります。

まず、16分の2でございます。こちらは本編35ページに相当するものでございまして、まず、基本的な考え方ということで3点をまとめたものでございます。公園整備は地域の歴史や特性を踏まえながら、区民とともに行う。多様なニーズに寄り添いながら魅力が高く、機能を最大限に発揮した公園づくりを推進する。他人を思いやる心をもった規範意識のもと、柔軟な活用を目指すといった内容を掲げておるものでございます。

続いては、こちら地域ごとの公園のつくり方ということで、こちらに16分の3に記載をしております。

16分の4でございます。こちら方針全体の基本理念ということで掲げておりますが、「千代田の歴史を継承し 次世代を育む 居心地のよいコモンスペースを目指して」というところで、そのコモンスペースという言葉に関しては、少しコラムのほうで説明をしておるところでございます。

続いて、16分の5、方針と施策ということで、先ほど2章でまとめました4つの視点から導き出される4つの方針、さらにそれにひもづく15の施策になりますが、そういった関係性、これが今後の取組の柱になるということで、そういった施策を通して先ほどの基本理念を実現していくという流れをお示しをしております。

続いて、そちらの16分の6からは4つの方針を見開きですので、最初のこの29【39】ページでは施策のそれぞれの概要をお示しすると、関連するコラムということで、2ページずつ進んでまいります。

まず、方針1が16分の6と7、方針2が16分の8と9、それから、方針3が16分の10と11、方針4が16分の12と13というつくりで整理をしております。加えまして16分の14とさらに15でございますが、こちらも見開きのページとなりますが、

先ほどの施策を今後実現した場合にこういったことが公園で今度可能になるかというところ、イメージ、イラストなどでお示しをしているものでございます。

以上で、これが第3章のPDFになります。

それで、最後の第4章でございます。11番のPDFでございます。

○林委員長 行けましたか。4章、大丈夫ですか。はい、どうぞ。

○千賀道路公園課長 よろしいですか。

では、第4章の最後の章に入ります。まず、最初にPDFの28分の2になりますが、公園づくりの進め方ということで、計画の実現に向けた手法ということで、これまでの流れを整理した上で、今後、進めていく手法として、これをもう一つ2と3ページとの見開きになりますが、今後、ハードの整備として……

○林委員長 開かない、4章。

○小枝委員 開かない。すみません。電波の問題です。（「ぼけているほうが分かりやすい」と呼ぶ者あり）

○桜井委員 ぼけることがあるよね。しばらくすると……

○小枝委員 多分みんなが動かしているの。

○はやお委員 ぼけているね。

○小枝委員 開かないだけです。どうぞ、耳は……

○千賀道路公園課長 はい。紙。すみません。では、ちょっと説明は進めさせていただきますけども、最初の先ほどご説明したところでございますが、公園づくりの進め方ということで、まず計画実現に向けた手法ということで、これまでの流れを整理して、その後、今後の整備手法ということでハードとソフト、それも4つのポイントですね。ハードでは整備と管理、ソフトでも運用と管理という4つの手法をお示しをしておるものでございます。

その次でございます。28分の4からでございますが、こちらからはハード面の取組み、28分の7まで一連で続きますが、お示しをしております。事例といたしまして九段坂公園や東郷公園、それから錦華公園の事例をご紹介をしております。

こちらに続きまして、28分の8でございます。ここはソフト面の取組として、これまで取り組んでおるアダプトシステムをご紹介をしております。

続いて、今後に向けた取組みということで、同じくハード面、ソフト面ということで、28分の9から記載をしております。まず、ハード面では、28分の9では、外濠公園、今後どのように構想として整備していくか。あるいは28分の10では、飯田橋こどもの広場や和泉公園の今後の整備についての視点というものをまとめております。

さらに28分の11では、今後でございますけれども、新たな整備の視点としてインクルーシブな公園づくりや機能特化型ということで、そういったスケートパーク、ボルダリング、あるいはドッグランなど、そういったものの整備にも取り組んでいくということをお示しをしております。

続いて、28分の12、ソフト面でございます。こちらは一部試行で取り組んでいるところでございますが、ボール遊びや花火利用、それから子どもの池をプラスということで、錦華公園に整備した水景施設のようなものも含めた上で今後取り組んでいくというようなところをお示しをしております。

28分の13は酷暑対策に関わるコラムということで、こういったソフト面に関連するというので掲載をしております。

続いて、28分の14から16まで、こちらはもう一つ、他事業・他区などの連携について、公園以外の箇所との連携についての取組の方向性を幾つか示しております。まず、ウォークブルで実践した取組など、28分の14でお示しをしつつ、28分の15では、開発事業や公開空地との連携、それから、民間ビルとの連携、今後も進めていく事例としてお示しをしております。

それから、28分の16では、こちらでは川端緑道のほうになりますが、こういった道路空間の活用というのも今後の公園の在り方の一つとして考えていくというお示しをしておるところでございます。

続いて、28分の17、こちらは進行管理ということで、PDCAサイクルを導入していくことなど、あるいは見開きで28分の18ページは、公園施策の深化に向けてということで、新たな手法なども取り組んでいきたいというところをお示しをしておるところでございます。

それから、28分の19以降になります。こちらはコラムとしてまとめておりますが、10月の区民体育大会に実施したときのオープンハウスの事例などをご紹介をしておるところでございます。28分の21までということでございます。

以降、28分の22以降は用語解説、あるいはアンケート結果の抜粋などということで本編は終了ということになります。

すみません。ちょっとお時間を頂きましたけれども、以上が本編のご紹介でございます。よろしいですか。

最後にもう一度レジュメの3-1の資料のほうの、最後の部分のご説明をしたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。最後にお戻りいただきまして、今後の検討スケジュールでございます。今回、ご報告の後、12月5日からを予定しておりますけれども、パブコメを実施する予定でございます。そのパブコメを受けまして、一応年度明けに方針改定策定という予定で進めてまいりたいというところでございます。

すみません。お時間を頂きまして恐縮でございます。説明は以上でございます。

○林委員長 はい。長い時間の説明でしたけれども、建設部門を所管する当委員会としては極めて大事な方針の一つですので、調査していきます。

どうぞ、委員の方、何か。

○小枝委員 いいですか。

○林委員長 どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 ただいま伺ったばかりですので見落とししているところもあるかもしれませんが、気づいたところを率直に伺わせていただきます。

こういった指針をつくれるということは非常にいいことだと思います。全体像としていい形で今までの経験値をプラスに取り入れていってもらいたいと思います。その中で、大きなところで言うと、例えば私の家の近くですと、錦華公園。大変満足度の高いものになっていると思っはいるんですけども、そうした満足度というか事後評価を測るということもあったほうがいいんじゃないかと。そうすると、そこに向けて指標を高くしていこうというふうに思えるので、その位置づけはどうなっていますか。

○千賀道路公園課長 先ほど方針説明の中で第4章のほうになりますかね。PDFのページで申しますと、第4章の28分の18でございますけども、今後というところはございますけども、いろいろなデータ分析、あるいは先ほどのオープンハウスではないですけど、社会実験などを取り組んでいって、また新たなニーズに取り組んでいくということ、これは方向性としてこういう形でお示しはしております。

○小枝委員 それをもう少し具体的に指標を取っていこうという、何というんですかね、今とてもニーズは多様なので、私から見るとよくできたなとか、みんな喜んでいるなというふうに思うんだけど、本当にそうなのかというのは分からないわけなんですね。錦華公園の場合はいろんな歴史に十分熟知した方も講師に第1回か第2回で入られてセミナーをやって、それからどうぞ誰でも来てくださいという形でやって、それでアンケートをエリア全体にまいて、そのオープンハウスも土砂降りの雨の中でも開いて、そういう形でやったわけなんですね。恐らく気になるところはマイナーチェンジが必要なぐらいで、非常にいい、議会のほうでもいい提言を出してくださって、遊具の置き場所をあんまり拡散しないようにとかいうふうにしてくれたりとか、そういう感じで、非常に満足度が高いんじゃないかと思うんですけども、港区なんかは、もうずばり8割以上の満足度を達成していくんだという指標をつくっているんですね。客観的な数字を出していこうというような、つまり結果責任じゃないんですけど、やったことにするじゃなくて、やりましたということで、それをまさに高めていくというような考え方を持っておくと、いろいろやり方がポジティブな方向に向かっていくんじゃないかというふうに思うので、もうちょっと具体的なことを書き込んでほしいということです。分かりますか。

○林委員長 特にどういう感じでって、もう……

○小枝委員 こういう感じ。

○林委員長 このままこの今の委員会を確認を取ったことにすると、パブリックコメントでこのまま行くんですけども。

○小枝委員 じゃあ、具体的提案でね。

○林委員長 何か個別具体的なお話を、とはいえ、エリアに絞られると、また、これ、一般性がないとは思うんですね。例えば錦華公園ですとか、しゃべり過ぎるとなんですけど、例えば渋谷区は地域のエリアの代表となる公園というのを1個抽出して、そこはエリア範囲を大きくすると、意見を聞く場面も。で、小さいところは小さな町会単位みたいな形でやっていくと。分類かけていっているんですが、そういうことなんですかね。ちょっとしゃべり過ぎか。

どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 すみません。指標のつくり方ということなんですけども、何でしょうね、そこは私は今ここで考えているので、例えば港区の事例を参考にさせていただくと、利用者アンケートによる公園等の整備前後の満足度が令和2年段階で80%以上となっていて、令和5年で80%以上となっていて、令和8年で80%以上というふうになっています。で、そういう取り方もあるでしょう。そこは私は大詰めの判断ができるほど素材集めができていないので、そういうことを持ったほうがいいというところです。

○林委員長 何かお答え、どうぞ、道路公園課長。

○小枝委員 例えばね。

○千賀道路公園課長 ご趣旨ということで、整備した後の満足度などを何か検証するというか、測るというところも必要ではないか。それがまた次の改善に、先ほどのPDCAのサイクルとなって……

○小枝委員 そうそうそう。

○千賀道路公園課長 そういったサイクルを具体的にというところのご質問かと思います。確かにご趣旨のようなところも必要かなというところの認識がございます。一方で、今回例えば基本的な考え方ということで、これは第3章の頭の部分にちょっとお示しをしておるんですけど、3点ほどある中で、千代田区の公園整備は、地域の歴史や特性を踏まえながら区民とともにやっていくと。区民とのやっぱり参画の形が重要なところもございます。そういった意味では、そういう形で指標を取るほうが望ましいのか、あるいは日々の管理の中でしっかりお声を拾い上げていくところで何か実現していく、改善していくことも必要かと思しますので、それは今後の公園の維持管理の中でしっかり踏まえていくというところがございます。必要に応じて、あるいは大きな整備が必要だというときには、また改めてそういった計画的な指標の調査などを行ってまいりたいということで、そういったところは方向性としてはこの方針にうたわれているものということでございます。

○林委員長 関連でいきましょうか。

春山副委員長。

○春山副委員長 関連で。少しだけ小枝委員の質問にも関連するんですけども、小枝委員のおっしゃるように、整備した後の評価というのもすごく大事だと思います。

そのときに、ちょっと当初からずっと気になって、この間の特別委員会でも少し質問させていただいたんですが、それぞれの公園単体の整備というのはすごく大事だと思います。このビジョンに基づいて、その地区に足りないものを地区の要望に応じて公園を整備していくということと、公園を含めたある程度の、先ほど委員長の整理の中にもありましたけど、空間計画というのがやはりすごくどこにも反映されていないなというふうに思っていて、大きな公園であればある程度の空間計画の空間の中での需要があって、小さな公園であればやっぱり小さな単位だと思うんですけど、個別の公園整備と上のレイヤーの空間をどういうふうに空間を取ってそこの空間整備をしていくのか。そこに隣接する道路はどうなのか、そこの公開空地はどうなのかと、道路とウォークブルでやりましょうとか、公開空地も使っていきましょうとあるんですけど、この空間の計画というのが本当はちゃんと管理していくというか、マネジメントしていく必要があるんじゃないかというのが、どのように考えていくのか。公園はいいけどその周りの空間がよくなければ、全体のエリアの整備というのはよくないと思うので、そういう評価みたいなのをどういうふうにとっていくのかというのが2点目。

3点目が、このアンケート調査の未来の公園シーンというところなんですけれども、大人と子どもと分かれているんですが、これ、家族連れとしての大人なのか、そうではない大人なのか、子どもが誰なのか、じゃあそこに中学生の視点が入っているのか、高校生の視点が入っているのか、20代の視点が入っているのか。そこに住んでいる人たちの人の状態に対して抽出できていないなり、ヒアリングが反映できていないところはないのかというふうなところの見えていないところというのは、どのように公園に対して反映させていくのかお答えいただけますか。（「全ての人」と呼ぶ者あり）全ての人というか。

○林委員長 それは何もやっていないということ。

○千賀道路公園課長 ちょっと3点ご質問で、まず、ちょっと3点目のほうのアンケートの対象ですとか、そういうところのご説明ですけども、こちらは第2章の本編のページで言いますと22ページになります。第2章のPDFの24の13になりますけども、アンケート、今回、様々なパターンでアンケートを取ったものでございまして、一つは無作為な区民の方に郵送ですとかWebで行ったもの。それから、学校関係者ということで、子ども、それからその保護者の方、あるいは施設関係者ということでアンケート、対象を絞って取ったもの。それから公園を实际利用しているというところで利用者の方にヒアリングを取ったものといった、あとWeb等でアンケートというところもございまして、そういった様々な、なるべく公園を利用しない人も含めてご意見を拾うような取組を行ったところでございます。子どもの視点というのは、具体的には区立の小中学校等にアンケートを配付したり、その保護者等にも配付をしておるところでございます。ただ、高校生等になりますと、これは一般の方でちょっとくくられている部分があるかなというところなんで、そこだけ明確にということはないというところでございます。そういった形で少なくとも私どもでは網羅的に行ったという認識でございます。

○林委員長 今、3点目の分類についてなんですが。

○千賀道路公園課長 そうですね。失礼いたしました。

○林委員長 分類はだからアンケートではできているけれども、ここには表現、書き切れていないという受け止めでよろしいんですかね。

○春山副委員長 年代別の分析とか、そういうのはできているのですか。

○千賀道路公園課長 そうですね。今回、特徴的な部分を抽出して出しておるものでございまして、資料編で大本のアンケート、あと、さらには別途になりますけれども、アンケートの全体結果等はまたホームページ等で公開をしておりますけども、そういったところでどの程度の対象を反映したか、少なくとも対象を網羅的に、先ほど申しましたように、高校生という区分とかいう分類はないんですけども、網羅的に調査をしたという認識ではございます。失礼しました。というのが……

○林委員長 3点目のね。

○千賀道路公園課長 そうです。3点目の。

○林委員長 だから、アンケートについては随分前ですよ。

○千賀道路公園課長 令和4年です。

○林委員長 分類で委員会報告もあったんですけども、このところには表記はない。分からないようにくまされた。大ざっくりに。

○千賀道路公園課長 ということで、まず、ちょっとアンケートの話をお答えさせていただいたので、先ほどの1点目と2点目に。

○林委員長 じゃあ、どうぞ併せて。

○千賀道路公園課長 失礼いたしました。空間の計画、公園を取り巻く空間づくりというところがございますけども、基本的には、今回、対象公園を現在管理している公園に限定をしているところで、そこを今後どのように整備していくかという視点でございまして、今後の方向性の中には、例えば地域での活用などを踏まえたというところで、具体的な空間計画というよりは、今後そのようなニーズにもきちっと応じていくというところでは方

向性はございます。

それから、具体的なエリア的な部分というところにちょっとつながる部分では、4章のほうで、4番目に当たりますけども、他事業・他区との連携というところの記載がございます。こういったところで、公園以外のスペース、公園と隣接する、あるいは公園とは隣接しないけども何か関連性、機能が分担できるようなスペースがあれば、そういうものは活用していくというところを、こちらは方向性の中で記載はしております。

○林委員長 ちょっと、一旦、今の副委員長のほうでも、一つはアンケートもかなり幅広くやって、お金をかけて分類をかけたのがなかなか見えづらいというのと、分類かけるというのをいうと、千代田区の皆さんも一生懸命つくられたんだと思います。つくられたんだと思いますが、例えば渋谷区の場合はどういうふうに分類をかけているんだというときに、地域の学校に近接、隣接する公園、介護・高齢者福祉に隣接する公園とか、商店街に隣接する公園、それぞれ場所のエリアをかけて……

○春山副委員長 うーん、空間計画なんですよ。

○林委員長 そこと連動した公園にしましょうねと。かつ面積を、大きい公園はどうするという形になった方向性を大きく示しているんですね。これ、独自色であんまり過ぎると、生き方変えろってOBの方にも言われたんで何ともなんですけれども、そういう分類をすごく期待、（発言する者あり）いやいや、期待しながらアンケートに答えた方もいるでしょうし、そういうのがないと、パブリックコメントをやって、全ての公園をよくします。みんながいいようにします。何でも聞きますとやるようなものというのは、どういうふうに住民の方、パブリックコメントで答えやすいのかなと。また同じような答えになってしまいませんかというの考え過ぎなんですかね。時代に合っていないんですかね、もう時代が変わってしまっただけ。ただ、渋谷区がつくったのは令和3年なんだよね、7月に。きれいに分類、地区ごとの特性という、小枝委員も春山副委員長も言ったとおり、地域の中でも輪をかけて区に関連施設が近いところ、近接するところをここを重点的に考えていきたいと思いますってパブリックコメントもやり意見も聞いていったということと、あらゆるものをもって、柔軟にアジャイルと言え、それまでなんでしょうけれども。

○春山副委員長 全ての人にが。

○林委員長 全ての人にというのが、ごめんなさい、話し過ぎですね。ちょっと、隣の隣のたかやさんみたいににならないようにしながら、どうぞ、はやお委員。

○はやお委員 非常に今視点の切り口としては大切なことだなというふうに、今、委員長の整理を聞いておったんですけども、やっぱり一番そこのところにそうだねとなるためには、やっぱりこの方針の位置づけというのがどういうことだったかという整理が一番大切で、何かというと、迷ったときに戻るべきところというのは目的とか狙いなんですよ。私がやっぱり民間でいたときに、計画のときにそこをすごく重点的に力を入れてやっていった。シンプルかつ分かりやすくする。非常に多分いろいろな業者を使って整理したがために、何か一見分かるようだけど分からないんですよ。で、あえてそこで言うならば、この方針の第1章のところについては、これ、報告あったっけ、委員会のほうに。というのは何かというと、そこのところの視点が違っていたらやはり大きくずれていくというふうに思うんですけど、ちょっとそこだけ、まず確認をしたいと思います。

○千賀道路公園課長 はやお委員からのご報告でございます。（発言する者あり）方針目

的の報告というところでございますけども、これまで都度ご報告を差し上げておるところでございます。そうですね、当初におきましては令和5年6月30日等に……

○はやお委員 令和5年の30日。

○千賀道路公園課長 ご報告しておるところでございます。

○はやお委員 令和5年のいつ。

○千賀道路公園課長 6月30日。

○はやお委員 6月30日、はい。

○林委員長 あったと思います。もう陳情とかで忙しい、時間が設定で、僕が1人で何か皆さん嫌な顔するなというときに、1人でそちら側の席で。

○千賀道路公園課長 それで、直近といたしましては、ちょっと今年度の5月でございますが、このときに基本的な考え方、基本理念、それから取組の方向性ということでお示しをしているというところはございます。

○はやお委員 そうでしたかという感じなんですけど、申し訳ない。今、陳情で数々、外神田一丁目計画だとか日テレだとか街路樹だとかということで、ちょっとその辺のところのはざまで、残念ながら非常に記憶から飛んでいる感じなんですけど、それならば改めて聞きます。その方針の中で私は言っていなかったのか、申し訳ないんですけども、5ページのところになりますが、方針の位置づけというふうに書いてあります。それぞれの上位計画、構想とか書いてあるんですけども、この辺で最終的にこの公園づくりの基本方針をつくるに際しては、それぞれ都市計画マスタープランだとか千代田区緑の基本計画だとか、そういうものを留意しながら、横にらみしながらつくってきたということなんですけれども、この辺、例えば都市マスというやつのところの、その上位計画である基本構想はどういうところを大切に、そしてそれを受けたマスタープランとしては、こういうところを大切にしたいよ。そんな全部だらだら言わなくてもいいけど、ポイント。それで東京都の定める緑に関する計画ということについては、こういうところを重点的に大切に、緑の区——そんな全部言わなくていいんですよ、基本計画はこういうところを大切に、結果的に公園づくりの基本方針ができたという、ちょっとかいつまんで言っていただけますかね、ここだけではちょっと見えないんで。子ども・子育ての教育ビジョンというのがどういうところをポイントにして教育のところとしてなったのか。そこがちょっとポイント的にさらっとこれ、やられてしまうと、何が何だかよく分からないのでお答えいただきたい。

○千賀道路公園課長 まず、方針の位置づけの5ページのところですかね。

○はやお委員 そうです。

○千賀道路公園課長 第1章の、失礼しました。第1章のPDFの14分の10に当たるところに該当すると思いますが。

○はやお委員 そうだね。

○千賀道路公園課長 こちらは直接の上位計画としては、例えば緑の基本計画が、逆に緑の基本計画のほうで緑を育むという視点も含めて公園・児童遊園等整備方針、これは従前の方針もそのように位置づけられているということで、そういうくくりで位置づけをしているというところは一つございます。

一方で、もう一つ千代田区子育て・教育ビジョンのほうにも、公園については、例えば、

こちらは読み上げになりますけども、基本的方向性の7、質の高い子育て・教育を支える環境の整備の目指すべき姿というところで、公園などの公共施設を子どもたちが自由に安全に遊べる空間にしたりということ、そういったことで遊び場の一層の充実を図るという記載がありますので、そちらについてはかなり重視をしているというところがございます。直接は様々連携がございますが、そういったところをポイントとしてこの方針をまとめたというところがございます。

○林委員長 ちょっといいですか、また加わって。この方針は分野別計画の位置づけになるんですか。対比で、皆さん資料の05ページで第4次基本構想の下位計画が都市計画マスタープランで、その下位計画が千代田区緑の基本計画で、その下位計画が公園づくり基本方針になっていますと。比較して、あんまり渋谷区のを出すとあれですが、渋谷区の場合は基本構想の下に当然のことながら長期基本計画というのがありますと。その下が分野別計画で、魅力ある公園整備計画と。並立してまちづくりマスタープランと。要は都市マスと並立した形の方針の分野別計画になっているけれども、千代田の場合はかなり下の位置づけなんですかね、この方針というのは。

○はやお委員 という感じだね。

○千賀道路公園課長 基本的にこれは任意の計画というところがございますして、我々、公園を維持管理する、整備する側として公園の在り方ということを計画的に見据えていくというところで、従前、公園・児童園等整備方針を定めたということで、今回それを改定するというところで捉えているところでございます。

○林委員長 分からないけど、はやお委員。

○はやお委員 ということで、私は下位計画という認識をしちゃったんですよ。というのは何かといたら、以前、答弁の中で、基本構想の下に基本計画がない、長期計画ということで行政計画がないじゃないかと言ったときに、まちづくり部としての基本計画はこの都市マスタープランですという答弁を頂いたんですね。それで今後どうやって動いていくのかということだから、ここのところが今もう一度都市マスのことについては、そのところのさらに下位計画のこの緑の計画が関与してと、あんまり詳しく言っていないんですけども、やっぱり基本計画といって環まちでは言っているのはこの都市マスだと言っているんだから、都市マスのところをもう少し正確に答弁していただかないと、なるほど公園の方針というのはこういうことを基本にしてやっているんだねと分かるように説明していただかないと。いや、僕はおかしいと思いますよ。これは個別計画の一つであって、並列であってもおかしくないぐらい重要な方針だと思いますから、計画にしなくちゃいけないことだと思う。でも、そういうことですねということを含めてお答えいただきたい。やったことのクリアだね。

○林委員長 どなたが答えますか。

道路公園課長。

○千賀道路公園課長 ちょっと先ほどもご答弁申し上げましたように、この公園整備方針、公園づくり基本方針と連携するというのは、直接連携は緑の基本計画というところがございます。ですので、緑の基本計画の位置づけ……

○はやお委員 緑の基本計画がこれの中心になるあれなんだ。

○千賀道路公園課長 一つはそういうものもございますし、その上位に都市計画マスター

プランということがございます。一つは、そういった各計画からの位置づけを確認すると同時に、一方では、公園という個別の施設の在り方というものを、そこは現状の公園の維持管理の視点、あるいは今回特に重視するのは区民にとってよりよい、区民とともに手を携えて、公園をより魅力的な場所につくり育てていくということを目的としておりますので、改めてこの公園の方針の目的として、あるいは方向性としてはそういったところを定めたというところでございます。

○はやお委員 はい。

○林委員長 ちょっと、一旦、春山副委員長。

○春山副委員長 ちょっと確認させていただきたいんですけども、私も今日ここまで都市マスの下の緑の基本計画と、「駄目だよ、これは」と呼ぶ者あり）子育て・教育ビジョンが方針の位置づけの中心にあるということを全く理解していなかった。もしこれが本当に千代田区の緑の基本計画の一部として位置づけるので本当にあれば、その下にこの子育て・教育ビジョンがひもづいているということであれば、これからの整備方針の進め方がもう少し緑の基本計画に基づいて、この向かうべき方向に向かって公園が整備されていくというのであれば、この位置づけがもうこうだったということがすごく理解できるんですけど、であれば、今後の公園づくりの進め方は、例えばこの緑の基本計画に基づいて、こういった緑を増やしていきますであるとか、ごめんなさい、いつもしつこいんですけど、グリーンインフラであるとか、そういったレインガーデンも設置しながら生物多様性も増やしていきますという方向性が軸にあれば、あ、なるほど緑の基本計画が中心で、そこに子どももあるのねと。全ての人というのはどこに入っちゃうんだろうというのが気になりますけれども。

○はやお委員 そうだと思っただけ。何言っているか、全然分からないんだよ、俺も。

○春山副委員長 そうすると、今度拡充する機能のところに、（発言する者あり）えっ、入っていかない。拡充する機能のところに、緑の自然的機能というのがほとんど拡充に入っていないわけですよ、今度。拡充する機能のところに緑が入って、緑が中心に整備されているのがあんまりないんですよ。という元に戻ると、もう一回照らし合わせて今後の方針のところはやっぱちょっと見えてこないというのがどうなんだろうというか、緑の基本計画に基づいて目指すべき方向性であれば、その方向にもう少し公園づくりの進め方というのが反映されているべきじゃないんでしょうか。

○千賀道路公園課長 そうですね。今、緑の基本計画に上位計画として位置づけるということも踏まえつつですけども、一つはまた公園づくりということの視点を重視してこの方針を定めてきたというところがございます。検討会の方のほうで議論を頂いたというところがございます。今回、素案としてまとめたところでは、ご指摘を頂いたような公園の機能、これは第3章【第2章】の19ページといたしますか、PDFで申しますと3章【2章】の10ページのところ以降になりますけれども、こういったところ、ご指摘いただきましたような、機能の中で、拡充といたしますか、全ての公園に備わっている機能、これはかなりある意味分かりやすくということでこういう模式化しているところがございますが、自然環境機能、あるいは憩いの機能というところは、これは一つ緑を守っていくということを含めた上での機能というところがございますので、そういった点では基本計画の柱とこの公園方針、そこはないというようなところがございます。

○林委員長 まあ、職員の方も一生懸命まとめられたんでしょうけれども、全然多分伝わらない感じなのかなというか、位置づけが大分違うのかもしれないですね。課長のお話の、無尽蔵に土地があって、公園でいろんな機能を深くかけられるような地方都市というのと、もう一つは、首都の中心で、渋谷区もそうなんですけど、限られた土地で貴重な空間で、地方公共団体以外、空地って、誰でも使えるところを提供できない特殊性があるんで、思い入れってそれぞれ皆さんあるはずなんですよね、アンケートに答えた方も。いや、行くんですけど、どう整理するかですけど、パブコメ行きますか、このまま。（発言する者あり）いや、もう時間も、今日、本会議の日程等もあって、この後もちょっと報告事項であるんですけど、どう、あと個別具体的な指摘も、「どの段階なのか……」と呼ぶ者あり）もう、これは、だから素案だから、ベテランなんであれなんでしようけど、もうこれでほぼほぼ、もう99.9%ですよ、ドラマじゃないですけど、完成で、パブコメで何か意見があって、なるほどねとあったらちょっと一文変えましたというので（発言する者あり）完成しましたということで終わってしまう段階なんですけど。

では、どうぞ、はやお委員。

○はやお委員 だからね、結局は今まで答弁してきたことと計画との関連性が、これ矛盾を起こしているのではないかということを行っているわけ。というのは何かと云ったらば、基本構想がありながら、環まちの人たちはマスタープランが基本計画だと言っているからその下に入らなくちゃいけないんですよ。緑との関係は、そこのところでなるんなら分かるけれども、この例えば関連図ではないということなんです。で、それをまず確認したいことが1点。

そして、そのとおりのだと思ったのは、以前答弁を頂いたように、都市マスの今後の大きなキーワードは何かと云ったとき、QOLだって言ったんですよ。なるほどと思ったんですよ。そこを大切にしなくちゃいけないんですよ。だから、さっきQOLという話が出たら、学校に近い、何かと云ったら、年寄りがQOLのことを考えるんじゃないで、その予備軍として体を動かすことを考えていかななくちゃいけない。QOLを大切にしていかななくちゃいけないということはどうなのかとなったらば、学校の近くには、じゃあ学校のそれに関するものを重点的にしましょう。高齢者の施設のときには高齢者に対してそういう公園の整理をしていきましょう。こうなってくるわけですよ。そうすると、ああなるほどな、都市マスタープランというものと整合性が合っているなと分かるわけですよ。でも、これ書いてあるのはさ、また何だか、そういう業者にね、PR業者じゃないや、こういう計画をつくる場所に任せてね、任せてね、それできれいな言葉で言葉が並んでいるけれども、実際のところと云ったら魂が入っていないんですよ。俺たちはこういう計画するんだ、都市マスタープランはこうやってと答弁しているんですから。例えば俺は全然駄目だと思いますよ、もうこの頭の冒頭のところで。じゃないんですかねということなのよ。そんな何かいじくり回しての答弁じゃなくて本気でやってくださいよ。お答えください。

○千賀道路公園課長 今この方針のつくりということでご意見を頂きましたけども、そういった意味では、基本的には、第3章、基本理念で掲げておりますが……

○はやお委員 俺が怒っているみたい。上の人は何をチェックしているのかね。

○千賀道路公園課長 「千代田の歴史を継承し 次世代を育む 居心地のよいコモンスペースを目指して」というところ、こちらはそういったQOLに対するということ、全く

一致するものかというところの認識がございませう。

○はやお委員 どことどこどこ。もう一回。

○千賀道路公園課長 失礼いたしました。第3章の……

○はやお委員 第3章。はい。

○千賀道路公園課長 16分の4でございませう。本編37ページでございませう。

○はやお委員 何ページ、関連の、PDFのことじゃなくて。

○千賀道路公園課長 PDFの第3章の16分の4。

○はやお委員 16分の4。いじめているわけじゃないけどさ、もったな。

○千賀道路公園課長 ということで、ここに伝わるものとして、その前段、16分の2に基本的な考え方ということで3点お示しをしているところもございませう。こういったところ、基本的な千代田の歴史、特性など、あるいは地域特性を踏まえながら区民とともにやっていく。あるいは多様なニーズに寄り添いながら魅力を高く、機能を最大限に発揮した公園づくりを推進していくといった部分はまちづくりに関して進めていくものと。方向性として一致するものでございませうので、最終的にはこういう形でまとめたというところにはなりますが……

○はやお委員 本当のところ、ここが整理されたら……だろう。

○千賀道路公園課長 ええ、基本的な区の流れとは一致するという認識でございませう。

○林委員長 なかなかかみ合うこともなく、学識経験者の方の検討会も積み上げてきたんで、なかなか、今さら感はあるのかもしれないですけども、大事なところでもあるし、この後個別具体的なところも話さなくちゃいけないんでしょうけど、どうしましょうかと。私のほうからで1点加えて、最初の背景と目的のところでも……

○はやお委員 何か、手を挙げているよ。

○林委員長 本会議においては、20年後を展望するわけですよ、この方針って。20年後の人口って8万人をはるかに超えた人口を想定しているのに、8万人対応がインクルーシブの遊具ができたから8万人の公園に対応できているのかとか、ベンチを多少作ったから対応できるのかというのは、ここは相当な乖離があって、学識経験者の方々にもコンサルの会社にも、多分ミッションがうまく伝わってなかったんじゃないのかなと感じてしましますが。

どうぞ、副委員長。

○春山副委員長 すみませう。ちょっと確認させていただきたいんで、ここのコラムのところの各公園で機能を分けるまでにはいいんだと思うんです、地域のある一定のエリアの中に地域の中心となる公園があって、ハブの公園があって、本当はそこに未利用のものがどこにどういうふうにあるのか、そこに隣接する道路がどこにどうなのか、先ほどはやお委員も委員長もおっしゃるように、近くにどういう学校施設があって、どういう高齢者とか保育園があってということが本当は空間の中にある程度プロットされた上で、公園のA、B、C、Dという機能はどうあるべきかということをやっぱり分析したりストラテジーを考えていくべきだと思うんですけど、そういうような、例えばある一定エリア、神田地域でもいいんですけど、番町地域でも、学経の先生方と、どこか抽出して例えばここだったら、このエリアだったらこういう機能だよなみたいなことまで踏み込んだタクティカルな議論みたいのはされたんでしょうか。

○林委員長 検討会の内容について、まあ、議事録で皆さん確認した上で聞いていると思うんですけども、どうですか。（発言する者あり）

○春山副委員長 そうすると、ここに何か……

○林委員長 部長が答える。さっき言ったんだけど、検討会の中身ですよ。

どうぞ、道路公園課長。（発言する者あり）

放送事故になっちゃうんで、どうしましょう。いやいや、点々で、放送が流れているんで、答える。（「12月」と呼ぶ者あり）答えますか、時計にしますか。

○桜井委員 12月か。

○はやお委員 方針関連でこれでどう予算がついているか。

○林委員長 じゃあ、休憩しましょうか。

午前11時02分休憩

午前11時42分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

環境まちづくり部長。

○藤本環境まちづくり部長 この公園基本方針の今後の扱いですけれども、12月5日の広報千代田にパブリックコメントをしますという掲載は、もう手続に入っております。このため、この後、パブリックコメントの意見と、あと議会でのここでのご意見を踏まえまして、今後修正をしていくということにしていきたいと思っております。

○林委員長 そうなってくると、いつも予算とか決算のときしかやっていないんですけども、当委員会の所管事務の調査の項目として、この千代田区公園づくり基本方針というのを今確認させていただいた上で、パブリックコメントのいろんなご意見も、回答する前も含めて、こんな意見が出たよというのを、委員会の調査として、行政資料ですから、事務執行の中ですから、回答する前に確認をしながら進めていくという点で、よろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 もう一個、じゃあ書き加えてという形で、所管事務の調査で。恐らく申し送り事項にもなっちゃうかもしれないんで。

それでは、改めて千代田区公園づくり基本方針を、当委員会の所管事務の調査の項目として確認させていただきます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。では、これで一旦これについての個別具体的なことは、ジャンプで大丈夫ですかね。余地は、部長、あるんですか。1月以降も直す余地があるのかだけ確認させていただいて。猶予がどれぐらいなのか、めどですよ。年内なのか、年度内なのかも含めて、ちょっと答弁で。文言直しとか修正とかというのを、時期的に、年内めどとか年度内めどに、まだ余地は裁量としてないのかあるのかぐらいは、確認だけ。もう一度、改めて。

○藤本環境まちづくり部長 この方針の修正等についてですけれども、この後、パブリックコメントの意見などを受けまして、また修正の必要があれば修正をして、その修正が終わってから公表していくという形にしていきたいというふうに考えております。

○林委員長 はい。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 ということ、この資料3-1の「令和7年1月 方針決定（予定）」というのは、これは後ろにずれるというのを、改めて委員の皆さんと確認させていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。では、そんなことで、取りあえず次のところに進ませていただきます。

（2）が、次がドッグランの整備についてです。どうぞ。

○千賀道路公園課長 それでは、環境まちづくり部資料4のほうになります。ドッグランの整備についてのご報告になります。こちらPDFは2枚組のほうでございます。

まず1枚目でございます。概要ですが、飼い犬登録数の増加やペットの家族化が進展する中、犬と暮らす区民が日常的に利用できるドッグランについて、かねてよりも要望があるということもございまして、整備をするということでございます。

2の整備内容でございます。記載のとおり、飯田橋三丁目、これは隣接が飯田橋三丁目の広場の隣接でございまして、以前の自転車保管場所のあったところで整備をするということでございます。工事期間につきましては、現在実施中で、12月下旬までの予定となっております。工事の内容ですが、給排水関係、水飲み場やベンチ、それから広場内を人工芝で整備するなど行うものです。整備費は1,287万円、今年度の公園維持費「公園・児童遊園の整備」の事業から支出しておるというところでございます。

なお、当該地域は再開発事業の区域となっておりますので、令和10年頃、これは最短でということでございますが、までの暫定運用ということになります。その事業の開始が変更になれば、その間は継続していく予定でございます。

次に、3、ドッグラン利用ルールのご案内でございますが、まず入場できる時間帯としましては、5月から8月のこの夏の期間でございますが、朝7時から夕方6時30分まで、9月から4月の秋、冬にかかる期間につきましては、朝7時から夕方5時までという予定で、時間外は施錠閉鎖といたします。

参考までに施設の規模でございますが、今回、小型犬専用と犬の大きさに制限のないフリースペースの2区分を設ける予定でございます。それぞれの目安の入場頭数、目安でございますが、小型犬で15組程度、フリースペースは、これは大型犬の場合のみでカウントすると4組程度というふうな形に、目安になるかというところでございます。ただ、こうしたことで入場制限を設ける予定はございませんで、混雑時などは譲り合ったり、あと入場時間を調整していただくということをご案内していきたいと思っております。

次に入場ルールです。まず利用登録ですが、千代田区のポータルサイトを設定しまして、登録できるよう、現在、関係部署と調整をしております。なお、登録に際しては、保健所に登録した際の犬鑑札といいますが、犬の登録及び狂犬病予防注射済票を犬につけていただくよう、これもお願いしていきます。また、現地へは、自動車での来場はちょっと駐車場の関係で不可、自転車は一部駐輪場がございますので可能といたします。

下の段、そのほか注意点です。ふんや尿の処理は飼い主の方が責任を持って処理していただく。その他のごみも全て持ち帰るといった基本的なこと。それからトラブルにつきましてでございますが、これはドッグランに限らないところでございますが、犬が人にかみついた場合、保健所に事故発生届を提出する義務があるというところがございまして、その他

トラブルも原則は当事者にてご対応いただくよう周知してまいります。

2枚目、裏面でございますが、参考として、完成予想パースをお示ししております。
説明は以上でございます。

○林委員長 はい。また、ワンちゃんのドッグランなんですけど、委員の方、どうぞ。3年間の暫定利用です。

岩佐委員。

○岩佐委員 すごい要望もあった中で、やっとできたんだなという、本当にそれは大変うれしいことだと思います。

この、今ある程度この整備についてご説明いただいたんですけども、基本的にはこれは鍵を開けるか開けないかだけで、人が常時いないで、利用者だけに一定程度のマナーとルールの下でやっていただくということを求めるものだと思うんですけども、登録とか予約の段階で、もう少しトラブルに対して少し回避ができるような、何か考えていらっしゃるのかとか、例えばカメラを設置するとか、どうしてもやはり動物ですから、何かあるか分からない中で、そこに対してはどのような運用を考えていらっしゃるのでしょうか。

○千賀道路公園課長 こちらのドッグランは基本的には場所ということで、朝晩の会場施設のとき以外は基本的に無人ということでございます。現在ちょっとカメラ等の設置は予定はございませんけども、初期の段階においてはいろいろなトラブルが想定されますので、これは我々道路公園課の職員等が適宜対応していくということで考えております。

○岩佐委員 ありがとうございます。始めてみないことには、どんなトラブルがあるかとかどんな利用がいいのかというのが分からないですけども、この時間帯とかにも含めて、始めた段階で1回利用者の方の声を聞いていただいて、特にまた利用時間も、真夏なんかですと、皆さん、犬の肉球が熱くなっちゃうから、もっと早くに散歩とか移動とかをさせたりするらしいんですよ。夜も結構暑いので、犬が暑がる、暑がるというか、だっこしないと移動できないみたいなことになりかねないので、ちょっとそういった利用時間とかも含めて、始めた後、何か月かで、ぜひ声を、皆さんの声を聞いていただきたいと思うわけです。大丈夫でしょうか。

○千賀道路公園課長 運用後の話ということでございますけど、今回設定したのも、ひとつ他区事例等を踏まえてということでやっておりますので、実際どう動くかというところはございます。そういったところで、変更の要望等がある場合は、適宜調整の上、変更をしていきたい、変更することは可能と考えております。

○林委員長 ほかに。

○岩田委員 この頭数のところで何組と書いてあるんですけど、これは例えば家族で2匹、3匹飼っているのを、1組というふうに考えるということでもいいんでしょうか。

○千賀道路公園課長 こちらは基本的に、仮に犬が1匹と少なくとも飼い主の方お一人で、それが最低1組という考えなので、家族かどうかはあれですけども、犬1匹当たりで、そこに人が複数名いるという想定でございます。

○林委員長 基準は、ワンちゃんが基準。人が基準。

○千賀道路公園課長 これ、こういう基準が明確にはないもので。

○林委員長 いや、そうじゃなくて、数字の、15匹とか頭いるのに、家族がいる場合と、15人いて犬が何匹とか、どっちを基準にしているんですかという。

○千賀道路公園課長 犬です。

○林委員長 犬。ワンちゃんが基準で。

○千賀道路公園課長 そういう考え方です。

○林委員長 じゃあ、15匹、15頭とか、ちょっとこのフリースペースに大型犬、4人入れるのかなという感じですけど。

どうぞ。いいですか、岩田委員。

○岩田委員 ということは、1人が2匹連れていた場合は2組というふうに計算するんですよね。

○林委員長 2組。そうそう、そうです。

○岩田委員 で、これ、組というふうに、あくまで目安ではありますがでも、小型犬で何組というのと大型犬で何組というのと、これ、そういう、まあ目安と言えれば目安なんですけども、大丈夫なのかなと。それは、大型犬でも2頭とか飼っている人とかがいたりするんですよ。そういうのも考えて、だから目安と言っているんでしょうけど、人が常駐という、さっきそういうお話もありましたけども、そういうのをしなくて大丈夫なのかなというような話です。

○千賀道路公園課長 いろいろなケースが今後想定されるかと思えますけども、今、基本的な考え方では、1組、犬1頭でお一人というところの換算でございます。そういった複数匹で連れていただく場合は、犬の遊ぶ範囲というところを基準に考えるということであれば、そういった犬の頭数で周知をしていくようなことは、検討は可能かと思えます。

○岩田委員 最後で。だったら、これ、もう犬がメインだったら、これ、フリースペースで、目安を何頭と書きちゃったほうがいいんじゃないですかね。というので、どうでしょう。

○千賀道路公園課長 それは、ご指摘のほうが分かりやすいということであれば、そのように直したいと思えます。

○林委員長 はい。いいですか。

春山副委員長。

○春山副委員長 ちょっと今すぐどうこうできるという話ではないと思うんですけど、スペース、そんなに大きくないというか、大型犬4頭という意味でいくと、そうですね、今、千代田区の需要がどのくらい、需要というか、ペットが、犬がどのくらいいるのかという数字が、母数みたいなのがもうちょっと分かると、このスペースで本当に需要が足りるのか足りないのかということが分かるのかなと思うんですけども、そういった意味で、遠くから、今日はじゃあドッグランへ行ってみようと思ったら、もう混雑で全然入れなかったというケースとかがやっぱり出てくると思うので、それは、この間ご紹介させていただいたスマートシティ的なセンサーがあれば、ケータイで見て、あ、今すいているかもしれないみたいな、そういう混雑情報とかがやっぱり分かるようになると、こういうサービスも一層使いやすいものになるかと思うので、そういったことも含めて多角的に検討していただきたいと思えます。

○林委員長 アプリみたいなね。

○千賀道路公園課長 ちょっとまだ現在、こういう、まず暫定、暫定も暫定、暫定の暫定といえますか。

○林委員長 3年間ですものね。

○千賀道路公園課長 まず今年度中は、ちょっと直接の職員対応を含めて、どういう状況になるかというところ、そういうものも考えながら、そういうときに課題が出てきた場合は都度対応していくということで考えております。そういった混雑情報等の周知が必要ということであれば、これはまた区の所管、デジタルの所管等と調整して、そういった情報提供なども検討してまいりたいと思います。

○林委員長 はい。小枝委員。犬は人気あるね。

○小枝委員 すみません。私はあんまり詳しくないので、外れているかもしれませんがけれども、待望されているものだとは思いますが、生き物、やっぱり何というか、どういう環境が一番いいのかというのが、床であったりとか、どうなのかというのが、専門性、専門家の関与みたいなのがあったほうがいいのかなと感じたんですね。

それと、大手町の緑道のほうで、たしかやっていたですよ。そういう何というんですかね、今回の場合は、あくまで実施というよりはトライアルと捉えて、ここで皆さんのニーズをしっかりと聞いて、ちゃんとやっていくという姿勢が必要なんじゃないかなという気はします。ほかの区でやっているとしたら、恐らく公園の隣であったりとか、大手町緑道だったら、あそこは日差しを気にすることが結構ない、大丈夫なスペースだったりするじゃないですか。そういうところの何というんですかね、設置のための聞き取り、詳しい人から聞くみたいなのがちゃんとないと、よかれと思ってやったけど、何だろう、それこそ日差しが強くてとか、足が熱くてとか、飼っている人がちょっと苦しいなというような状況になってしまったりというようなことになるとよくないと思うので、今回あくまでトライアルだということと、民間がやっている取組との連携とか、本格施行に向けて、もう少し方向性を明らかにする。それから専門家、あるいは飼っている人、利用者の意見をちゃんと聞くということが必要じゃないかと思いますので、いかがでしょうか。

○千賀道路公園課長 そうですね。まだちょっとこれから運用で、様々な課題があり、それについては、先ほどもご答弁したように、都度改善できるものは改善していきたいと考えております。

また、こういった専門家の方のご意見も改めて確認をしたりするところですが、一つ場所ですけれども、特別にもっと理想的な場所はあるかもしれないところはあるんですけども、千代田区の土地利用状況等を踏まえますと、場所については今回こういうところでやっていくというところ、その中で、少しでもよりよい環境を提示していくというところが必要かなというところはございます。

○林委員長 課長、ここはお日様に照らされる場所なんですか。日陰の部分。

○千賀道路公園課長 実際はひなたに当たるところなんですけども、先ほどパースのほうでちょっと、ちょっと模式的にあるんですけど、一部に日よけといいますか、パーゴラといいますけども、屋根は素通しになっておりますけども、そういう部分は設けているというところがございます。

○林委員長 なるほど。そうすると、課長はワンちゃんを飼われているか分かりませんが、人工芝にアスファルトだったら、日中、相当日差しがあるんだったら、熱くなっちゃいますよね。

○桜井委員 アスファルト。

○林委員長 アスファルトか人工芝なんですって。どっちも熱く、結構、外濠公園も暑いんですよ、日差し。まあしょうがないですね、日差しが当たっちゃうんですからね。（発言する者あり）えっ。（「アスファルトの上に」と呼ぶ者あり）アスファルトの上に芝生。だから熱くならない。（発言する者あり）

○千賀道路公園課長 補足しま……

○林委員長 どうぞ。熱くなるかならないかで。

○千賀道路公園課長 熱くは、日差しの状況等で一定程度熱くなる可能性はありますが、今回、人工芝でございますけども、柔らかくて、あと遮熱成分等を配合しているというところがございまして、極力そういう熱くならないようなという配慮は、現在、計画上はしております。

○林委員長 犬はしゃべれないんでね、熱いと。

いいよ。はやお委員、どうぞ。もう、時間も時間に。

○はやお委員 先ほども、結局は小枝委員から話があったよ。結局が一番大切なのは、実際やっているのは大手町の緑道のところ、実際のところはそこは民間がやっていたと。それもサービスでやっていたと。といいながら、ノウハウがあると思うので、そのところをどういうふうに吸い上げて、これに反映していくのか。そしてまた、それをどういうふうに今されているのかを答えていただくのと、今後の拡大となったときに、結局は今までは全くノータッチだったわけですよ。それを区有財産、区有地を使ってやるということに関しての方針変換は必要だと思いますよ。ドッグランで、非常に犬も多くなってきていることですし。そのところについての今後の拡大については、大体、大まか、検討されていないならされていないということでしょうけど、どんなスキームで、タイムスケジュールで考えているのか。そこも考えていないなら、考えていないというふうにお答えいただきたい。

○千賀道路公園課長 まず大手町のほうの現在民間で運用していただいているドッグランでございますが、こちら聞き取り等を行っておるところでございますが、引き続き運営とか、あるいは場合によっては層を紹介するような連携というものも必要かと思っておりますので、引き続きそういった連携を踏まえていきたいと思っております。

それから今後、今回これは開発エリアということで、いずれはなくなる予定というところもございまして。

○林委員長 3年間なんですよ、（発言する者あり）3年間。施設になるか、暫定かは別です。

○千賀道路公園課長 その間のうちに、何かもう少し恒久的にできる場所等があればというところで、検討はしていきたいというところでございますが、現時点ではちょっと未定というところでございます。

○林委員長 はい。いいですか。

ある。岩田委員。

○岩田委員 さっき熱くなるかどうかという話のところ、熱くならないようにというか、そんな、ワンコちゃんの肉球が火ぶくれとかしたりとかするのは大変なんで、そういうふうにならないようにというお話でしたけども、ちゃんと定期的に温度を測って、そういうのを出したほうがいいと思っておりますので、そこはお願いします。

○林委員長 道路公園課長。じゃぶじゃぶ池……

○千賀道路公園課長 そうですね。ちょっと実態として、まだ、今度、真夏の部分になりますと、今度、半年ぐらい先になりますけども、そこに行く段階で、だんだん暑さにおいて、利用に関するご意見等が出てくるかと思えます。そういう場合も、ちょっとどういう対応が必要か、場合によってはそういう現地確認なども踏まえて、適切に対応していきたいと考えます。

○林委員長 いいですか。3年間の暫定的な試みという。

最後、1個だけ。番町のほうも多いんですけど、自転車、利用の2番のルールのところで、自動車は駄目と。自転車はいいと言うんですけど、自転車じゃなくて、赤ちゃんのバギーみたいなので犬の移動というのが非常に多いんですよ、千代田区。それはどう、とめられるのか、中に入れちゃうのか、どういう想定をされているんですかね。

○千賀道路公園課長 そういった、最近、犬の散歩にベビーカーというかバギーのようなものを使われているというのは考えられるところでございますので、それは自転車とは別途に、そういうものが置けるようなスペースというものは、ちょっと検討していきたいと思えます。

○林委員長 確保すると。じゃあ、3年間ちょっと頑張っ、いい結果で。また夏場のときとか、どこかで暑くなかったというのだけ、心配されているんで、肉球の。どこかでタイミングで、その他でもいいんで、報告してください。

いいですか、終了して。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。では、駆け足で、次、（3）です。（発言する者あり）日程があるんで、そんなこれは急ぎでもないと思えますので、ちょっと報告だけ聞いて、端的に行きます。

○桜井委員 トイレに……

○林委員長 トイレへ行きたいんです、僕も。区立麴町仮住宅への永田町駅地下鉄連絡出入口整備について、まとめて報告をお願いします。

○山内住宅課長 それでは、環境まちづくり部資料5に基づきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

1枚目でございますが、こちらは通行人数の図と、将来的な人数がこうなるだろうという予測の図となっております。この図の両側とも同じで、基本的には地下通路があるかないかというところでございますが、図の一番下側が平河町方面の改札口となっております。この太い線に沿って人が流動的に動いている動線となっております。

こちらの通路でございますが、幅といたしましては、こちら、図の真ん中ら辺になりますが、6,775人と書いてあるこちらの通路の幅が4.88メートル、それと、それぞれ4番出口、5番出口に分かれた後、4番出口のほうは2.8メートル、また階段のところは1.13メートル、5番出口につきましては3.8メートルという幅になってございます。

右側のほうの図で1,667と上のほうに書いてございますが、こちらが今回予定をしております地下通路の部分となっております。こちらにつきましては幅のほうを書いてございませぬが、こちらのほうにつきましては現在検討中のところでございますので、こちらのほうは、また後ほどご報告のほうをさせていただきたいというふうに考えてござい

ます。

また、こちら、交通量につきましては、それぞれ大本のところでは6,775人というところが、4番、5番出口で4,020人と2,755人というふうに調査時点ではなりましたが、それが地下通路ができることで、4番出口が2,591人、5番出入口が2,517人ということで、差分の1,667人がこちらのほうで地下通路のほうをご利用いただく人数になるのかなというふうに想定をしております。

○林委員長 はい。ありがとうございます。

という……

○山内住宅課長 まだ。

○林委員長 あ、まだある。

○山内住宅課長 あります。はい。申し訳ございません。

2枚目のほうが入場者数のグラフとなっております。こちらのほうは、赤くなっているところが150人を超えているということで、こちら、4番出入口のほう、地下通路を造った際にはこれぐらいに赤い棒の部分が減るんじゃないかという見込みとなっております。

また、別紙のほう、もう一枚別紙がございまして、そちらのほうをご覧いただければと思うんですが、こちらのほうは、以前、永田町駅とかの、平均乗降者数ではなくて、その日の乗降者数が分からないかというご質問いただいていたんですが、東京メトロのほうでそちらについては公表していないということでございましたので、1日平均の乗降者数を書かせていただいたものでございます。

ご報告は以上でございます。

○林委員長 はい。ありがとうございます。

人数で、地下通路を出たらどれぐらいの想定かというので出してもらいましたら、1,667人ぐらいが新たにトンネルを掘れば利用されて、交通が少し、混雑がピーク時に緩和されるだろうという、基礎知識の報告でございました。

何かありますか、確認したい点。なければ、また次回以降で引き続き、これも所管事務の調査の項目になっておりますので、いろんなご意見とか進捗があれば、またご報告いただければと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。では、2の報告事項を終了いたします。

休憩いたします。

午後0時09分休憩

午後1時26分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

午前中の報告事項を先に終了いたしましたので、次に、日程1、陳情審査に入ります。

初めに、学生会館再開発計画関連についてです。本件に関する陳情は、新たに当委員会に送付された陳情、送付6-44、特別区道千第836号の廃止及び新設広場についての疑問と懸念に関する陳情及び送付6-22、学生会館再開発計画において近隣住民と実のある話し合いの場を求める陳情、送付6-28、特別区道千第836号の廃止に伴う陳情、送付6-34、学生会館の保存活用事業及び附帯事業を速やかに進めていただくための陳

情の計4件です。新たに送付されました陳情書の朗読は省略し、関連するため、一括で審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、一括審査に入ります。執行機関から何か情報提供等がありましたら、どうぞ。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 特にございません。

○林委員長 はい。それでは、委員の方からご意見を頂くとというよりも、陳情審査ですので質疑になるんですけども、ご承知のとおり、11月25日の当委員会におきまして、特別区道の廃道に関する条例を可決すべきものという形で決定されました。それを踏まえた上で、何か執行機関に確認したい等々がありましたら、どうぞ。なければ、まとめに入らせていただきたいと思います。

○はやお委員 前回も確認したんですけど、これはもう議案が通って行って、ただ、廃道だけの議案ではなくて、この前の提案につきましては、セットだと。公園が分かれているということについての確認はしました。そこは間違いのないかだけ確認したい。

というのは何かというと、そうなってくると、もう議案を通しちゃっていて、その計画がセットだということになってくると、その旨を丁寧にまた陳情者に返さないといけないということになって、そのところはもう一度。ただ、アローアンスがどこまであるのかということはまだ一つあると思うんですけども、その辺のところをお答えいただきたいと思います。

○神原環境まちづくり総務課長 こちらの廃道につきましては、開発行為による許可、公共管理者の同意というオーダーでございますので、廃道と合わせて2か所の広場に付け替えるということについて、セットというふうに考えているものでございます。

○林委員長 よろしいですか。

○はやお委員 僕はそれだけです、確認。

○林委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 新たに出てきたほうの陳情のほうは、確かに賛否が分かれても議決をしたといえども、議決が最終ゴールではなくて、そこからがむしろ実働的には始まりということからすると、どういうふうに誠意を持って答えていくのかということがあると思うんで、ちょっと読み上げ省略と言われましたけれども、1、2とありますので、1のほうが区道廃道の再検討となっていますね。現行区道の廃道については、地域住民の日常生活や緊急避難の視点から再考をお願い申し上げます。また、再開発事業による容積率増加を目的とした区道廃道は、地域の公共性を損なわないよう、地域住民の理解を早急に得た上で進めるべきだと考えます。この地域住民の理解が得られていないということから、この文言が出てきているんだと思いますけれども、もう区道廃止が議会で決まっちゃったということなので、そこについてはもう聞かないということなのか、引き続き努力するということなのか、スタンスをお聞きしたいと思います。

○林委員長 小枝委員、冒頭申し上げた、可決すべきものと委員会としては決定しましたけれども、議会としてはまだ決定していない、はざまの議会なんで、可決すべきものというのを踏まえた上で陳情審査をいたしまししょうと冒頭諮ったんで、それでよろしいですよ。ね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。どうぞ、総務課長。

○神原環境まちづくり総務課長 廃道につきましては、今回、都市計画道路の用地確保と学士会館の旧館保存ということで、我々としては廃道していくものということで考えてございまして、それに関わる交通上の関連に関する周知というものは、告示以外に、我々も現地表示ですとか様々なツールを使ってやっていくということは、ご説明、前回はさせていただいたかと思えます。

併せまして広場のしつらえにつきましては、今後の検討の余地は十分ございますので、その中で地域のご意見を聞くという、今の段階でどういうやり方というのは決めておりませんが、そういう場というのも考えていくということは可能だというふうに思っております。

○林委員長 どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 ちょっと今まとめて答弁されちゃったんですけど、2点目は、後で質問しようと思っていたんで、分けて言っていただけますか。

1点目の区道廃止の再検討のところは、まだ本会議を経ていないので決まったわけではないという委員長のお話で、そのとおりなんですけれども、そのところは、今ちょっと言葉が捉えづらかったので、もう少し明快に、1点目のところの今後の周辺住民の生活圏を守るということとのすり合わせですね。その心配に対して、どういうふうに区としても応えていくのか。議決前、委員会議決前、当然、本会議議決前も、1回も説明会をせずにやってしまっているという状況からすると、まだまだやるべきことはあると思うんですけども、そのところを、1点目の区道廃止再検討のところについて答えていただきたいのと、2点目の新設広場の利便性向上と安全対策および設置場所の再考、207平米の子供の広場を設ける計画について、別の適切な用途を検討することをお願いいたしますと。この2点のところについて、もうちょっとめり張り、丁寧に教えてください。

○神原環境まちづくり総務課長 1点目の廃道手続きに関することにつきましては、当然、今後、議会のご議決を頂いた上で、公示といった法律的な手続というものをしてまいります。それだけでは我々としても十分足りていないというふうに考えておりますので、現地に表示することや、様々なツールを使って周知のほうを図っていきたいというふうに考えてございます。

2点目のご質問の広場に関することにつきましては、今回、開発行為による公共管理者の同意事項になっておりますので、今ご提示している広場の面積を大きく変えたりですか、しつらえを行政目的の広場以外に使うといった、そういう考えはございません。

○小枝委員 うん。

○林委員長 1点目に――どうぞ、春山副委員長。いいです、いいです。

○春山副委員長 関連。新たに出た陳情のところ、一つ目が、区道廃道の再検討で、「地域の公共性を損なわないよう」というところで、これ、区道廃道の結果として得られるものが、公共性を持つ適切な空間として利用されるものになるのかということについて、この廃道に伴う空間が、公共性という点においてどのように区として考えられているのか、お答えいただけますか。

○神原環境まちづくり総務課長 委員長、環境まちづくり総務課長。

○林委員長 どちら。どちらが答えたらいいんですか。

神田地域まちづくり担当課長。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 廃道後の公共性ということで、今回、区道廃道に伴い広場の付け替えを行っていくこととなります。広場についても、当然広く公共性のある空間として整備していくというようなこととなります。一方で、今回、廃道に伴って民間事業者が一体的な土地利用をして整備を進めていくわけです。区の広場と隣接して一体整備を行っていくわけですが、その中で、新たな公開空地の整備であるとか、また、そういった中で学士会館の曳家保存がしっかりできるというところで、歴史文化的な継承行為につながる事業ということで、公共公益性が強い事業であるというふうに考えております。

○林委員長 これから続くんですけど、地方公共団体として、千代田区が公共性の確保というのをどういうふうに捉えている。事業者の提案は分かるんですけども、地方公共団体としてのお考えを、今、審査の中で明らかにしなければという形なんで。

○春山副委員長 そうですね。

○林委員長 分かりますか、もう一回言いましょうか。

あ、加えて、もう一回、じゃあ、かみ砕いて。春山副委員長。

○春山副委員長 もう一度確認させていただきます。公共性って、いろんな意味での公共性があると思うんですけども、それが、今回、区道廃道に伴って広場が二つになるということで、それが一つの広場であれば、にぎわいであるとか、むしろ憩いの場であるとか、公共性のどういう公共性なのかという空間が違うと思うんですけども、二つに分かれて屋内型広場と挟む形になったということで、この広場の公共性というのは区のほうでどのようにお考えですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 1か所で配置が可能であれば、使い方だとかを幅広くさらに検討ができるというところがございますが、2か所になったからといって、広場としての公共性が損なわれるものではないというふうに認識しております。

○林委員長 あの、課長、すみません、聞いているのは、1か所だったら1か所の公共性について、地方公共団体、千代田区として、こういうのを考えていると言えばよかったんでしょうと。ところが2か所になるんですから、それぞれの公共性を、区道を廃止してまで、こんなに北西の広場は公共性が高くなる、南東のほうは地方公共団体の土地として公共性が高くなるというのを、説明をかけていかないといけないでしょうね。

○春山副委員長 そうですね。この書かれている、地域、区民への貢献性は何かということころを明確に。

○林委員長 事業者のお考えというのと、加えて千代田区として、地権者としてというのがないと、なかなか陳情者にお返し、お答えを、誠意を持った回答にもならないものですから。大丈夫ですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 広さが2か所にそれぞれ分かれてしまうというところではありますが、憩える空間であるとか、そういったしつらえの部分にもつながりますが、利用について公共性が損なわれるものではなく、むしろ区の財産として持つことによって、公共性が保たれるというふうに考えております。

○春山副委員長 ……つなげられないんですよ。回遊性と答えて……

○林委員長 うーん。

何か補足もしますか。どうぞ、総務課長。

○神原環境まちづくり総務課長 公共性ということで、一つは、財産的な考え方としては、区のほうでしっかりと区道を公共財産の、広場を行政目的とすることによって、不特定多数の方にご利用していただくというのが一つ公共性を担保するところでございまして、この設置した広場につきましては、敷地が北西、南東と2か所になります。屋内の広場を造る予定になっていまして、そういったこと、神保町と神田警察通りをつなぐ起点となる広場になりますので、まちの回遊性といったものにつながってくるのかなというふうに考えてございます。

○林委員長 はい。つながりまして、次、どうぞ、副委員長。

○春山副委員長 ありがとうございます。そういった意味では、このワークアビリティの向上であったり、エリア一帯の回遊性を高めていくという意味で、公共性があるというふうに区として理解しているという、認識しているということで理解しました。

そこで、陳情者から出ている2番目の質問に移ります。新設広場の利便性向上と安全対策及び設置場所の再考ということなんですけれども、以前に委員会で提示された広場のイメージと活用例のところに、南東広場、子どもの遊び場と書かれていて、そこに芝生やタープ、遊具を設けた日常的な子どもの遊び場と書かれているところが、多分、陳情者の方が懸念されている点なのかなと思いますが、回遊性の向上と公共性のところが、もちろん憩いもあるんですけれども、回遊性の向上を公共貢献性というのであれば、この南東広場のところの回遊性の向上と、多分、遊具というのが、回遊性が向上しているところにどう遊具を配置していくのか。本当に遊具を設置するということが利便性向上の安全対策にふさわしいのかというのが、多分この陳情者から出ているご意見だと思うんですけれども、この回遊性の向上に併せて広場にどういう広場機能であることが望ましいと区として考えていらっしゃるんでしょうか。

○林委員長 いいですかね。議案審査のときも明らかになったように、広場が二つになるというのは、学士会館の景観を保つためには、お互いビューポイントが二つ必要だから、これはしょうがないと。問題は千代田区の土地が二つになるというのも、かなり違和感があるよねと。ただ、もうどうしようもないんだとしたら、千代田区の二つの土地に18億のなって、その上、区が持っているんだから、どこまで区の土地の広場と言われているところに裁量があるのか。全くなく、事業者が計画したようになるのかということかな。設置物になってくると。

○春山副委員長 そうですね。

○神原環境まちづくり総務課長 あくまでも今回事業を行うのは、事業主体のほうは当然事業者のほうになってまいりますけれども、区の財産に将来引き継がれるわけですので、そのしつらえについては、我々の管理の財産管理の部門ですとか、あと維持管理する道路公園の部門といったものがしっかり意見を言いながら、今後の計画については決めていきたいというふうに考えております。

○林委員長 併せてこの何だ、ふわふわ山というんですか、何というんだ、これ、築山みたいなふわふわ山とかタープとかというのは、区の提案なんですか、事業者なんですか。区は最初のうちはキャッチボール広場を考えていたというのが、議案審査のと

きに明らかになりましたけれども、その代替としてこういったものを造りたい。芝生は違和感ないんですけど、この何でしたっけ、片仮名でタープと。

○春山副委員長 タープは日よけの。

○林委員長 タープ、日よけと。

○春山副委員長 遊具ですね。

○林委員長 遊具というのが、この築山なのか硬いものなのか、絵でしか分からないんですけども、これは千代田区の要望によって記載されたのかどうかということが結構大事になってくると思うんです。もし仮に区だとしたら、近隣の住民ですとか、どなたかの強い強い要望が、こういう遊具を作ってくれというのがあったのかどうかというのがないと、実効支配を事業者がしていて、何ら区が主体的に判断できないような土地になるんだったら、18億の取替えの価値を取り返したほうがいいんじゃないのという話にもつながってきますので、どうなんでしょうか。どこからの要望なのかというのを、確認をお答えください。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 提案されている、以前出したイメージ図での築山であるとかタープにつきましては、担当者レベルの打合せの中では、子どもの要素を感じられる広場がいいよねという中で、事業者が絵に起こしてきているというところで、必ずしもこれが決定事項という中で、先ほど神原まちづくり総務課長のほうも言っておりますが、具体の遊具であるとか整備のしつらえについては、仕様については今々の段階ではまだ決定しておりませんので、まだ検討の余地は十分あると。それについては、区としてしっかりそれを整理した上で、事業者に伝えていくというような形を取っていく流れとなります。

○林委員長 ごめんなさい。午前中、報告事項の中で確認した公園づくりのところでも、遊具を置くのか、平たい土地でみんなが自由に使えるようにするのかというのは、かなり神経質になってもらわないと、土地の面積が限られた千代田区で、何でも遊具を置きゃいいやとか、遊具の中でどれがいいという選択肢よりも、何も無い土地の状態というのも選択肢に入らないと、区道を廃止するのにそれですかということに、ありきになっている。これはじゃあ担当者レベルで子どもの遊具があったらいいねというのを、道路公園課のほうとは調整なしに事業者とのやり取りをやった。

かなり空間のところ、どんな遊具を置くのかというのは全体像に関わるんですよ、地域づくりの。だから軽々に普通は言えないんだろかなとは思いますが、どこまで精度を持った形で遊具の設置というのも出てきたのか。内情ですよ、検討状況の。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 しつらえの部分のイメージをつくっていくに当たって、検討段階では道路公園課の職員にも同席していただいて打合せをしております。ただし、あくまで決定事項という状況ではないというのは先ほども申しておりますが、この遊具が絶対なきゃこの整備の仕方として認めないというようなことで打合せが済まされているという状況でもございません。

○林委員長 話し過ぎるとあれなんです、例えば送付6-34の陳情では、「子供も遊べるスペースとなり」という、これは好意的な評価なわけですよ。ただ、これは遊具を作ってくれというのはないわけなんです。地域なり近隣の方が、どうしてもこの場所に遊具を作ってくださいなというのがあったかどうかというのは、陳情審査の中でかなり大

事な論点になってくるんですね。本当になかったんだとしたら、次のステップに行きますし、どうしても作ってくださいというご意見が執行機関のほうであったんだしたら、ここはまた話が、展開が変わってきますので、事実関係をお答えください。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 地域や周辺の方から、そういった遊具を作ってくれというような要望は聞き及んでおりません。

○春山副委員長 はい。

○林委員長 はい。あれですよ。分かりました。次に行きます。あんまり話し過ぎると、次、特にない。いいですか、まとめ。無理にはいいですけども。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 その遊具を設置したことによって、今後ですよ、何年後か何十年後か分からないですけど、もしもそれを例えば売却とかそういうことになったときに、その遊具って邪魔になるんじゃないですかね。しかもそれ、誰にも要望されていないのを作って、誰が使うのか分からない。広場で、住民たちが何を求めているのか分からない。遊具を求めているのか広いスペースを求めているのか分からないのに、勝手に区がやって、使い勝手もまたさらに悪くなる。一つの大きなものだったら使い勝手がよかったのに、二つにして使い勝手が悪くなって、さらにまた何か邪魔なものがあって、使い勝手が余計悪くなるよなんというふうになるんじゃないですかね。そこはどういうふうに判断されているんでしょう。

○林委員長 言葉足らずの議事整理だったようなんですけど、基本的には地域からの遊具設置の要望はなかったと。子育て関係からもなかったというところで、一定の到達が陳情審査の中でできたのかなと思います。

ただ、広場については、例えば祭礼のとき、神田祭のときの広場って、やっぱりどうしてもなかなかないし、道路上よりも、こういった空地があって、区有地だったら借りやすいわけですよ、イベントごとですとか。だとしたら、地域の子どもたちも、いろんな方が集まれるような、お祭りのおみこしとか立派な山車とかというのを展示できたり、神酒所があったりするというのは、これは子どもたちにとっても悪いことじゃないけれども、そのときに設置物があると、あんまりよろしくないんじゃないのかなという考え方もあるんで。

ただ、ここは一定の整理で、特に設置物は、区有地のところで工作物はないほうがいいよねというのでまとめられれば、まとめていきたいなと思うんですけども、どうですかね。何か作ったほうがいいとか。今、要望もないから、僕はなくていいのかなと思っているんですけども、何か作ったほうがいいというご提案があれば。ないほうがいい。（発言する者あり）

どうぞ、岩田委員。

○岩田委員 あと何か、オブジェも何かそこに何か作るみたいなような話もちょっと聞き及んでいるんですけど、そんなものを、何か遊具があってオブジェがあってなんていったら、それこそ邪魔じゃないかなと思うんですけど、どうなんでしょう。（「そこは……」と発言する者あり）

○林委員長 オブジェの話は、いろんな陳情審査ですとか、野球のやつと東大発祥の地ですけれども、区有地に設置するという計画性はあるのかなのかという。（発言する者あ

り) うん、議案審査の中ではね。陳情審査の中で改めて確認しましょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 議案審査の際もご答弁させていただきましたが、事業者側の土地の中でそういったものは入れていただくといったお願いをこれからして、お願いといえますか、協議をしていくというふうに考えてございます。

○林委員長 だから、区有地の中にいろんな工作物は作らない方向性で、陳情審査でまとめていければなと思うんですけども。段階を追って確認していかなくちゃいけないんで。

（発言する者あり）だから、いや、委員会の中で、区有地の場所には遊具とか記念碑とかを置かないように、執行機関にこれを申し入れますよと、18億の対価なんですからというのを、確認を1個ずつ段階上がっていければなと思うんですけども、ご異論があれば。いいですか。じゃあ、ここはまた後ほど、改めて委員会の集約として確認させていただきますけれども、人工的な、だよね。ベンチ。ベンチまで入れる。入れない。

（発言する者あり）通路だから、遊具とか記念碑とか、こういったものは作らないように言っていきますと。この後、ベンチと樹木の話になってくると思いますので、どんなものという形状。ご心配を陳情者はそれぞれされているんで。

どうぞ、岩佐委員。

○岩佐委員 その区有地の部分を、まさにこれから地域の方と、ベンチとか遊具も、遊具もどの程度の遊具なのか、作らないのかということも含めて、しっかりと話し合うことをしていただきたいという意味では、今の段階で絶対作るなとか、あるいはこれとこれ絶対作れという話ではなくて、むしろそこで、これからこの広場の使い方とか、使い方に際して、何と何と何は必要だよねというものを、特に何ですか、例えば噴水みたいなもの、夏だけここだけ出るものとか、そういうのを含めて、いろんなものが考えられますよね。そういうのを区のほうからもどんどん提案をしていって、提案というか、事業者がやるんでしょうけれども、その中でも、この地域の子どもが遊べるのか、あるいは時間帯によってはいろんな使い方があるよねということに対して、しっかりと意見を聞いてほしいという、その話し合いの場を少し担保してほしいと思うんですけども、ちょっと私の中で、今、ベンチを作るなとかまでは、ちょっとそこまでは言えないです。

○林委員長 言わんとするのが、言葉が拙くて申し訳ないですけど、設計段階のときから、まあ言っているのは一緒なのかもしれないけど、最初にこんなものを作るよというのを地域住民に出すんじゃないくて、基本ベースは真っさらな状態のものにしていかないと、区道廃止の議案は可決されますから、その後で、何の担保もなしに、もうこれが実は前提条件でありましたというのは、あまりにもちょっと申し訳なさ過ぎるかなと。だったら売っちゃえばいい話なんで、18億円で。そうじゃなくて、もうゼロベースで、何も無い状態にしておいたものを、後から作るのは簡単ですけど、設計から、最初からもうあるものを取るといってはえらい大変なことなんで、ゼロベースにした考えというのが。

だから、言っているのは多分一緒だと思います。まずは前提条件で、区道を廃止する条件としては、真っさらな何も無い広場が区有地なんだと。ここから、地域要望があれば、区民からこれを作ってほしいと言われりゃ、それは作らなくちゃいけないですよ、やっぱり。みんなが欲しいというものは。ただ、そこに制約はあるんでしょうけどね。だから、あらかじめじゃなくて、最初は設計図はゼロの白紙の状態に持っていくのが可決のスタートラインという位置づけで、陳情者の方々のご懸念にも、我々もいろんな疑問を呈して議

案を可決すべきにしたところも、到達でいくんではないのかなという整理だったんですが、大丈夫ですか。

○岩佐委員 大丈夫。それで大丈夫。

○林委員長 何を作るなど。

で、在り方についてはいろんな、まだ、木とか、いろんな階段とかスロープとかがあって、スロープは必要だ、必要じゃないというのを含めて、ここから、これも計画段階で決まっちゃえば、可決を12月3日にしちゃえば、もうこれでコンクリートになっちゃうんで、陳情審査の担保として執行機関に申し入れるというのが必要なんではないのかなと、ここからの先で。ちょっと僕、ベンチは先走っちゃいました。申し訳ない。

○岩佐委員 それで。

○林委員長 はい。だから言っている意味。

次に、まだ何かあればですけども、スロープというのが、今お話ししたように、北西側には、区有地にこれ、2本入るんですかね。地下鉄の出入口から南北方向と、白山通りから東西方向も区有地のスロープになるんですか、これ。南東側のところは神田警察通りから北側に向かって1本のこのスロープが入るとというのが、もうこれは決定なのかどうか。区有地の中かどうかというのを確認を。入っていないですよ。配られた資料には入っていない。どこの資料だったんだろう、これ。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 月曜日の議案審査の際に出させていただいた公開空地と広場等面積を示した部分に、スロープが多分示されていたのかなと思います。

まず南東の広場からいきますと、区有地にはスロープ形状のものは入ってきません。あくまで民間敷地の中でのスロープ設置という形になっております。北西広場につきましては、現在の絵では、東西方向に上がるスロープについては民間敷地内、南北に1本スロープが区有地の広場のほうに絵が落とし込まれております。なので、北西広場については1か所スロープを設置したいということで、事業者からはそこは提案というか、まだ確定ではないですけど、そういう絵として示させていただいております。

○林委員長 次のところで行って、スロープというのはなくしたほうがいいという人は多分おられないと思います。問題は、千代田区の土地に入るのか、今は白山通り側に、イメージですけど、これ、もう千代田区のはみんなが本当に広場にするというんだったら、ない状態で、民間地のほうにぐっとスロープを寄せてもらう。ほんと白紙にするんだったら。とかといろいろ考え方も、ここでコンクリートになると、スロープの幅って結構でかいんですよ。だから実際のこの364平米のうち、スロープでこれだけになっちゃうと。これは土地の考え方で、区としては当然だよ。だって道路の一部だったところをバリアフリーにするんだからというのと、いやいや、そんなのは事業者がやるほうが自然だよ。と、責務だよ。という考え方と、幾つか割れると思うんですけども、どうでしょうかね。

あんまりそのスロープについてはないんですけども、公共の施設に足り得るかという、陳情者のいろんな広場のですよ。先ほど春山副委員長が言った2番のところに入ってくると思うんですけど、どういうものが区有地、区が持っているものとしてふさわしいのかどうかというところですが、ご意見があれば。特になければ、まあいいんじゃないの、スロープを区有地に造ってという形です。いろんな設計のデザインもあるんでしょうし。どうぞ、岩佐委員。

○岩佐委員 この陳情は、スロープというかバリアフリーに関しては結構何件か書かれていて、ただ、これはこの計画全体に対して、とにかくバリアフリーをご心配されている陳情だなと、読んだ感じでは思っています。必ずどこかの段階で、やっぱり動線をしっかりと考え、デザインというのも今回はすごく、学士会館を残すというところからいくと、それを最大限に活用したデザインというのも物すごく重要にはなってくるんですけども、その上でもやはりその動線をしっかりとやった上で、それが区有地なのか、区有地じゃないのか、民間の土地なのか、どちらにしてもというか、多分どっちにもやっぱりかかってくるはずなんですよ。

なので、もちろんどっち側から行っても、しっかりとバリアフリーで東西南北に行けるよという状況をやっていただいて、その上で区有地なのか、民間の土地なのか、それは両方なのかということを検討していただくことだけは、必ず事業者のほうにお伝えいただいて、特にもし事業者さんが、今この図ではかなり結構広めにとってありますよね。このポンチ絵と言われるのかどうか分からないですけども、この図では、ベビーカーを押していても、まださらにちょっと横に幅があるぐらいの図を取られているけれども、実際にそれがどれぐらい取れるかということは、区有地を例えば削ってでも、削ってというか、区有地のどこにつくってでも担保していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 当然、今度、今回、広場を整備するということですので、広場内のバリアフリー化というのも考えていかなければなりませんし、今回計画する事業者側の建物に対してのバリアフリーのアクセスというのは大事になってくるかと思えます。今後の回遊動線なんかも踏まえまして、そこはしっかり事業者と協議しながら、適切な位置といったものを配置計画の中でつなげていけるように、我々としてもやっていきたいというふうに考えております。

○林委員長 あの、総務課長、送付6-22の陳情なんですよ。この3番のところ、バリアフリー対応についてというところで、区議会に出ているというのは区に対しての陳情ですから、バリアフリー化について基本的な考え方を示してくださいと。敷地全体としてはいいんでしょうけど、区は区として、事業者にこういったバリアフリー対応を指導するというの、これもあってしかるべきだと思うんですよ。区の土地って限られているんで、これを区の土地に入れるかどうかと、基本的な考え方というのは、庁内で整理されたんですか。特にされていないのか。いや、区がどうしてもここに置かなくちゃいけないということをね。

もう一個、ごめんなさい。6-28でも、4)で、大変失礼しました、全ての人にとって使い勝手の良い、完全バリアフリー設計がなされているのですかというの、陳情者の方が言われているんで、そうすると区の責務として、区有地に展開するのか、事業者に指導しながらやっていくのか、東西南北の、どっちが基本的な考え方で、これは福祉部と調整したのかも含めてですよ、いろんな利用の。まちづくりで判断もいいんでしょうけども、どんなお考えの下に基本的な考え方をやっていったのか。

○神原環境まちづくり総務課長 基本的な考え方としましては、建物内のアクセスですので、それは建物でのバリアフリー化というのが基本になってくるのかなというふうには考えております。ただ、一方で、今回、広場と一体的に整備される中で、この区有地も活用しながら、そういったバリアフリールートといったものが必要だということが確認できる

のであれば、そういった考え方もあるのかなとは思いますが、原則としては、冒頭申し上げたように、建物側のほうでバリアフリーのほうは完結していただくのが、一つ考え方としてあるのかなと思っております。

○林委員長 なるほど。まとめるとき表現が難しいけど、どちらにしても、このバリアフリーのスロープの3方向が、この敷地内に造らなくちゃいけないというのは、多分、委員の方で異論を出したり、近隣の方も、いや、それはという人はいないと思うんですが、問題は、だから、区有地に入れたほうがいいのか、それとも課長がおっしゃったように、建物の製造責任のような形で、段差があるんで、所有者の敷地内に、これ、変更というのはもうできないんだっただけできないでしょうし、できるんだっただけ多少入替えというのがいければ、広場の形状というのが、よりいい公共性のもの、そのビルに行く人じゃなくて、もっとほかにも使える、利用者が使える、区の平べったい平らなフラットの土地になるんで、そこはどんな形なんですかね、進捗状況で。変更できないかできるか。

○加島まちづくり担当部長 今、バリアフリーのお話、陳情の、先ほど委員長に読み上げていただいた6-22。

○林委員長 6-28……

○加島まちづくり担当部長 22ですよ。3のバリアフリー対応についてということで、これ、我々の持っているやつでも陳情者のお名前を書いているので、ちょっと読ませてもらいますけど、××××××××さんという形です。

それで、議案審査のときに岩田委員のほうから、回答書ということで、今日皆さんがお持ちかどうか分からないんですけど。

○林委員長 タブレットに。あ、追加だから、ないや。

○加島まちづくり担当部長 紙でということで、そのところでもバリアフリーに関してのやり取りが載っております。そのやり取りの中で、最終的な、今現在の回答ですけれども、従前の計画では学士会館旧館北側のみにスロープを計画しておりましたが、千代田区道路公園課と協議を行い、計画地北西に位置する広場内にもスロープを設置することということで、そういった回答もさせていただいておりますので、今現在ここで区の敷地の中にスロープを全く設けないということを言い切ることは、ちょっとできないかなということなので、今後の計画、またはこの陳情された××××××さんとの今後のやり取りはまだありますので、その中で少し整理させていただくことが必要かなというふうに思っております。

○林委員長 多少、じゃあ、のりしろがあって、北から南に行くスロープの場所が白山通り側なのか建物側に行くのかというのは、まだ今後、協議の中でできるものというのは、確認で、よろしいですかね。どういう表現にするのか、スロープの位置を区有地に入れるのか、事業者内に入れるのか、今後、地域の方を交えて検討することみたいな形の文言に多分するしかないと思うんですけども、利用者の状況を踏まえとかになってくるんですよ、当然。地下鉄の出入口とか、まちに行く人は別にスロープはなくてもいいわけで、広場のほうがいいわけで。建物へ行く人はスロープがないと困るんで、これはどちら側に寄ったほうがいいのかというのは、じゃあ、ここは裁量で、ちょっと表現方法はまた相談しますけれども、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。じゃあ、次のところで、大分、どうぞ、もう陳情の。

はやお委員。

○はやお委員 ちょっと的外れな質問をしているのかも。

○林委員長 いえ、大丈夫ですよ。順番に、陳情書の。

○はやお委員 このところの追加にされたところで、また繰り返になってしまうのかもしれない、2のところの「新設広場の利便性向上と安全対策および設置場所の再考」と頂いています。それで、神田警察通りに沿い207.21平米の土地に「子供のための広場」を設けると書いてあるんですけど、この子どものための広場というのが、ちょっと今どういう位置づけになっているのかが一つと、それとあと広場ということと、午前中やりました公園づくりの基本方針とかというのは、全く関係ないのか。

例えば今の話は全て、個別最適というか、開発に対することなんですけど、この辺は横にらみして、この地域と。それは以前、委員長もおっしゃっていたり副委員長も言っていたところなんです。この辺との何というの、関連性というか、検討というのは、どういうふうになっているのかというのは、ここもまだフィックスしていないことですから、フィックスしていないことの検討と言われてもあれなんですけども、実際パラレルに今までも動いてきていることですから、この辺というのはどういうふうにこの広場を、公園じゃないですよと、あくまでも広場ですよということで、これには関係ないんだというのであれば、またそれのところなんでしょうけれども、子どもというふうに入れられてしまうと、やっぱりどうしても先ほどの方針の中にあるように、どういうふうにこちらのほうの関連性というのは、方針とどういうふうに横にらみして検討されてきたのか、お答えいただきたいと。

○加島まちづくり担当部長 まず、今2点ご質問いただいたかなと。1番は子どもの広場といった形で、それは先ほど委員長も整理していただいたとおり、我々として最初はキャッチボールだとかという形から始まったので、子どもを見据えたという形で、遊具も描きながら、ご提案というか、パースもお願いしたといったところなんですけど、先ほど、今がもうゼロベースだよと。そこから、遊具も今は何も設置しない。ただ、地域の方々の意向を聞いてどうなるかということは、そういった形でやってくださいというのが整理されたかなと。子どもの広場に関して、本当に子どもが使えるようなものに地域の方々から要望があって、何かということになればそうなる可能性はあるけど、今ここでまた子どもの広場にしますということはちょっと、とにかくゼロベースという形で今ご指示もあったのが、これから集約だと思うんですけども、そういった形になるかなというふうに思っております。

一方で午前中の公園の方針に関しては、あれに関しては、公開空地だとかそういったところも見据えてというようなお話もあったかなと。それと、特に課題になった緑の関係だとかというところもありますので、それはこの区の広場だけではなくて、公開空地も含めた部分でやはりやるべきだろうなというふうに考えております。

方針もやはり地域ごと云々というお話も午前中あったのかなと思うんですけど、実際、具体的な整備に関しては、やはり地域の方々の意見を聞きながら整備するというようなお話だったかなとっております。そういった形で区のほうも説明させていただいたかなというふうに思いますので、そういったこの方針も含めながら、今後この広場の整備の在り

方、あとは活用の仕方だとかを検討していく必要があるのかなというふうに思っております。

○はやお委員 私は決して、まだ一つにしろということ saying しているつもりじゃないんです。二つに分かれようと、ここの言葉が残っているのか。というのは、陳情者からこう言われているから、今のところを明確に言うておかなくちゃいけない。子どものための広場ということに関してというのについては一応リセットなんですよ。それで、ただ、そうは言いながらも、どういうふうにこの広場を位置づけていくのかというのがあるだろうし、あと公園という視点があるものですから、これをどうやって、何というんですかね、全体最適というか、千代田区全体としてここに必要なものというのは、こうやって計画ができていくことだから。それはあれですよ、一つにしようということじゃなくて、二つに分かれたことを前提にですよ、どういうふうに考えているのかということを知りたいわけです。

それで、何かというと、そこでやっぱりこの計画が、方針が必要になってくるのは、ちっちゃいんだから、こういうところはこういうふうに必要なんだという、実を言うと、何というんですかね、尺度みたいなものが出てくると、大体こんなことねと。あと地域の要望も聞こうねという話になってくると思うんですけど、この辺が、ただ、逆に言うちっちゃいから地域のニーズ聞きましょうよという、この前も午前中もそんな話も、小さければそういう判断をするんだらうけども、この辺はどういうふうに考えていたのか。小さくなったら小さくなっただけのこの広場の扱って、どういうふうに検討されたのかということなんですよ。そこをお答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 もう一度、子どもの広場に関しては、1か所だろうが2か所だろうが、まずはゼロベースで今後検討すると。区の広場に関しては、今回この街区に関しては、公開空地、民間の敷地と一体的な広場になるということなので。

○はやお委員 そうだね。

○加島まちづくり担当部長 北西広場が一体的だったら550平米、南側の広場は420平米という形になりますので、その面積を、先ほどの午前中の公園の方針の考え方も含めながら、要するに区からも、やっぱり公開空地はこういうふうにするべきじゃないかとか、そういったことを言うていく必要があるんだらうと。ただ、やはり地域のご要望も確認をし、協議しながらやる必要があるのかなというふうに思っております。

○はやお委員 すり合わせをしていくと。

○加島まちづくり担当部長 はい。

○はやお委員 千代田区の考え方のこの整理も含めながら、地域のニーズを聞いていくという。はい。

○林委員長 岩田委員。

○岩田委員 その地域の要望や協議で、何だ、その地域の何というんだらう、希望というのはかなえられるものなんですかね。かなえられるものとかかなえられないものがあるとは思いますが。それが、あとタイミングですよ。いや、もう決まったことですからというふうに、もうびしっと、もう抑えてしまうんじゃないかと、ある程度そういう要望を聞いて、それが反映されるような時期でないといかんと思うんですけども、そういうところはどういうふうに考えていますでしょうか。

○林委員長 岩田委員の、広場について……

○岩田委員 いや、今、先ほどの答弁で、最終的には地域の要望などを聞いて協議……

○林委員長 はやお委員は広場の扱いについてと。広場のところですよ、一旦、まだ集約をかけていないですけど、ゼロベースにして、特にスロープも含めて協議をしていただくとか、広場の形態については、もう何も無い状態、無の状態、本当に土地空間だけの状態から入っていくと。区の土地ですよ。事業者の土地まではいけないでしょうけど、この土地についてはという形で積み上がってきたのかなと思うんですけども。

○岩田委員 タイミングですよ。

○林委員長 タイミングというのは、区道を廃止した後に、こんな条件はもうつけられませんので、議決前に申入れをするぐらいしかないんじゃないでしょうかねと。今の段階だと思いますが、ゼロベースにするのは。

○岩田委員 地域の要望というふうにおっしゃって、それでさらに協議というふうにおっしゃったので、だったら、ある程度反映されなかったら、要望を聞いても、ご意見として賜りました、以上、で終わっちゃいますし、協議にならないんじゃないかなと思うんですよ。ということです。

○林委員長 今後も執行機関に強く申し入れるという表現になりますから、当委員会の中でも、例えば、例えばですよ、こんなものを東南のところ、広場のところに置きたいんだけどというのは、当然出てくるでしょうから、予算がかかることですからね。かからなくても、区の土地に占有させるわけですから、どこかのやり取りでごまかすわけにもいかないでしょうし、見える場所ですから、そこは我々のほうでも十二分に確認作業ができるのかなとは思いますが、何でもいいよという形で、区の広場の使い方を事業者に丸投げというよりも、一旦白紙、ゼロというところまで、みんなでまとまるかなと思ったんですけども、駄目かな。

○岩田委員 答弁を聞きたいです。

○林委員長 答弁。じゃあ、答弁、一応、どっち。部長。

○加島まちづくり担当部長 これから集約されると思うんですけど、委員長が言われている白紙、ゼロベースというのは、今回の廃道に伴う広場2か所ということでのゼロベース、しつらえということ。

○林委員長 そうですよ。区有地しか権限がないんですから。

○加島まちづくり担当部長 もしかしたら岩田委員はそうではなくて、1か所ということをやられているのであれば、それはもう、ちょっと違うかなと。

○岩田委員 いやいや、それは言っていない。言っていない。

○加島まちづくり担当部長 ただ、しつらえだとか、そういったことは委員長が言われるとおりで、これから、先ほどはやお委員のときにもお話ししましたが、総合設計制度の公開空地だとかの一体的になる広場なので、我々区としても、こういうふうなのがいいんじゃないかということも発言したいと思っていますし、もしくはまた地域の方々からこういったような広場にしてほしいという要望があれば、それは全部できるかどうかというのは、やっぱりできない部分もあると思いますが、それは協議しながらやるために、先ほど委員長がゼロベースだよというふうにおっしゃられたのかなというふうな認識でございます。

○林委員長 いいですか。岩田委員。

○岩田委員 それをちゃんとある程度反映できるようなタイミングで、早いうちにやらないと、もう決まったことですよというふうに言われちゃったら困りますという話なんで、そこはどういうふうに考えていますかということなんですよ。

○林委員長 言わんとしているのは、多分スロープの位置も含めてですけども、仮に設置物とか工作物を作る場合には、いつ頃までをめどに事業者に、区の土地にこんなものを作りたいんだけども。ここが、あんまりでかい、さっき言ったように、急に図書室を造っちゃったりしたらまずいわけですよ。大きな建物、回遊性がなくなっちゃう通路になっちゃうから。そんな大きなものじゃなくというのを、タイミングの時期を、どれぐらいのスケジュール感で、議案審査のときは計画が出ましたけども、実際事業の計画で、広場は最後なのかもしれないけども、形状とか、ここから議論展開するいろんな樹木のとかのタイミングが、どれぐらい先までの猶予があるんですかということをはっきりしたほうが、陳情者にお返ししやすいと思うんで。何かあれば、めどとか、何にもないんですかね、まだ。この廃道が決まります。計画が、事業計画が動きます。

○加島まちづくり担当部長 陳情もあり、今日集約していただけるということであれば、我々に、こういった意見が出るという形で、それをどういった形で対応していくかといったところになるかなというふうに思っています。前回の11月25日の中に、スケジュールをつけさせていただいております。資料が1-7ですかね。手続関係に関しては、来年度の7月ぐらいに開発許可の関連手続という形で、ここで区の許可という形が出てきますので、それ以前には、やはり今のいろいろご議論いただいているところに関しては、集約していくべきだろうなというふうに思っております。なるべく早く図だとかを出してもらって、場合によっては当委員会にも少しお示しして、こういう形で検討していますだとかということが出せばいいかなというふうには思っております。

○林委員長 よろしいですかね。明示かけると、令和7年度の第1四半期、来年6月ぐらいまで、あと半年余りの間で聞いていけば反映をできると。午前中あったように、もう印刷してしまいましたという状態にならないように。と言うと嫌われちゃうから。はい。です。いいですか、それで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 岩田委員、じゃあ、もう時系の、時間、時間軸の確認。どうぞ。

○岩田委員 ええ。そこの、ちょっと分かりづらいというか、細かく日付が入っているわけじゃないですけど、大体これぐらいのときに説明会があつてとか、いろいろは書いてあるんですけども、だったらこれ、ちゃんと説明会を開いて、そこで地域の要望を聞いてということでもいいんですよ。

○林委員長 説明会。説明会。説明会というよりも、様々な意見が出ると多分大変なんでしょうから、意見集約を来年6月までに執行機関として固めないと、本当に何も無い原っぱにするのか、いやいやそんなのじゃなくて石畳とかのものにするのかというのを、そのデッドラインの確認だけで、形態については、今後ここから先も陳情審査の中で、もっと話合いの場を求める陳情とかが出てきますから、そこでちょっと議論のあれかな、課題出しかなと思う、投げかけるところなのかなと思っておりますけども。我々議会としてはね。

○岩田委員 ちょっといいですか。すみません。そういう何か説明会みたいなところの場がないと、そういうような場がないと、住民の方はどこで意見を言っているのか分からない

い。それで、地域の要望を聞きましたなんて、また、例えばですよ、町会長に聞いたからこれでいいでしょうじゃなくて、町会長だけが住民じゃないんですから、そういうのをちゃんと聞く場を持って、そしてそれを、その要望を反映させられるような、そういう形にしないといかんのかなということなんですよ、私が言っているのは。

○林委員長 うん。

○小枝委員 関連。

○林委員長 関連。はい、小枝委員。

○小枝委員 岩田委員が言われているとおりだと私も思うのは、委員長とか部長とかが懸念するように、何か納得できないよとか心配だよという言葉が出たら物事が進まないということではなくて、もう少し、何というんですかね、そういう意見が出ながらも、じゃあそこで調整していけること、セキュリティ上の心配があるといったらこういうふうになります、こうしたらどうかと。もしかしたらもっと違った、こういうふうにして、要するに地域の価値を上げていこうというのがまちづくりだというふうに、を前提ですよ。やればいいというものでは、地域の価値をみんな上げていこうというまちづくりをやるわけですから、それはやっぱり開かれた形で、苦言も提言もみんな聞くというところができるのが、今のこの日程表からすると、1月、3月のところは非常に重要だと思うんですね。その後の4月、6月もありますけれども、そうすることによって、何というか、議会だけじゃない、あるいは事業者だけじゃないアイデアも出てくるし、気がつかない盲点もクリアできていくし、そういう意味では、開かれた場を持つことを区はとても否定的に思うんだけれども、そう思わずに、一旦受け止めるという場を持つことによって、さらに問題を解決し、あるいは何というんですか、いいプランにしていくというような考え方をイメージできないのかなというふうに思うんですね。いかがでしょうか。

○林委員長 僕を加島部長と一体感にされると、かなり温度差があると思うんですけど。

○小枝委員 いやいやいや……

○林委員長 私が言っているのは、一つは、これまで議案審査のときもあったように、事業者と、例えば、お名前を間違えて申し訳なかった、パークタワーの皆さんとの協議というのは、資料の中でも出てきて、やり取りをやっていると。あるいは陳情書で出ている××××の方とも、区ともキャッチボールをやっていると。で、物事を何でもかんでもというのはいかないんで、私が考える領域設定というのは、広場についての考え方をある程度区は責任を持って対応しないと。

○小枝委員 それはいいんです。それはいいんです、公有地だから。

○林委員長 区道を廃止する、だから、全体像とちょっと切り分けてもらって、広場のところに、ちょっと今僕は集約して、話合いの場は別途陳情書のタイトルにもなっているんで、全体計画のここと、区道の代わりに広場というのは、ちょっと切り分けて考えないと、時価総額18億ですからね。これを事業者の思いのまま使っていいのか、それとも区としてしっかりと周辺住民に寄与できるような、将来世代に負担がかからないようなものにしていくといったら、もう何も無い状態が一番将来に負担がない状態なので。

○小枝委員 まだその話が続けているということだね。

○林委員長 うん。

○小枝委員 はい、分かりました。

- 林委員長 ここを切り分けて考えてもらわないと、厳しいかなと思って、陳情書……
- 小枝委員 ちょっとそこはもう先に行っている、そこはクリアされていると思ったので。
- 林委員長 あ、そう。じゃあ……
- 小枝委員 ちょっとそのところは……
- 林委員長 いや、だって、どこも。じゃあ……
- 小枝委員 広場の話からいくのであれば、そこは、それについては。
- 林委員長 いいですよ。
- 小枝委員 私も意見は、うん、いいです、いいです。
- 林委員長 うん。全体計画のほうに行っているよね。僕はまだ違うところに。
- 小枝委員 あ、そういうことなんですね。
- 林委員長 細かい点を、全体、一番重たい話なんで、どこまで協議の場というのが。もうちょっと。
- 小枝委員 ちょっと区有地の話は、全くおっしゃるとおりだと思います。
- 林委員長 いい。うん。
- 小枝委員 あえて日比谷みたいに、ぼっちがどこにあるのと探して回らなきゃいけないような状態じゃなくて、ここだよねということがはっきりした中で。
- 林委員長 ちょっともう一個だけ、細かくはないけど、大事なところを確認させていただいていいですか、陳情の。陳情の送付6-34の区道についてですね、836号線で。これは片や、この陳情では、普段からほとんど使われていない道路であり、ややもするとタクシー等の運転手などの休憩場所と化すなど、かねてから地元町会で問題となっていた道路なんです。普段からこの地域で暮らしていない方々には分からない切実な問題ですというのが陳情で挙げられていますので、一つが、本当にタクシーの場所になって、苦情というのはどれぐらい受けていたのかということと、併せて6-44でいいんですよ、最後の。
- 春山副委員長 はい。
- 林委員長 44のところでも、これ、議案審査のときも明らかに回答していただいています。改めて、陳情審査なんで。こちらのほうでは、区道のほうが——住民の生活利便性が損なわれてしまうと。区道がなくなっちゃうと、廃道によって。正確に読んだほうがいいのか。特別区道千836号の廃道により、地域の通行ルートが大幅に変わり、住民の生活利便性が損なわれてしまう恐れがあるという形なんで、この道路の位置づけだけ、もう一回、本当に苦情がたくさん来ていたのか。通行量について改めて説明していただいて、千何百人でしたっけ、1日。議案審査のときに明らかな、確認させていただいて、道路の位置づけで、廃道しても問題ないよというところを。本当に大事だとしたら、やっぱりまずかったんじゃないという話になる。ちょっとその確認、数値と苦情の確認だけさせてください。
- 神原環境まちづくり総務課長 駐車に関する苦情というのは、一般的には交通管理者のほうに入るのかなということございまして、道路管理者である区のほうに、そういった駐車に関する苦情といったものは入ってはいない状況でございます。
- あと歩行者の通行量ということでよろしかったかなと思うんですが、12時間当たりの交通量調査を昨年令和5年7月に行っておりまして、朝7時から夜7時までの12時間

交通で1,152人でございます。ピーク時間帯は朝8時台がなっておりまして、そこで1時間当たりで320人の通行というのが確認できております。

○林委員長 はい。ということで、すみません、ちょっと区道についてで、苦情等々は直接来ていないし、タクシー等々の休憩場所という実態把握は、区役所のほうとしては把握はされていなかったと。

通行量については、送付6-44にあるように、この1,152人のうち、どれだけ住民の方か分からないけれども、利用者たちは、千代田区の道路としては少ないのかもしれないですけども、あったことはあったと。かなりあったと、1,000人を超える。ただ、これを回遊性のある代替として区のほうは十二分に、この事業者の何だ、何通路（「貫通」と呼ぶ者あり）貫通通路で代替を可能にできるのではないかという考え方というので、よろしいですかね。

大分陳情の項目を行って、どこだろう、次。何かあれば。全体の。遊歩道、遊歩道のところか、今。遊歩道のところだよ。ここ、セキュリティ等々は大丈夫なのかな。何かご心配、6-22で貫通通路について、ここも意見のあれで、6-34のほうは通り抜けられるというのが、酷暑対策になって、通り抜けられると。大変有効だと。地元の神田祭とは書いていないのか、地元行事（祭事）か、の際にも天候に左右されず、要はおみこしとか山車がこの貫通通路に入れるように、スロープももちろん必要ですよ、そうすると。と前向きなお話と、もう一方の陳情のほうでは、プライバシーですとか安全性とか治安上のご不安があると。ここの通路の考え方とか区の受け止め方について確認をした上で、最後、今後の話合いの場に行きましょうか。

ある。何か通路についてありますか。

○岩田委員 今の6-34のところ、
「ややもするとタクシー等の運転手などの休憩場所と化す」というふうに書いてあるんですけど、私もここに、何だ、神田警察通りのイチョウを守るためにずっといた時期がありましたんで、実際見ておりますけども、タクシーとかの休憩場所って、休憩場所にするんだったら、まさにもっと広い神田警察通りのほうが、トラックだったりタクシーだったりはずらっと並んでるというのは見えていますけど、ここの区道のところにそんなにいたかなというと、ちょっとやもすると、うーん、ちょっと何かにわかには信じ難いというのが私の意見です。

○林委員長 先ほど確認したとおり、区役所に直接タクシーが多いとかと。

○岩田委員 そうですね。

○林委員長 苦情を受け止めているわけではなかったと。区のほうで調査したところ、調査したときもタクシーは止まっていなかった。止まっていたら、何か特記事項でありそうですもんね、千何百人も、1,100人も移動するときに、タクシーが邪魔していたというんだったら、そんなの特記事項で書くはずなんで、ここはいろいろ、たまたま見たとか、見ていないとか、いろいろあるんでしょうけども。

今は区道のところは、1,152人は利用していただけれども、貫通通路というのを代替が出てくると。ここでおみこし、山車が入れるし、雨の日も濡れないでいいじゃないかと。区道は濡れちゃうけど。もう一つのほうはプライバシーですとかいろいろセキュリティの問題が懸念されているんで、ここは事業者の協議状況とか、あるいは区のほうで何らかの。公開空地になるんですよ、これ、貫通通路も。だから、ある程度、指導、指導はで

きないの。何か公開空地は、何ができるの。特に何もできない。ピロティ、屋内貫通広場の、何か意見とか、（発言する者あり）どんなイメージで区のほうが、まあどこまで、だからいろんな意見とか防犯上のものとか、お伝えとかができるようになるのか、それも協議なのかどうなのかというのを確認できれば。貫通通路の運用ですよね。運用形態で、事業者任せなのか区の関与があるのかということに、つまるところなってくると思うんですが。

○加島まちづくり担当部長 もちろん区の広場を通らないと、ここの貫通通路に行けないということなので、そこは積極的に、使われ方とか活用の仕方に関しては、我々は声を出していくつもりでございます。

○林委員長 はい。どうぞ、春山副委員長。

○春山副委員長 屋内型広場のところ、貫通通路というより、総合設計制度上、屋内型の広場というような立てつけだと思うんですけども、ここの1階部分のアイラインというかグラウンドレベルのところについての状況を、今分かる限りでお答えいただきたいんですけども、学生会館の入り口も、広場に面するというと、新築棟の1階のファサードというのは何か商業施設が入るとか、何かセキュリティのオフィス棟に入るセキュリティがあるとかという、そういう今分かっていることがあれば教えていただけますか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 まず学生会館の入り口がどこに来るのかというところで、前回の議案審査のときに、資料1-5の2ページ目に、空地とのレイアウトが示されていると思うんですけども——ちょっとごめんなさい。自分が開かない。開いた開いた。茶色い部分が今の現状の学習会館の旧館を示しておりまして、ちょうど、現状、白山通りに階段で1.2メートルから5メートル上がる部分については、そのまま曳家されていくという形になります。一方で、新たなメインエントランスをこの屋内型広場の角の部分、ちょうどピンク色で屋根があり、大空間の広場と一体的な災害一時避難とか書いてある枠のその下の部分に、学生会館の新たなエントランスが生まれてくるというような状況です。

あと、もう一個、何だったかな。

○春山副委員長 裏側、（発言する者あり）今の裏側……

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 あ、ファサード……

○春山副委員長 新築棟の……

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 すみません。あと、次に新館のほうの、新築棟のほうの1階の用途等については、商業施設が並んでいくというふうに事業者からは聞いております。

○春山副委員長 という意味では、貫通道路ってすごい防犯上問題になりそうな貫通道路と、人目がないとか人通りがないとか暗いとか、そういったところに安全性が問われると思うんですけど、そういった意味では、人目があるなりセキュリティがあるなりというような場所が生まれてくるというような理解で大丈夫でしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、副委員長のほうがおっしゃられたような、セキュリティ対策だとか人目がつくような状況になっているという認識です。

○林委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 今のところ、ちょっと理解が追いついていないんですけど、時間、何時から何時までは、ということをおっしゃった。つまり……

○林委員長 そこまでもう分かっている。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 前回、議案審査の際に、廃道議案審査の際に、追加で回答書というのを添付させて提出させていただきました。

○林委員長 委員限り。確認を取っていないから、委員限りの資料になる。

○小枝委員 委員限り。はい。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 はい。で、今、事業者からパークタワーさんに一度、その部分について防犯対策はどうなっているのかというご回答がされております。基本的には24時間警備員を、防犯カメラであるとか建物に警備体制を整えて、不審者対策等に対しては対策を取っていくというような、有人管理をしていくということが回答されているという認識です。

○小枝委員 へえ、そうなんだ。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 先ほどちょっと自席で、千代田区内で考えると、有楽町にあるマリオンであるとか、あと岩波ホールの1階のところ、岩波ホールは扉があるから別に貫通路じゃないですもんね。だから事例がない、思い浮かぶのがマリオンぐらいしかなくて、でもマリオンの場合はもう繁華街だから、ちょっと真夜中に見に行ったことないですけども、多分安全なんでしょうけれども、ここはわざわざ通らなければ、本当に夜は暗闇のところになるとすると、やっぱり警備員を置いたとしても死角はできると思うんですね。すごく広い空間なので、その死角に誰かを連れ込まれたらという思いが残るのは、何か私はよく分かるところなので、何か構造的に仕切りができるとか、判断によって開けたり閉めたりができるとか、何か、いつでも24時間貫通路と言われると、今のこの、場所にもよると思うんですね。この場所においては、不安が残るんじゃないかな。人がいるから大丈夫ですと、じゃあ警備員の方が倒れたらどうなるんだということになるし、また、24時間繁華街化するというイメージも持ちづらいですしね。ちょっと今のお話だけだと、有人管理で大丈夫ですとって、そうですかというふうになるのかなと私は感じますけど。

○林委員長 こう、具体例で、あんまりいいたとえになるか、有楽町のマリオンさんというのはデパートがある、百貨店のあるところとして、四ツ谷駅で新宿になるとコモレさんというのが、郵便局とかコンビニとかがあるようなのか、それともミッドタウンのあの地下みたいなショップが、おいしい食べ物屋さんとかお菓子屋さんが並んでいる、ああいうにぎやかなイメージになるのか、いまいちちょっと、コモレみたいなタイプになるんですかね、四谷の。僕が近いだけ。

○小枝委員 コモレって、貫通。

○林委員長 貫通路があるんですよ、公開空地に出る。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 イメージというところではいきますと、委員長が例に挙げられました四谷コモレ、あちらについては、ちょうど外堀通り沿いの広場から北側の広場につながる貫通路を、建物内をピロティ上で通しております。あちらについては24時間開放型ということになって、セキュリティがかかっていない状況です。店舗が飲食店が結構連なっているところですが、当然24時間店舗営業しているというわけじゃなくて、夜間については店舗が閉鎖、閉店した後は、通行機能だけが確保されているという状況です。

今回のところも同じような、新築棟のほうに店舗は入ると思いますが、24時間営業の店舗が入るとするのは、ちょっとそれこそ繁華街のような形のものというのは、まだ我々もそこまで詳細は聞いておりませんが、営業時間までは聞いておりませんが、なかなかイメージ、そういう24時間繁華になるようなイメージではないのかなと思っております。

マリオンについては、あちらは夜間閉鎖して、表と裏というか、晴海通り側とイトシア側の貫通になっていますけども、夜間、大きいシャッターが下りておりまして、夜間は貫通ができないという状況になっております。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 そこは、だから、24時間通路でなければいけないというふうに決めてかからなくてもいいんじゃないかというふうには思いますね。というのは、やっぱりその土地のやっぱり生活感と、何というんですか、にぎわい感と、総合的に考えないと、やっぱり地域の安全性とか質を高めるという観点から、ちょっと議論をした上で、決めてかからないほうが良いというふうに思います。こだわることはないよね。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 一応、公開空地については原則24時間開放するというような状況があります。縛りがあります。

○小枝委員 何で縛る……

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 一方で、どうしてもセキュリティ、使い方の部分で、夜間閉めたほうがより安全だということであれば、それは協議の中で、ここでやると、最終的、恐らく東京都のほうで許可を出していく形になりますので、そこでの協議の結果、夜間閉められるかどうかというのが、閉めたほうが良いということであれば、その中で決定していくのかなと考えております。

○小枝委員 すみません。私1人が決定づけるような権限は何もないわけですけど、もちろん言う権利はあるかもしれないけど、ただ、千代田区というのは、秋葉原みたいな例えば公園でさえ門を、扉を閉めて、夜は入らない。これがいいことだとは思わないけれども、現実にやはり不特定多数の方が、何というのか、往来されるところがあるので、そのことからすると、公開空地であれども、やはり閉鎖性というか、地域の判断によって閉ざす時間帯ということもあっていいというのは、当然の交渉だと思うんですね。そこは選択肢としてやっぱり担保するべきだというふうに思うので、それはぜひ委員会のほうで、そうした何というんですかね、閉めようと思ったとき閉められる、お茶の水小学校のところも、例えば公園と学校がもうツーカーであったほうが良いだろうと言ったけれども、結局は、当然かもしれないけれども、門で閉ざして、幼稚園の子が入るときだけ開けるみたいにしてたりしているんですね。

そういうやっぱり実際どうしようかと考えたときに、ポジティブ、何というのかな、楽観的に考えるよりは、ややこういうことがあってはならないということ避けられる方向の余地を残さないと、私はちょっと地域の方はやっぱり心配が残るとするのは当然じゃないかと。今、人通りが決して多いところではないので、仮にこれまでの通りが1,100人でしたっけ、1,200人でしたっけ、1,200人が通行したとしても、結局夜間の時間というのはほとんどないと思うんですね。深夜に電車が止まったら、もうその後は人は通らないという道になる。それはもう頭の中に入れて考えるのは当然だと思うので、ぜひ構造的には選べるということをしておくべきだと思います。

○林委員長 ちょっと四谷のコモレの、ごめんなさい、近所なのでよく行くと、扉ってないような記憶があるんで、この屋内広場、公開空地に扉って、つけられるものなんですか。構造上というか、つけていいのかどうなのかというのがよく分からないんで、つけられないんだったらそもそもですよ。

○加島まちづくり担当部長 しっかりとした天井までの区画の多分壁とか扉というのは、ちょっと無理だろうなというふうに思っています。一方で、事業者さんのほうも、もしかしたら閉鎖しちゃったほうが管理が楽だということもあるのかなと思いますので、ちょっとそういったご意見があったということも踏まえて、ただ、制度的にできる、できないということもあると思いますので、それはちょっと研究したほうがいいかなというふうに思います。まずは安全・安心が第一だというふうに思っていますので、そういったご意見で言われているということだと思いますので、事業者にも伝えて、したいと思います。

○林委員長 どうしましょうかね。構造上のところまではなかなか、できるのかどうかも分からない。じゃあ、「安全上申し入れる」とか、そんな表現方法にしますか。夜間の。

○桜井委員 安全は担保されるというのは……

○林委員長 「安全は担保されるように事業者と協議すること」みたいな、ちょっとくるめないと、夜間閉鎖とかになってくると、できないものと言っても、扉がありませんので閉鎖できませんという状況になるのか、ちょっと分からない。

いつ頃までに分かるのかだけ、じゃあこれ、構造上の、建築計画というのかな、この協議の中で、多分パークタワーの方も協議されているんでしょうし、今までの答弁を聞くと、どれくらいめどに分かるのかな。夜間、夜間といったって、多分地下鉄が12時、あの辺は何分、12時半ぐらい、今分からないから、半蔵門線ダイレクトだとそんなものですよね。朝が5時ぐらいだから、地下鉄がなくなって、パークタワーのロイヤルホストが閉店になったぐらいになると、もうあと飲み屋街ぐらいしかないですもんね。有名人の方が飲み歩いているのかもしれないですけど、会社員の方は大体それでもう帰る形になるんで、その夜間の6時間、7時間、5時間とか、そんなもののところですよ。どういう、取りまとめで、ちょっと表現方法を工夫しても、大丈夫だったらいいんですけど、無理強いなことを言っても。

○春山副委員長 安全性を担保。

○林委員長 「安全性を担保するように協議すること」にしますか。

○桜井委員 その程度だよ。出店する店舗だって分からないから……

○林委員長 24時間のを作ってほしいという人はいるかもしれないし、そっちのほうもやっぱり多分もうかるんで。（発言する者あり）牛丼屋さんだろうがマクドナルドだろうが、24時間になっちゃって閉鎖、現実問題として、ファミリーマートはさすがに配慮し過ぎなんでしょうけど、大手コンビニとかを入れてしまってくるとなので、じゃあ、屋内型広場、これ、正確に屋内型広場でいいんですかね。広場（公開空地）になっているんですけど。（「屋内型……」と呼ぶ者あり）広場の夜間利用、夜間について、24時間というのは、多分そんなことを言っても日中は多分やるんでしょうし、テナントさんのもう営業のそんな事故があったら大変、夜間利用についての安全性について協議することで、取りあえず後でよい。安全性ね。安全性について協議と。はい。すみません、小枝委員。

あと、そのほかで。緑のをやってもいい。

○春山副委員長 そんな陳情には……

○林委員長 陳情には入っていないんですね。陳情に入っているのは、あとは6-34の1はやりました。2についてもやりました。3についても今やりました。1、2、3ですよ。6-28については、3、4については一応取りまとめの、バリアフリーのスロープについては来ました。22については、2番のバリアフリーと、若干ですけどプライバシーというのは、これはどこまで今で入るか。遊歩道について、5番の遊歩道と北側のオープン、ここは広場のところで、手続のスケジュール、ここはまだですね。44号のほうの1番の区道の再検討と2番の広場のところは一定の到達なんで、残るは送付22の建物のレイアウト、高さで、協議ですよ、協議の場というところと、送付28のところでも、2)のところですか。オフィスの高層ビルが建つことによりというところで、建物の形態、形状、ずっと事業者と北側の住民の方とは協議を続けていたり回答書でやられているんでしょうけども、場の担保についてのところが陳情者の方で、議会のほうでも何とか設定について、もう少しうまい、いいやり方がどうなんでしょうという形の陳情が出ていますね。この点について、何か。

小枝委員、先ほど止めてしまったんですが、協議の場というところで。

○小枝委員 送付陳情6-22のところに幾つか具体的に書いていますね。まずプライバシーのところ、これまで個別話になりますけど、プライバシーについては、私は基本的にこうした協議が終了する前に、区道廃止でもう進めろという出し方については、極めて不誠実だということで、この委員会席上は反対をさせていただいていますけれども、とはいえ、この具体的なことに具体的に答えていくということができないと、余計問題がさらに悪化してしまうので、このプライバシー対応、それこそ、この間の何でしたっけ、回答書だかに書いてあるんですよ、きっと。そこのところも踏まえて、今現段階でどうだ。そしてこれからさらに協議を続ける中で、どういう展望があるのかということをお答えいただきたいと思います。あれっ、担当課長じゃないの。

○林委員長 協議……

○小枝委員 今、ちょっとプライバシー。

○林委員長 プライバシーね。

○小枝委員 うん。個別、枝の問題なんだけども。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 プライバシー対策については、11月18日に東京パークタワーさんと事業者側の説明会において、プライバシー対策についてもお答えがなされております。ただし、さらに今後そういったものについて、11月18日が最後の会というふうには聞いておりませんので、引き続きプライバシー対策、窓位置だとかもまだ明確に決まっていないですが、窓をスリム化していただくか、計画上どこまでどういことが出来るのかについては、引き続き今後対応していくというふうに聞いております。

○小枝委員 具体には、ここに小学館の社屋の事例というの載っていますけれども、様々な何というんですかね、ノウハウストックがあると思うんですよ。すりガラスを、身長より上のところまですりガラスにするであるとか、何かどういう方法があるのか、これ、当然プライバシーを守るというのは、ここにマンションがあることを知っていて建てるわけですから、それはもう当然そんな11月18日の先にもつれ込むような話ではないはずなんですね。何か奥歯に物が挟まったような言い方をしているのは一体何なのか。区

道廃止してまでやる案件なので、この文化財保存と景観保存と生活環境保全というのはもう当然の最低基準ですから、もうちょっと踏み込んだ答弁が頂きたい。

○加島まちづくり担当部長 区道の廃道があろうがなかろうが、目の前にある程度の規模の建物が建つというときには、近隣の方々のこういう折衝というのはあるんだろうなというふうに思っておりますので、そこは、今、担当課長が言ったように、11月18日が終わりで、ご了解いただけていないということであれば、ちゃんともう丁寧に説明をしていくというのが必要というか、それが筋だというふうに考えております。

○小枝委員 何かね、ちょっと反発するわけじゃないんですけど、やっぱり区民の困ったということには、誠心誠意寄り添うのが区の職員の役割なんですよ。区民がどういうところで不快感あるいは不安感を持っているのか。もう千代田区のマンションというのは、それなりの皆さん価値を持って買っているものですから、そんな区道があろうがなかろうが、千代田区はプライバシーが侵害されてもしょうがないんだと聞こえるような言い方はやめていただきたい。そんなことのない答弁をしていただきたい。

○加島まちづくり担当部長 よろしいでしょうか、もう一度。区道の廃道があろうがなかろうが、目の前にそれなりの建物が建つというときには、いろいろとこういった事業者さんに関してはちゃんと丁寧な説明ということ、条例だとかという形でもうたっておりますので、そこをしっかりやっていただく必要があるというふうな認識でございます。

○小枝委員 そこはぜひ、何というか、理事会なり理事長なり、そうした人たちを、何と何と、悩ませたり板挟みにするようなことのないように、千代田区というのはもう突き詰めるといつでも、嫌なら出ていけばいいですよみたいなところがあるんですよ。またそういうふうになっちゃうおそれがあるって、それをしたらもう負けですからね。まちづくりとしてはそれは負けなんで、地域のまちの質、グレード上げるために、一生懸命まちづくりを企業と参加型でやっているんですよと、区も一緒にやっているんですよと。今までは多分1回も区は説明会に出ていってないはずなんです。そこに、区道を廃止するということは、事業協力者みたいなものなんですよ。一緒に区はやっているんですよ、土地を提供するんですから。

だから、そこは他人事でもない、人ごとでもない。公共の責任性を負って、区長を代理するぐらいの気持ちで、やっぱりまちの困ったに寄り添う、困った人たちに寄り添って、一番いい最適を目指すんだと、千代田区における。そういうやっぱり根性を出してもらいたいんですよ。議会が賛成さえしてくれればいいんだというんじゃないで、その先に、我々が絶対にまちの人たちの不満をもう最小限にするように全力で頑張るからと。それは区長代理なんだからやりますよというぐらいのことは言ってもらいたいんですよ。そうじゃないんですか。

○加島まちづくり担当部長 すみません。先ほど答弁したとおりで、この大都会の中で建物を建てることに関しては、いろいろとあると。そういった中で条例だとかもございまして、そういった形でのどってやっていただくと。区があまり細かい、こういった建物に関して細かいことを言うということは、それはちょっと越境の話なのかなというふうに思っております。

○小枝委員 越境じゃないでしょ。

○加島まちづくり担当部長 そこはご理解いただきたいなというふうに思います。

○小枝委員 平行線にはなりたくないの、とにかく大都会の住民のための行政なので、大都会の住民を守るように頑張っていたきたい、それは、もう平行線は致しませんので。

この今プライバシーの話から言ったんですけども、委員長、説明会のやり方について言っていていいでしょうか。

○林委員長 説明会って、事業者の。

○小枝委員 そこも含めて。

○林委員長 どこまでか、聞いてみない限りですけど。事業者の説明会にあんまり指導権限があるのかどうかということになる。どうぞ、取りあえず大丈夫です。どうぞ。

○小枝委員 先ほど申しましたけれども、区道を廃止するということは、事業協力者、地権者の1人なんですよ、区が。地権者として公共の空間を廃止するんだから、事業者がより説明責任を果たせるように、行政がもう汗をかいてくというのは、私は当然のことだと思うんですね。ましてここは学校間近のところですよ。当然駅のところは橋中学校の学生さんだって通るわけですよ。通らないかな。あれ、早期周知なんだから、エリア内ですよ。えっ、早期周知、2Hの中に入ってくるでしょ。

○林委員長 入ってくるかどうか、じゃあ答えてあげてください。学校。

○小枝委員 じゃあ、そこをちょっと。

○神原環境まちづくり総務課長 ちょっと、そうですね、共立学園は2Hの範囲の中に入ってくるというふうに認識はしてございます。

○小枝委員 共立か。なるほど。

○林委員長 お隣ですもんね。

○小枝委員 ふんふん、なるほど。事業者が今まで近隣対応をしてきました。これ、私、以前の委員会でも、議決よりずっと前に言ったんですけども、区民、区民というか、このいわゆる説明会というものが、たしか1月に1回しか行われていなくて、それも事業者の説明会ですよ。このままだと、早期周知条例になってからしか説明会をしないと思うんですよ。そうすると、課題が先送り、不安が先送り。あるいは知らない、計画そのものを知らないという人たちがいる状況の中で、早期周知条例に入るような事態は避けるべきだと思うんです。なぜならば区道廃止が入っているから。そして、この国登録有形文化財の保存が入っているから。もっと言えば都道拡幅も入っているから。公共性の高いまちづくり計画なんですよ。

だから、そこは区のほうも出ていって、近隣町会だとか近隣マンションということだけではない、開かれた説明会。だって、まちがよくなるというふうに皆さん思っているわけでしょ。そういう説明会をちゃんとやっていただきたい。そしてこれはこういうプランなんですと。いつも言うけど、模型を出して、出せるような模型がないと言われているけれども、本当だったら、模型を出して、VR、ビジュアルに、こういう通路で、こういう保存で、こういうデザインの空間、建物、そして、用途、使い方、ここには、皆さんが使える、何というのかな、ちょっとカフェだかレストラン、赤ブリのところなんかそうですね、李王家のところは、そういうふうにして使われていますよね。どういうふうになるのかということ、もっとみんなが内容を知るようなことが、場がないという——場がないまま早期周知条例に入ってほしくない。そこは、ぜひ、やっていただきたい。やるべきじゃないかと思うんですよ。

そうしないと、何というのかな、後から、もっと早く言ってくれればいいのにとということが必ず起きるんですよ。それ、いい知恵も含めて、ちゃんと開かれた説明会をやっていただきたい。そんな難しいことを言っていないんだけどな。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 以前にも同じ質問を頂いておまして……

○小枝委員 そのときは、「はい」と言ったんだよ。そのときは「やります」と言ったんだから。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 説明会を区としても開くべきだ、区も入って開くべきだということについて、それを開くことは考えていないということをご答弁させていただいております。

○小枝委員 いや、やると言ったんだから。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今回、特に早期周知条例に先駆けて、かなり事業者事前に近隣の建物、あるいは周辺への学士会館を含めた開発をやっていくという周知を促してきております。そうした中で、一定程度、そういう積み上げというか、事前の周知というのは、任意ながらやっていたという状況だと認識しております。

○岩田委員 はい。関連。

○林委員長 岩田委員。

○岩田委員 今やっていたという話なんですけども、それでも、やっぱり近隣の方々からこれだけ陳情が出ているわけですから。で、先ほど、部長も地域の要望を聞いて協議していくと、そういうふうにおっしゃっているんですから、やはり区も積極的にそういう説明会などをやって、地域の要望をまず聞いていただきたい。それが、先ほど小枝委員もおっしゃっていた、条例でうたっていると、それで、条例にのっとってと。そんなんじゃなくて、区も地権者なんですから、その地権者も交えた開発なんだから、ちゃんと地域の要望が聞けるような、そういうような説明会をちゃんとやっていただきたい。そして、その要望が反映できるような、そういうタイミングでやっていただきたい。私も、先ほど、そういう質問をしましたが、そのときに、もう明快な答弁いただけなかったもので、ここはやっていただきたい、その条例にのっとってではなく。

○小枝委員 そうだね。

○岩田委員 それ以上にもっと丁寧なものを。

○林委員長 まあ、いろんな考え方があるんでしょうけども、聞き方を変えると、条例にのっとらない説明会の裁量の範囲というのは、どれぐらいまちづくりであるものなんでしょうかね。いや、法と条例に基づいた説明会をしなくちゃいけないんでしょうけど、それ以外ので、裁量で、ここはやろう、ここはやらないとかという裁量権というのは、どの程度あるのかというところを。

○加島まちづくり担当部長 先ほど、岩田委員のご質問に、私、答えたのは、広場関係の話で、そこは区の裁量だとか、あとは、公開空地が一体的になるからということで、要望も聞きながら整備ということになります。一方で、小枝委員言われるのは、建物のプライバシーの関係だとか、そういったところが入ってくると、我々、そこ、責任を取ることはできませんので、そういったところは、区としては入りません、やりませんというような形でご説明させていただいているというところですよ。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 プライバシーの話は途中で終わっているんです。もう、さっき言いましたよね。この6-22の7の手順・手続及びスケジュールの提示ということですね。まだ検討中、説明が繰り返されていますが、決まってから調整できませんと。ここのところに行きますよということを委員長に言ってから、質問したんですけども。

条例に基づかないという話からすると、今、区は、いつも決まってから、住民の求めで説明会をせざるを得なくなるような説明会を繰り返しています。例えば、例えばだな、また神田警察通りという、みんな、あれなのかもしれないけど……

○林委員長 さっきのパブリックコメントのやつでも、一事が万事だと思えますんで、そこは……

○小枝委員 いや、じゃあ、別件で言うと、例えば、九段のところで、桜が切られるのはちょっと何とかしてくださいと言って、そうすると、区は出て行って、説明会をやりますよね。町会の皆さん、おいでくださいと。そういうふうに、そういうのはやっているわけです。無数にやっているわけです。説明しないと、だって、ご理解いただけないから。そういうことをやっているわけですよ。

だから、条例、千代田区には条例がないですねと。一般的なまちづくりに関する説明会をやるような条例がない。協働と参画だ、協働と参画ガイドラインということではありますね。協働と参画ガイドラインということでは、住民に説明会を行いながら、理解を得ながら進めましょうということが書かれています。書かれていますよね。いますよね。

あそこには、協働と参画ガイドラインは条例ではないんですけども、地域の理解を得ながら、地域の要望を聞きながら、まちづくりを進めましょうという公共施設の取扱い、変更を含めて、近隣生活者に影響のあるものについては、協働と参画のガイドラインに基づいてやりましょうというふうに書いてあります。ありますよ。（発言する者あり）私は、それを条例にしてくださいという本会議質問しましたけれども、いや、条例にしなくても、やりますからと言ったんですよ。（発言する者あり）そして、こういう大事なことに至ると、条例がないからやらないですよねということを行うようになると、そこに信頼関係というのは持てなくなるんですよ。

ここは答弁してください。条例がなくても、説明会は、必要とあらば、できますよね。

○加島まちづくり担当部長 先ほどから、すみません、同じことを言っているのかもしれないんですけど、区がやるものに関しては、今、言われたとおりという形です。建物だとか、そこら辺の総合設計に関わる敷地の中の建物、規模、用途、使い勝手だとかというのは、やはり事業者さんが説明するべきであり、我々区が入って、その何か細かいところの調整というのは越権行為だというふうに説明をさせていただいております。

○林委員長 私有財産で、一つが、私有地のところの容積と建物の話になってくると、なかなか、あなたの土地には何色の屋根とかって、隣の区とか役所が言うと、ちょっとお国が違う形になってくるんで、ここの論点というのは、一つが、文化財を残す意義というのは、区としても、これは近隣住民というカテゴリーよりも、むしろ、この国の、日本人たちに大切なものなんで、守りたいんですよというアピールは少し必要なのかなと思いますし。

もう一点が、広場の説明はここからやっていくというんですけども、区道廃止に当たる場所、ここについては、参画と協働のガイドラインには、道路というのが位置づけがな

いんで、いろいろもめていたんですけれども、廃道に関してというのが、まあ、これは、1,152人通るからいいとか、悪いとかではなくて、かなり早い段階から説明なり、こんな考えがあるというのは、周知なり、何らかの出したほうがいいのかなという気はします。我々の議会のほうでも、陳情が来てから、あ、ここ、廃道になっちゃっているんだとかというのが、びっくりしてから、陳情審査をやり、議案審査のところでも、そこから近隣住民の東京パークタワーにお住まいの方、陳情審査のキャッチボールなのか、住民の方がいいのか、相乗効果なのかは別として、いろいろイメージパースですとか、建物の高さが110から100になったと。これは、いいのか、悪いのかというのは、これは価値の判断だと思います。120で細いほうがいいのか、高い建物のほうがいいのか、のっぺりとした、ベしゃっとしたほうがいいのかって、もう価値軸になっちゃうんで、言えないんでしょうけど。

小枝委員、区道に関して、廃道に関しては、区のほうでも、積極的にかなり早い段階から、キャッチした段階で、区議会を通じてでも、近隣の住民の方、これは町会だけに限らず、いろんな管理組合ももしかしたら時代の流れで必要なのかもしれないですよ。大きなマンションの管理組合には、区道を廃止しますというのは、で、何かアクションがあれば、説明する責務は、僕、当然あると思うんですよ。今回だって、売りゃ18億なのに、それもない状態で、使い勝手もどうなるか分からないような状態ですんで。

ただ、建物に関してになってくると、なかなかやり取りの中でうまくいかない。これは、私有地だから。地権者は地権者であるんですよ、確かに。敷地内に、あれ、区の土地が入るんですけども、中に入るんでしたらね、区の施設が、多少はですけど、それだって難しい、再開発で難しいのに、輪をかけて、総合設計制度というのは、なかなか結構難しい領域なのかなというのは、今、やり取りを伺って、そういう寄り添う考え方もあるんでしょうし、ちょっとできないことを、片方の肩を持つんですかという話になると、これ、たまたま事業者のビルなんでしょう。住民は住まないからいいんですけど、これ、もし、片方でも、両方に住民いて、住民対立になってお宅のマンションは98メートル取って、うちのマンション110じゃいけないのと言われたときに、じゃあ、どっちの味方なのと言われたときに、やっぱり苦しんじゃうのかなと。たまたま、今回は、住んでいないから、結構強気に言えるんでしょうけど、住んでいると厳しくなっちゃうかなという気はしないでもないです。

全然肩を持つわけじゃないですし、先ほど言ったように、パブコメの話とか、もう今さら遅いよというのは、かなり憤りは感じていますが、そんな形でどうですかね。○小枝委員 千代田区は、まちづくり条例がないですからね。恐らく23区は半分ぐらい条例を持っていると思うんですけども、まちづくり条例がない。だから、条例がない中で、今のような話を、お願いベースで、区道の廃止で、参画と協働ガイドラインに基づいてやらなかった。やらなかった。で、条例は行く。そのときに、区道を廃止しないとできない建物について、総合設計は、一定程度、数字の問題だから、そんな、何ですかね、近隣紛争ベースの調整ぐらいしかないんですよということになっちゃうと、それは、私は、条例がないなりに、千代田区としては、住民との協働をどういうふうによりいい形でやっていくのか。

つまり、ここの話というのは、やり方によっては、いい話になるはずだったんですよ。

いいことをやるんでしようということなんです。区道を廃止して、広場を付け替えて、そして、近隣の方々に喜んでもらえるような場所をつくる。じゃあ、近隣の方々に喜んでもらえるような場をつくるというのは、どういう場なのかというのは、近隣の方々に聞かなきゃ分からないでしようということなんです。また、当事者である、例えば、学士の理事会だって、12月3日、その日に、本会議場の3日、その日に議決があるということなんです。議決じゃないや、会議がある。えっ。違う。（「臨時会」と呼ぶ者あり）あ、臨時会か。臨時会があるということなんです。そしたら、そこでだって、いや、もっとこうすればいいのにと。私が言いたいのは、住民ももっとこうすればいいのに、専門家ももっとこうすればいいのに、もっとこの制度だって使えるよ、もしかしたら、もっとこうすれば負荷が減らせるよ、そういう知恵出しができるような前さばきがないという千代田区のまちづくりというのは、とってもいいものを持っているのに、残念過ぎるというふうに思っている住民は多いですよ。

議会がどのペースに行くのかは議会の判断があると思いますけれども、私は、そういう意味では、いいことをやるんですと、いいことをやりたいんですと、住民の皆さんと一緒にやりたいんですというふうに、前に出ていく、外に出ていく、対話をするという、そういうふうなことを、こういう区道廃止の場を通じて、心がけてもらいたいんですよ。いつも引っ込むこと、そして、ご議決いただきましたから決まりですということでは、区民の中に不満とか不信とか、そういうのがどんどんたまっていて、何か残念な方向にエネルギーが行ってしまうので、それを避けてもらいたいというのが質問の趣旨です。

これ以上、このことを引っ張ることは、この場においてはいたしませんけれども、考え方については、繰り返し言っている、そういうことなんです。少しはご理解いただきたいと思っています。

○加島まちづくり担当部長 いい計画だということで、我々も進めるべきだというふうな判断もしながら取り組んできたといったところです。それで、11月25日の資料の1-6に事業者による近隣説明会の実施状況ということで、もともと、通常だと、想定——想定というか、やっていない、かなり早い段階で地域の方々にこの廃道を踏まえた形での整備ということの説明をいただいて、やはり、地域から、かなり、それは全部反対だよとかというようなことであれば、なかなか道路廃道って難しいよというような話もさせていただきながら、やってもらったといったところです。その後、では、反対がどうだったかという、まあ、反対ということではないと思うんですけど、いろいろ意見が出てきている方々というのは、直接、この陳情にある方々という形になってきております。

その中で、建物の内容が、特に、先ほどのプライバシーの話だとかも含め、いろいろとお話が出ているので、それに関しては、区というよりも、事業者さんが真摯に対応して答えるものだというふうなことです。そこは、ちゃんと今までも調整はしてきてもらっていますけれども、今後も調整してもらおうということが必要だというふうに区としては考えてきていた。一方で、道路廃道に関しては、前にもご説明したとおり、区が責任を持って行う必要があるということなので、先ほど委員長も言われましたとおり、道路が廃道しなくなるわけですから、その影響をちゃんと事前に周知なり、説明ということで行われたのかなというふうに思っていますので、そういったところは、しっかりやっていく必要があるというふうな認識でございます。

○林委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 一応、ちょっと何か言葉のマジックみたいなんですけども、区が責任を持ってって、その説明が条例でうたっている説明だけじゃ困っちゃうんですよ。広場の話ですよ。だから、条例でうたっているから、条例にのっとって、それで、区が責任を持ってって。いや、それだけじゃなくて、区道なんだから、もっと丁寧にやりなさいよという話なんです。地域の要望を聞いて、協議してって。それができるようなタイミングで、もっと丁寧に説明をやってください。条例でうたっている。それで、説明終わりというんじゃないって。11月18日の話だって、それはやりましたから、それで終わりじゃなくて、もっと丁寧にやってくださいということ、自分も、小枝委員も先ほどから言っております。

○加島まちづくり担当部長 建物の関係に関わることに関しては……（発言する者あり）先ほどお話ししたとおりです。広場に関しては、先ほど申し上げたとおり、意見も聞きながら、どういった形にしつらえするのかといった、あと、運用管理ですね、そういったものもどうするかというのは、今後、ちゃんと協議していきたいというふうに考えております。

○岩田委員 そこ、ちょっとだまされないようにしないといけないんですよね。意見を聞きながらって、それが条例でうたっている説明じゃなくて、それ以外にちゃんとやるということよろしいですか。

○加島まちづくり担当部長 よろしいでしょうか。

○林委員長 どうぞ。

○加島まちづくり担当部長 条例、早期周知条例は、あくまでも建物の事業者さんがやることですので、それ以外に意見を拾う必要があるかなというふうには考えております。

○林委員長 だから、今まで、11月25日の資料1-6であった、例えば、東京パークタワーにお住まいの方との説明会、事業者の、これを引き続きやっていただけるよう、働きかけるように努めるということは、行政のほうではできるということで、これでもう区道を廃道が議決されたから、ぷつんとパークタワーとの、お住まいの方との説明会をもういいよ、やらなくてというわけじゃなくて、もっとちゃんと続けてくださいよと働きかけると。やれよというのは、なかなか権限として難しいけども、やってくださいよと働きかけるところが限界値のところのやり取りかなと。実際問題、今後も、お互い、隣近所で、町名は神保町と錦町ですけど、道路を挟んで向かい側なんですし、ロイヤルホストを使う事業者の方もいるでしょうし、逆に、新しいテナントに行く方もいるでしょうしというので、うまくぎすぎすしないようなものになって、僕が言うと、おかしいか、ぎすぎすしないようになって、かなと思うんですけども、どうですかね。

まだある。

○岩田委員 事業者に働きかけて、事業者にやらせるんじゃないで、区が廃道する、区の財産を廃道してやるんだから、広場の話ですよ。やるんだから、地域の要望を聞いて、協議できるような早い段階でやってください、区が、という話です。

○林委員長 そこは、やり取りで、区道廃道と広場についてはやるというんで、まとめのところで。いいですかね、ちょっとまとめて。今までの、大体、5点に集約できるのかなと思ひまして、汚い字なんで、誰も読めないと思ひますが、一つが広場に遊具や記念碑な

どの設置を計画せずに、今後、地域ニーズを把握すること、把握し、計画を進めることとか、何かそんな感じかな。「把握し、進めること」にしますか。把握することって、まず、把握が第一だと思いますんで、それも、年次も6月までと入れるよりも。

○桜井委員 「進める」までは入れますかね。

○林委員長 言いづらいんで、把握することと。何たって、積極的に造れという意向がなければ、更地のままなわけで、後でいかようにも造れるんですけども、あえて、来年の6月まで、慌てて、もうそこまで何か造るとかになってしまふよりも、何か一面、タイルでも、芝生でも、何でも汎用できるようなんで、把握して、どうしても造りたいものが、これを造ってくださいよってあれば、そこは6月までにやっていけばいい話なのかなと思うんで、把握することぐらいかなと思います。

2点目がバリアフリーについてです。区有地内のスロープの位置は、今後、事業者と協議することという形で、スロープを造ることには何ら違和感ないけれども、実際、南側は事業者の土地に造って、一番歩道側にあるのが今の北側のところなんで、建物のほうに寄っていただければ、東西と南北のがちょうど一致するような形にも形状的になるんで、ここは、ちょっと区有地に、もし、スロープを造った瞬間に、かなりの制約になってしまって、これが本当に公共に、どこまで全体の、ビルの公共には資するんでしょうけども、バリアフリーに、全体の公共にするか、事業者と協議すること。ただ、もう、ここしか駄目だとか、やっぱり住民の方でもこっち側に造ってほしいという声があればなんで、協議することかなという気がします。

半ぐらいから、ちょっと各派の予定があるみたいなんで、一応、後でちょっと文面を休憩中に写しますけれども。

三つ目が屋内広場の夜間利用の安全性については、区が事業者と協議することと、夜間についてはね。昼間は、協議してもしょうがないんで、です。

4点目が、区道の廃止に当たっては、説明する時期などの基準を検討することと。要は、できるだけ前に、区のほうで、内部で区道廃止が煮詰まった段階で、早めに言うとか、その時期が今あやふやで、この場合はいつと。ここはもう固まったからという形で、ばらばらなんで、基準をちょっと検討してもいいんじゃないのかなというところですよ。

5点目が、最後は、小枝委員には納得できるかどうか分からない。今後とも、事業者が近隣住民との話し合いの場を引き続き続けるよう働きかけることという表現で、くるみ過ぎですかねというところで、一旦、休憩を取りたいと思います。ご意見もあるでしょうし、ちょっと、この休憩の中で文字も打ちながらやっていきたいと思います。

いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。一旦、じゃあ、休憩します。

午後3時27分休憩

午後4時40分再開

○林委員長 では、委員会を再開いたします。

休憩前に、5点ほど読み上げましたが、改めて確認したいんですが、何かある。

○春山副委員長 すみません。休憩前の委員長に集約していただいたところについて、一点気になっていることがあるので、確認させていただきたいと思います。

小枝委員からもいろいろ陳情者の方々の声がありましたけれども、やはり、近隣の住環境に配慮した空間計画をきちんと考えるというところを、きちんと区のほうでも考えていただきたい。陳情にもあるように、生活に資するであるとか、融和的な環境、6-28も、広場ができることが融和的な環境になることとか、6-34でも、快適に生活できるようなものができるようにというところで、環境というのが、具体的なことはないけど、やはり住環境というのをすごく皆さん感じていらっしゃるところが言葉の中にいろいろ出てきているので、そこは配慮していただきたい。

それに関連するんですけど、ちょっと戻ってしまって、委員長、申し訳ないんですが、広場のところで、ずっと気になっていて、ちょっと発言を今までもしてきたので、控えようかなと思ったんですが、このイメージパースのところも、ほぼほぼ芝生以外のところがコンクリート舗装というか、舗装面になっているようなイメージパースが出てきているんですけども、千代田区の掲げるいろんな計画では、今日初めて、この公園等の、公園づくり基本方針、緑の基本計画に基づいているというところなんですけど、やはり、緑機能というものがもたらす住環境であるとか、子どもの環境というのがすごく大事だと思うので、これを造っていくに当たって、住環境も、環境面もちゃんと配慮したものにさせていただきたい。単純にコンクリート舗装して、子どもが何か遊べますみたいなものではないものを考えていただきたいと。

子どもの遊べる場というのは、コンクリート舗装して、何か遊具を置くことが遊び場になるわけだけでもなくて、単純に緑の空間を配置することが子どもの遊び場になるということもすごく多くて、紀尾井町の再開発のところまでできたピオトープ、あそこは、子どもたちの必ずお散歩に寄るコースなんですというふうにおっしゃられるお母さんもすごく多いので、そういった空間自体が、自然環境が子どもの遊べる場になるということもあるので、コンクリート舗装して何かするというところだけじゃない、空間の在り方というのをちゃんと考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 近隣の住環境配慮、あるいは広場のしつらえに対して、緑、ピオトープ的なというようなしつらえも要素にというお話だったと思います。そこら辺については、今後、広場の仕様を詰めていく中で、どういう緑、また、周辺との連続というのを意識できるのか、また、近隣住民等の方々にとって、住環境的によくなる空間という形で意識して、協議を進めていきたい、整備の協議を進めていきたいと考えております。

○林委員長 はい。よろしいですかね。

○春山副委員長 はい。

○林委員長 では、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、送付6-22、送付6-28、送付6-34、送付6-44の学士会館再開発関連の4件の陳情につきましては、地域の住環境に配慮し、以下について、委員会集約をしたいと思っております。

1、区有地の広場に遊具や記念碑など、設置を計画せず、今後、地域ニーズを把握すること。

2、バリアフリーについて、区有地内のスロープの位置は、今後、事業者と協議するこ

と。

- 3、屋内型広場の夜間利用における安全性について、区と事業者で協議すること。
 - 4、区道の廃道に当たり、説明する時期など、基準を検討すること。
 - 5、今後も、事業者が近隣住民との話合いの場を引き続き設けるよう働きかけること。
- の以上5項目を執行機関に強く申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。（「いいです」と呼ぶ者あり）いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 これで、陳情審査をまとめて終了するんですが、どうしても言いたい。
岩田委員。

○岩田委員 まとめていただいて、ありがとうございます。

そして、今の委員長のまとめとおりとすることで、先ほど言いましたところ、もう一度再確認。地域の要望を聞いて協議するという場を、条例でうたっている説明会以外にも、ちゃんと地域の要望が反映できるようなタイミングで説明会を行っていただきたい、区が。事業者任せではなくて、区がやっていただきたいということを申し上げたいと思います。

○林委員長 まあ、集約に書かれた4項目めなのかな。説明する基準などを明確に、区道廃道に当たって検討していただくということに尽きると思いますんで、それでよろしいですよ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。以上をもちまして、学士会館関連の陳情審査を本当に終了という形で、ご協力ありがとうございました。

次に、まだいっぱいあります、外神田一丁目南部地区のまちづくり関連についてです。

本件に関する陳情は、継続中の送付5-14、5-30、5-39、5-42、送付6-4の合計5件です。関連するため、一括して審査することとして、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。執行機関から何か情報提供等ございましたら、お願いいたします。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 それでは、前回の委員会で資料要求があった事項のうち、同意率状況に関する資料について、環境まちづくり部資料1にて説明いたします。

前回、同意状況の変動について、分かりやすくしてほしいとのご意見も頂いております。お出しした資料では、令和5年12月時点の数字から令和6年10月時点の変動の表を1枚に取りまとめております。

まず、資料右の権利者合計及び民間、公共機関の内訳でございます。令和5年12月時点では、権利者数35、民間が32、公共機関が3でございました。下に移りまして、令和6年10月時点では、民間権利者が1減り、民間31、公共機関、変わらず3、合計34となっております。

同意状況の変動については、左上の表からご説明いたします。令和5年12月時点の同

意状況の数値につきましては、これまでにお示した表をこちらの表に転載しております。その後、所有権移転が発生したことで、下の表に数字が変動しております。賛成意向の権利者から別の賛成意向の権利者に所有権が移転しており、同一人格については重複カウントを行わないため、青い破線枠で示すとおり、賛成が上の表より1減り、全体の割合も変動いたしております。面積合計については、この時点では変更はございません。

次に、前回委員会で、令和6年10月時点の資料をお出ししておりますが、その資料の数値を右下の表に転載しております。先ほどの所有権移転とは別に、共有持分の方々が複数賛成の意向に移っており、民間のみでは66.7%となっておりますが、下の表に、民間、公共の合計においては、公共機関の意向を保留とした場合は、賛成数は3分の2である66.6%まで権利者数及び面積合計ともに至っていない状況です。

なお、組合設立時点で同意が必要となる権利者数に公共機関が含まれるのかというご質問も前回頂いております。

結論から申し上げますと、公共機関も含めた全体の権利者数及び面積が、組合設立時の同意要件となります。

根拠につきましては、資料1の参考資料をご用意しております。こちらの資料、令和3年7月30日に一度お示ししている資料となりますが、参考資料の2ページ目に都市再開発法の組設申請時の同意に関する規定第14条を載せております。所有権借地権を有する者に公共機関を特別に位置づける規定は、法律上、ございません。民間と同様の扱いとなりますので、公共機関の再開発事業における同意の意思については、各機関の判断になるものと認識しておりますが、全体の同意の数には公共機関も最終的には入れていくという形になります。

また、マンション等の区分所有物件の建て替え決議の必要性につきましては、同じ参考資料にて、以前、ご説明しております。1ページ目にお戻りいただきまして、中段右手に赤字で示しておりますが、決議は不要という形でなっております。

資料説明は以上となりますが、区有施設の検討、進捗状況及び清掃事務所の直接移転または仮移転の検討状況、事業全体の検討状況について、口頭にてお答えさせていただきます。

まず、区有施設である清掃事務所や万世会館につきましては、調整側のまちづくり担当と各所管課、また、所管課と準備組合とで打合せ協議を行っております。必要諸室や施設使用を意識した諸室レイアウト調整など、函面を交えながら具体的に検討しております。内容が固まるまでにはもうしばらく時間を要する状況です。

次に、清掃事務所の直接移転または仮設を含めた2回移転の検討につきましても、いまだ決定しておりません。昨年度の当委員会、または、企画総務との連合審査会において議論も頂いておりますが、区のほうといたしましては、再開ビルができた後に直接移転が可能であれば、清掃事務所の円滑な継続性の観点からも理想だと考えております。一方で、2回移転となる場合の仮設建築案については、清掃事業の継続性の観点で、比較検討できる内容のものが準備組合から示されていない状況になっておりますので、こちらについても、もうしばらく時間を要するところです。

また、事業全体の検討状況について、準備組合のほうで、本年3月の都市計画決定以降、基本設計に関する契約や各種調査に関する契約等が行われております。一方で、設計条件

に大きく影響する河川や国道、その他法令に関する関係行政機関の協議についても再開しております。しかしながら、以前の協議時点から間が空いていることもあり、また、年度も替わったということで、協議先の担当者の異動もあり、協議内容が経緯説明の1から再開している部分もございます。準備組合のほうでは、全体設計、区有施設、事業費も含めた事業計画、権利条件など、並行して検討は進めている状況ですが、資料も含め、ご報告できる状況になった段階で、速やかに当委員会に報告していきたいと考えております。

続きまして、前回の委員会で、岩田委員より万世会館に関する質問を2問頂いております。所管のコミュニティ総務課より回答を預かっておりますので、ご回答させていただきます。

まず1点目、再開後の万世会館の駐車台数についてです。10月10日の予算・決算特別委員会でも同じ質問を頂いております、要求台数については6台としておりますが、敷地や条件に限りがある中で、計画上2台となっているところを、現在、どこまで増やせるか、協議を行っている状況となっております。

2点目、葬儀の費用対効果に関して、1件当たり幾らぐらいかということについて、こちら、同じ10月10日の予算・決算特別委員会でご質問を頂いておりました。その際、1件当たりの葬儀費用についてはお答えできないと、所管課長より答弁させていただいております。理由としましては、現在の万世会館では、会館の使用料を指定管理者が徴収しております。よって、万世会館の使用料は把握しておりますが、一方で、個々人の葬儀費用については、万世会館を利用する葬儀事業者に支払われており、その数字を区として把握はしておりません。そのため、1件当たりの葬儀費用というご質問にはお答えできないということです。

そのほかに、岩田委員より、下水道局に貸している公共用地がどうなっていて、今後の予定というご質問もございました。下水道局の貸付けについては、こちら、飯田橋の用地と思いますが、令和5年1月26日の企画総務委員会で、政策経営部より、令和8年9月30日まで貸付期間を延長するというので、3年半延長する旨が報告されております。

説明は以上です。

○林委員長 はい。それでは、陳情審査に入ります。

質疑のある方。

○はやお委員 ありがとうございます、資料の整理をしていただきまして。

まず、やっぱり同意率のところの資料を通しまして、もう一度確認いたします。民間のみということになりますと、一応、権利者が20.68ということで、66.7%、3分の2は行っているよねと、最初、そう思っていたんですけども、今、先ほどの説明を頂きまして、やはり、公共の、つまり、国と都と区、これを入れての34人となると、現時点においては、20.58で60.8%だということですよ。どこを見るかということ、そこを見るということで、もう一度、確認、よろしいのかどうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、委員おっしゃられたように、あくまで公共機関を含めた権利者数、合計34人のということで、それに対して、3分の2以上の同意が組合設立時点では必要となってくるということでございます。

○はやお委員 基本的なところの確認になりますけれども、市区町村が都市計画法に基づきまして、第一種市街地再開発に関する都市計画決定をしたと。このところ、当該地区で

計画が進まない場合、これ、市町村の責任が法的に問われるのかどうか。というのは、やはり都市計画決定したのは、確かに千代田区、首長であると。こういう状況の中で、法的には責任が問われるのかどうか、そこをお答えいただきたいと思います。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 基本的には、そこに対して、都市計画を決定した側としての責任について、明確に追及されるというようなことはないというふうな認識です。

○はやお委員 そうですね。私も確認しています。やっぱり、そのところについては、法的には原理原則上は追及されないと。でも、結局は、同意率が民間だけでこれだけ低いとなると、こういう結果になるということなんですよ。また、今回、公共が入ることでも、床にし、そして、公共施設を我々は組み込むということに関してのあれが全く違う位置づけですよ。例えば、万世会館もそう、そして、清掃事務所も入ると。こういうふうに、結局、何かといたら、公共施設の更新のために、再開発を利用する、こういう方針を立てたということなんですよ。かなり、このところになると、千代田区の責任というのは大きくなっていくわけですよ。何かといたら、行政として、公共施設を、更新に関しては、不確定要素が増すわけですよ、再開発ということになってくると。現実には同意率が上がってもないのに、都市計画決定をしているということなんですよ。

この辺のところ、不確定要素が増えてきている、この説明責任はどういうふうにするのか、どうやって説明していくのか。ここのところは大きいことだと思っているんですね。本来であれば、普通に、今までも、行政というのは、50年、100年の単位で、タームで考えるわけですよ。そして、権利が共同になっていくと、そこに左右されると。変動要素が増えてくると。そこがおかしいんじゃないかと何度も言っていた。でも、この更新が素晴らしいんですよと、あなた方は言っていた。でも、今、現状、なかなか進まない状況の中で、不確定要素が増えてきた、建築費も増えた。それで、同意率についても進んでいないと。このことについての説明は、どういうふうに今の段階で考えているのか、お答えください。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 ここ、都市計画決定以降半年、経過——半年過ぎておりますが、なかなか進捗が上がっていないというところで、一方で、都市計画決定をして、やはり、こちら、区としては、まず、万世会館と清掃事務所、こちらの機能更新をしっかりと進めていかなきゃいけないという中で、その中で、再開発事業という一つの選択肢を採用してきているということでもございます。

基本構想改定以降、この再開発について、区として推進してきておりますので、今後、さらに、ここ、準備組合を通じて、まず、区有施設の更新については、しっかり条件面を整理していきたいと。一方で、事業全体の進め方については、やはり、これ、準備組合のスピード感というか、そういったものをしっかり上げながら、併せて、同意率を、民間事業を含めて、上げていくということが大事なのかなというふうに考えております。

○はやお委員 そういうことでありながらも、じゃあ、ちょっと違う角度で確認しますよ。

公共施設の更新のために、再開発を利用するという事は、結局、今、デメリットというのは何なのかということなんですよ。外部環境によって影響を大きく受けるという、こういうところなんですよ。だから、普通は、行政の施設を変えるときというのは、単独の土地建物をそのままにして自分たちで独自で変える、そういうふうにするべきじゃないか、言ってきたわけですよ。案の定、結局は外部要因に左右されている状態。

それで、確認しますよ。これで、再開発の地区の同意が3分の2以上にならないければ、そもそも再開発ができないことになる。そうしたときの公共施設の更新が怠ることになるけれども、それは間違いないのかどうか。で、どういうふうを考えているのか。そして、結局は、みらいプロジェクトって、前の基本計画からしたら、かなり遅れているわけ。で、さらにまた遅れると。こういうことについて、どういうふうを考えているのか、お答えいただきたい。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 公共施設の更新について、再開発を採用したことによって、外部要因が増して、判断が難しくなるというようなところで、区として、今まさに、清掃事務所、万世会館の部分については、担当の部署と、鋭意、それは図面を具体的に突き合わせながら検討しておりますので、区全体の3分の2の同意になかなか届いていないという状況については、今後、そこは、全体の設計が進む中で、条件面も含めて、準備組合のほうから各地権者のほうに条件提示がされてくると思いますので、そこら辺の数字がどの時点で具体的に上がっていくのかというのについては、もうしばらく時間を頂かないと、数字の変化が見えてこないのかなというところでございます。

一方で、区の施設更新については、現在、先ほどから申しておるように、粛々と鋭意更新、再開発ビルの中で、どういうふうな床を取っていけるのかというところについて、また、使いやすい、職員にとっても使いやすい、事業所にとっても使いやすい施設になるように、いろいろ、そこは準備組合に投げかけながら、職員中心にやっておりますので、今は、区としては、二つの施設更新については、この再開発の中で整理していこうという中で動いているところですので、いましばらくお時間を頂ければと思います。

○はやお委員 ここは、過程ですから、あえて言う必要はないとは思いますが、ただ、横にらみをしなくてはいけないのが、当然のごとく、建築費、そして、また労務単価が上がっていると。そして、建築物——ごめんなさい、建築物価調査会総合研究所というところを見ると、10月のところでも、既に——ごめんなさいね、例えば、事務所だけでも、134.5%、平成27年のちょうど計画ができた2015年のところから比べても、135.4%、854億だとかなんとかという話からしたって、これからのところ、数字がこれだけもう上がっちゃっている。それで、同じデベロッパーでありながらも、結局、中野のサンプラザ、野村不動産がやっているやつは、実際、もう一度見直しというところになってきているという。

そういう状況下の中で、どうしていくのかということになるんですよ。この辺は、どういうふうに、今、考えているのか、そのところについては、かなり流動的な話ですけど、どういうふうに考えているのか。また、デベロッパーのほうから何らかのアプローチがあったのかどうか、お答えください。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 委員おっしゃられるように、建築費、労務単価については、物価上昇を当然しているということについては、我々も認識していますし、準備組合の事務局である野村不動産からも伝えられております。そこについての対応については、実際、市況的に上がっている部分はあるものの、全体事業の中で、どれだけ費用を抑えられるのか、また、抑える要素がどこまで行くのかというのは、去年度の委員会でも、対応方針についてはお答えさせていただいていると思うんですけども、一方で、それよりも現状上がっているというようなところですので、それについては、引き続き、今、設計

を進めている中で、まさに工事費、設計算出、設計から算出される工事費が具体的に幾つになるのかというのを、まず、その基準となる数字をつくるべく、野村不動産を含めた準備組合のほうで、事務局のほうで手を動かしているところですので、そこについては、具体的な数字というか、もうちょっと整理ができた段階でお示ししてくださいということで伝えております。

一方、中野の事例についても、野村不動産のほう、準備組合に関わっている、野村不動産も関わっておりますが、こちらとまた少しは状況が違う部分もあるのかもしれませんが、一方で、やっぱり、この再開発を進めていく上で、どうしても事業費の上昇をどう吸収できるのかというのは、この外一に限らずのところではございますが、そこは、しっかり、この事業を進めるに当たっては、一定程度、精緻な数字が上がってきて、それで何ができるのかというのを、今後準備組合から示していただくというところでございます。〇はやお委員 かなり厳しい状況の中でやっていく。だからこそ、ちょうど第1回定例会において、附帯決議をつけて、どうにか余剰床を、我々千代田区でどうにかすることによって、この事業を成り立たせたいと思って、附帯決議をやったけれども、実際、反対される議員もいらっちゃった。場合によっては、これは仄聞するところですけども、下も動いた、特別職の方も何か少し動いたかのようなことを仄聞を聞いておると。ということからしたときに、もう、それも手法としてなくなっちゃっているわけですよ。

で、確認しますよ。何が一番あれかということ、例えば、再開発で、地区の同意が3分の2以上が得られたとする。再開発せずに、公共施設の更新を怠るということは、先ほど分かっていたけど、もし、3分の2以上になるためには、今、結局は、都か区か国が同意しなくちゃ駄目なんですよ。特に千代田区の場合は、非常に厳しい対応になる。それは、何かと云ったら、区の、結局は、公共施設を造るために、場合によっては、この数字が民間のがそのままだった場合、民間の土地を収用させることになるんですよ、我々が、区が。そうすると、例えば、憲法29条の財産権の問題というのが発生しちゃうわけですよ。自分たちの公共施設をやるために、同意をしたということになっちゃうんですよ。

だから、今回のにはそれがあるから、我々の立場は、ニュートラルな立場になっていないんですよ、千代田区が。まだ、都だったらいいかもしれない。特に使う道がないから。だけど、我々は、この更新をしないと、公共施設の更新をしないと、後が滞っていくわけですよ。そうすると、何が問題かって、この土地収用法について、また憲法にも触れる可能性があるんじゃないんですかということも出てくるんじゃないんですかということになるんで、いいよって、回ったって。いやいや、勘弁してくださいよ、そんなのは嫌ですよという人たちからすれば、それは、あなたたちが自分たちの公共施設をやるために、我々の土地を収用するんですかという話にもなってくるわけですよ。

だから、同意率というのは、自分たちを除いて、相当のパーセンテージが上がっていないとできませんよと何度も言っていたわけですよ。でも、やってみなきゃ分からないって、ずっとやってきましたよ。だけど、どんどん厳しくなるわけですよ。何かと云ったら、確かにさっき言った事業性をやるために、野村不動産、まあ、建築会社も言っていましたよ、階高を低くして、鉄骨の量を減らすとか、外装を少しリーズナブルなものにして、チープと言ったら失礼だけど、リーズナブルにして、そういう建物にする。それをしたって、当初に立てた130%、つまり、30%のやつが消化できないですよ。そしたら、やはり、

この事業を本当にやるということであるならば、例えば、余剰床をどうにかするというのが、普通に考えて当たり前なんです。それをやらなかったんですから。

ここのところは何かといったら、この認識について、どう考えているのか、憲法上について触れる可能性があるわけですよ。自分たちは、そこの公共施設、こうなっちゃう。公共施設を遂行するために、みんな収用するから、寝ろ、諦めろということにもなりますよ。その辺はどう考えるのか、お答えいただきたい。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、現時点で、区として、どういう対応をしていくかということについては、そこまでの詰めたことについてはやっていない状況ですので、現段階で、ちょっとお答えしかねる部分ではございますが。一方で、今回の市街地再開発事業、まちづくりの更新、地域更新を進めていきたい、川沿いづくりをしていきたいという中で、まちづくりの思想自体については、やっぱり進めていくべきだと。ただ、一方で、事業という部分でどう成立させていくかということについては、それ、まちづくりの部隊及び財産を取り仕切る部隊と合わせながら、一致しない部分がもしかしたらあるのかもしれないんですけども、そこは、やっぱり、区として、一定程度、そこは判断していくような時期が来るのかなというふうに考えております。

○はやお委員 結局は、何かといったら、同意率があれば、それは、組合を設立できて、ある程度、お金の問題も後でなるでしょう。だけど、ここまで逼迫したら、やっぱり、オーソドックスに、同意率がある程度のところをキープしていないで、進んでいくところの問題があるんですよ。それで、やっぱり私はタオルを投げたつもりで言います。それは、結局は、附帯決議をしたほうがいいんじゃないか。それは、何かといったら、心配だったわけですよ。それも反対されて、本当に、正直に言って、ああ、これは、もう千代田区というのはそういうところが変わっちゃったんだな、私が2年いないの間に、と思ったぐらいです。

それはいいんですけども、公共施設のこの更新を不確実な状況の中で、誰が責任を取るんですか。じゃあ、そのところについて、いつまでに判断するんですかということなんです。いや、それはすばらしいことでしょう。でも、やると思ったら、必ずお金がついてくるわけですよ。実務がついてくるわけですよ。そして、私たちの公共施設を更新しなくちゃいけないとか、ついてくるわけですよ。そうなってくると、普通は、変数の少ない状況に持っていくというのがオーソドックスなやり方だったわけですよ。

で、この更新については、いや、いいんですよと言ったから、そのところでやったら、今の段階は厳しい。だけど、今後、よくなるのかどうかということだって、かなり厳しいですよ。ほかのところでは聞いていますよ。下手したら、2.6倍だと、建築。そしたら、現実、どうやって計算するんですかという話なんです。というときに、この状況を踏まえて、外一の問題、これ、どういうふうに判断していくのか、今の段階でということかもしれないけれども、かなり逼迫した問題だと思っていますよ。同意率も上がらない、何々も行かない、こういうことだったら。そして、自分たちが、もし、千代田区が言った瞬間、何かといったら、公共が自分たちに同意に回ることはならんとは言わないけど、かなり厳しいわけですよ。それで、さらに自分たちの公共施設が絡んでいるということからしたときに、これを収用させるために、おまえたちは動いたのかという話になっちゃうから、このところ、今の段階で答えられないのかもしれないけれども、どうやって整理するのか、

どういうスケジュールでやっていくのか、ただ、黙っていたら、ずるずる行っちゃうと思いますよ。でも、私は、こういうふうになることは、素人でも感じていたわけ。普通に経営を、経営学だとか、自分でね、零細企業であろうとも、やっていれば、おかしいというのは分かりますもん。お答えください。

○加島まちづくり担当部長 外神田一丁目に関して、様々にご意見、ご指摘を頂きました。同意率、我々公共だけではなくて、民間の方々の同意率を上げていくべきという気持ちは変わりません。その上げていくに関しましては、やはり事業として成り立つ、それで、それぞれの方々の権利、それが次の新しいところにちゃんと反映できるといったところが、あ、こうだよ、だから、同意するという形なので、区もそういった形になりますし、東京都だとか国もそういった形なので、そこを上げていかなければ、逆にできないといったようなところですよ。

事業費に関しまして、ご指摘いただきました。確かに都市計画の決定のときにも、いろいろお話もありましたけれども、今も、どちらかという、ちょっと止まったかなというぐらいの話は、ゼネコンさんだとかの話でもちょっと聞いたりもするんですけど、今、どちらかという、事業費というよりも、工事が受注できない、忙しくてというようなところもあって、今回の準組さんに関して、トータルの事業費って、やっぱり施工費だとか、そういったものが把握できないと、返していけない部分があるので、そこは、やはり、ある程度のゼネコンさんの負担で、このぐらいになるよとかというところが、今、ちょっとなかなか明確なところが出しにくいといったような意見も聞いているのは事実でございます。これは、外神田だけではなくて、いろいろな市街地再開発事業の決定したところでも、そういった話を聞いているので、全体的にそういったところなのかなと。そういったところで、ちょっと時間がかかっているということになっているといったようなのが事実でございます。

ご指摘いただいている同意率、公共だけではなくて、民間のほうの同意も、もちろん先ほど言ったように、事業が成り立って、こういう形に変換できるねということの理解を得た上でのという形になりますので、そういったところをしっかりと準備組合の方、準備組合のほうにもちゃんとしっかりと対応していただくという形でやっていくことが必要だと思いますので、ちょっと申し訳ないですけど、やはり、もうちょっと時間はかかるというのは事実なので、そこはしっかりと区のほうも協力しながらやっていきたいなというふうには思っております。

○はやお委員 この時間ではなかなかあれでしょうから、でも、ただ、何が一番心配かといったら、計画がないことなんです。結局は、万世会館だって、いつまでに更新するんですか。前のみらいプロジェクトはありましたよ。今回は、だから、いつかってないから、いつもそうなっちゃうんです。それと、清掃事務所が、実際いつまでにやらないと、もうもたないのか。だから、そこが基準であって、それをいつまでにこの再開発で更新するのかということなんだろうと思うんですけど、この辺が、今の答弁の中に入っていないんですよ。

必ずエンドがあって、それで遡ってきますから、エンドは何かといったら、更新をいつまでにやるんだという計画なんですよ。多分、こうやって更新するということだから、いろいろ様々なところで困っている部分があるのかもしれない。じゃあ、そこは、どうい

ことになっているんですかというのは、まちづくりの問題じゃないんですよ。ほかの部隊がどうなっているかということを知って、その切迫感が何なのかということをやらなくちゃいけないんですよ。そのことが、逆に言うと、区民に対して迷惑をかけている可能性もあるんですから。また事故でも起こしたら、例えば、万世会館で本来直さなくちゃいけないところ、修繕を——きっと控えていると思いますよ。だから、それはどうなんだということをお話してくださいよということをお話しているわけ。今、もう少し待ってくださいのような抽象論じゃないんですよ。この施設をいつまでに上げるのかということ、どういう計画があるんですか。それがなかったら、更新、再開発の手法を使うということは駄目なんですよ。だから、そこは、どういうふうにやっているのか。今は、その整理ができていないのか、できていないのか。そこについて、話しているのか、話していないのか。そこを明確にお答えください。

○加島まちづくり担当部長 明確にその時期でいつというお話は、今までもしていません。たかなというふうに思っています。

今まで都市計画の手続の中で、都市計画決定した後、組合設立1年から1年半で、その後、また1年から1年半ぐらいで権利変換という形になって、そこから着手という形なので、やはり数年かかるといったようなことは、ご説明をさせていただいたかなと。ただ、お尻がいつですとかという話はしておりません。

一方で、今の施設に関して、やはり公共施設ですので、特に清掃事務所に関しては、一日たりとも止めることができないといったようなのは、我々も認識しておりますので、それは、再開発があるから、何か手を入れないとかという、そういうことでは全くなくて、そこは、手を入れなきゃいけないところに関しては、やはり手を入れていく必要があるだろうな、まあ、改修だとか、補修だとか、そういったところに関しては、ですね。

一方では、今までもお話ししてきたとおり、都市計画の手続を進めてきている中で、清掃事務所のやはり機能更新というのは、今回、我々としては、この再開発の中でやっていくしか今道がないといったようなところは、ご説明もさせていただいておりますので、しっかりそこをやり切るというのが我々の使命なのかなというふうに思っております。

○はやお委員 はい。最後。

今の答弁以上のことは、僕はないと思っています。けども、結局は、何かといたらば、行政経営の視点からしたら、二重投資になるわけですよ。お尻が決まっていなければ、修繕も二重になるわけですよ。それで、何度も言っているけど、1,200億の基金があると言いながらも、実際、まだ公共施設の改修をやらなくちゃいけない。それで、この前のとき、500億となってきたから、あと700億ですよ。でも、これだけ工事費が上がってきている。何かといたらば、私が聞いておるのは、みらいプロジェクトのときには、大体、学校を建てるのは50億から60億で計算していたわけですよ。それが、この前のお茶小については100億かかっているわけですよ。そしたら、もう、どれだけ倍なんですかという話なんですよ。そしたら、必然的にあるようなお金があっという間になくなっていくんですよ。

だったら、どういうことが必要なのかということ、財政、政策経営部を含めて、きちっとやっていかななくちゃ駄目だということ、僕は何度も言っているんです。お金なんて無尽蔵にあるわけじゃないんですから。そこを、やっぱり、しっかりと部長たち、条例部

長たちがそのところを話し合ってもらわないと、1,200億あるから平気ですと思われるけど、とんでもない話ですから。だから、その二重投資になるという認識については、指摘にとどめますけれども、そんな答弁じゃ困りますよ。修繕のところをやりますと、いったときに、やはり計画がきちっとあって、その中で、みんながどうやって動いていくか。必死になって、民間はやるわけですよ、そのスケジュールにあって。こんなアバウトなラフなスケジュールじゃないはずなんですよ。でも、現実には、確かに相手があることですから、だから、僕は再開発法による更新はいかなもんかということを何度も言っていたわけですよ。

まあ、いいです。もう、僕は、ちょっと今日はその指摘にとどめますけれども、またほかの方もいらっしゃるんで、その辺のところ、十分整理した上で、また委員会のほうで報告いただきたいと思います。

○林委員長 冒頭の説明があったとおり、清掃事務所の仮移転という話が年内をめどにどうなるかというんで、まあ、年内ぐらいが、この陳情も含めて、我々の議論の一定の到達点になるのかなと思ったら、年度内ということで、（発言する者あり）ちょっとずれていく形なんで、もう一度、A3で作ったスケジュールリング表、あそこを踏まえた上で、ちょっと中身についても再精査、ここまでに条件を出さないと駄目ですよというのが後ろ倒しになるんだとすると、清掃事務所の件も。で、万世会館のほうは、今、ご丁寧に所管外のことをお話ししていただき過ぎましたけれども、もし、どうしても必要だったら、委員長からお借りして、所管のちゃんと職責のしっかりされた方が答弁されないと、ちょっと何でもありになり過ぎてしまうんで。

○はやお委員 そうだね。すみませんね。（発言する者あり）

○林委員長 この議論もそうですし、質疑もそうなんですけど、やり過ぎてしまうと、ちょっとずれてしまうんで、そこは、次回以降、もし出席要請が必要だったら、出席させるようにしますんで。ただ、万世会館をここでやるのはなじまないと思います。

○はやお委員 それはそうだね。

○はやお委員 で、踏まえて、桜井委員、どうぞ。

○桜井委員 冒頭で課長のほうから、この表についての説明を頂きました。左上の表は、ちょうど1年前、令和5年の12月の時点ということで、今回、令和6年の10月時点という表について、今見ているところなんですけども、この表の中で「賛成」、「反対」以外に「どちらでもない」という数字と、それと「未回答」という表示があるんですよ。1年たって、いまだに、数値的にはそんなに大きな数字ではないです。「どちらでもない」が0.07人、それと、「未回答」が0.22人。下の表は、これは公のほうが入っちゃっているから、この上のところを見る限りでも、数字というのは、依然として、これが残ってきているところを見て、「どちらでもない」ということ、それと、「未回答」というものがあるということに対して、これは、何をもち、「どちらでもない」という判断をされているのか。または、「未回答」、回答ができない理由というものが何なのか。

これ、1年前から比べて、これがなくなっているというのはいいいんだけど、いまだにこれが残っているところについては、非常に気になる場所なんです。そこら辺は、執行機関として、どのように理解をしていらっしゃるのか、お答えいただけますか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 6年10月時点で、いまだに「どちらでもない」あ

るいは「未回答」という方が現状いらっしやると。そういった方がどういう状況なのかというところですが、まず、準備組合のほうは、都市計画決定後、3月以降、各権利者にしっかりそこはケアをしているというか、交渉をして、この数字を上げてきているという状況はございます。そうした中で、未回答については、なかなかまだちょっと接触できていない方も実際にはいらっしやいます、3月以降。0.22ということで、どちらかということ、区分所有系の権利者の方々が多数ここにはいらっしやいます。

一方で、「どちらでもない」というのは、もう少し条件面だとかが精査されてこない、ちょっと何とも回答ができないというような形で保留をされている方なのかなというところなので、当然、そこは、ある程度、条件がどういう数字になるかというのについては、区に対するものもそうですけども、各民間地権者さんに準備組合から具体的に提示していくのは、もうしばらく時間がかかるということになってくると思いますので、「どちらでもない」という方については、しっかりその条件を提示した後でないと、数字が変動してこないと。

一方で、未回答の方については、若干、どういう権利——権利というか、まだ接触ができていないというような状況もあると、（発言する者あり）それで……

○桜井委員 下はね。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 一番下の、そうですね、一番下の表については……

○桜井委員 下は言っていないですよ。上のことを言っているんだよ。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 ええ。そうですね。一番下は、先ほど桜井委員のほうも……

○桜井委員 下は分かりますよ。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 3は公共だということで、ご認識されていたと思いますので、あくまで、上の表の6年10月時点の上の表の（発言する者あり）0.07と0.22について、こちらについては、とにかく会えていない方については、しっかりお会いしていくということで、今現在、準備組合は対応しております。「どちらでもない」という方については、条件面をしっかり提示できる段階で、ご判断いただくのかなというふうに思っております。（発言する者あり）

○桜井委員 下の表の公のところは分かっているからいいんですよ。その上の表のことを言っているんだよ。

ちょっと、今のご答弁を聞いて、僕もびっくりしちゃったところもあるんだけど、いまだに接触ができていないという。いつまでたってもこの状態でいいという話じゃないですよ。やはり、たとえ、0.07であっても、0.22であっても、何が課題なのか、問題なのかというところは、接触をきちっとして、お会いしていただいて、それで解決方法を見いだしていくということをしていかないと、まだ会えていないんですと言っていたら、これは、1年たっても、2年たっても、解決できないですよ。

特に、この事業の場合には、非常に地権者もいらっしやる、事業も複数ある、非常に難しい案件だと思います。だけど、それは、地域の様々な課題を解決する上において、必要ということで立ち上げて、私もそれでいいもんだと思って、理解をしてきたところなんですけど、やはり見逃しがちな数字の小さなところについても、しっかりと対応をしていただきたい。今、まだ接触できていないという、そういう話が出ちゃったので、そののと

ころだけは、今後、しっかりと対応するというのを、もう一度ご答弁いただけますか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 桜井委員おっしゃられたように、しっかり、未回答でまだ面会というか、交渉ができていない方については、まず、お会いして、交渉を進めていくというところ——交渉というか、対応していくというところについて、準備組合のほうにしっかり申し伝えたいと思っております。

○桜井委員 分かりました。ぜひ、そういうことで、しっかりお願いをしたいと思えます。

賛成の数が3分の2、当初、目標としていた数値になってきているということで、結構な話なんだけども、一方、反対の方も32.4%ということで、ここが劇的に下がってきているということでもないという状況の中で、この反対の方の一番の問題点というか、合意を頂けない理由というか、そこら辺は、区として、この現時点の中ではどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 準備組合からの報告については、反対されている方も実際お会いしているというのは聞いております。その中で何がネックなのかという部分については、これは、それぞれの立場の方で条件は違うと思えます。

○桜井委員 そうですね。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 それについて、区分所有に対する、共有所有になっていくことへの不安であったりとか、再開発後の権利取得の条件面であるとか、それは様々ございます。そこら辺については、まず、そのそれぞれの反対の思いをお持ちの方々に対して、どこまで条件というか、内容的にお話し合いで解決できるのかという部分については、これは、引き続き継続して、粘り強く交渉してくれということについては、指導しているという状況です。

○桜井委員 これで終わりにします。

そうですね。反対されていらっしゃる方も、1人、2人ではなくて、やはり、それぞれの方の立場もみんな違う、事情も違うという形の中で、今までご苦労されて、それで、あそこの秋葉原の一角にビルを建てられたり、または、事業を起こされたりという方たちに対して、お声がけをしている話なので、当然、お一人お一人の置かれている立場というのは違うし、この事業に参加したほうがいいのかどうなのかという、そういう課題もやはり違ってきていると思えます。

ここは、やはり反対をされている方に対しても、事業者も含め、しっかりと根気強くご説明をする、話し合いをするということで、ご理解を得られるような努力を惜しまないで、しっかりとしていただくということのそういう姿勢というものが大切なんだろうと思うんです。これから、この事業、先ほど言いましたように、事業も非常に多岐にわたっているところもあるし、ホテルだとか、あそこの一角のところを再開発していくということに対して、先が見えないという、そういうことというのは、権利者の方にはあると思うんですよ。ぜひ、そこら辺のところは、丁寧にしっかりと説明をして、ご理解を頂けるようお願いをしたいと思えますが、いかがですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、桜井委員おっしゃられたように、しっかりケアをしていくということ、また、粘り強く交渉していくということは、当然、必要だというふうに我々も認識しておりますので、準備組合のほうにしっかりそこは強く申し伝えたいと思っております。また、賛成をされている方に対しても、さらなるケアというか、頂い

た、賛成の意向を頂いているからといって、何も情報、ケアをしないということではなく、そちらもしっかりケアをしていくということもお伝えしていきたいと考えております。

○桜井委員 はい。ありがとうございました。

○林委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 皆さんの質問を聞きながらなんですけれども、状況はほとんど動いていない。そして、昨年のこの一番最初のスタートの数字は、令和5年12月時点というふうになっているんだけど、議決をしたのが7月25、令和5年7月25。それで、委員会ではもうちょっと調査しようと言ったんだけど、本会議場で逆転採決みたいな格好になったようなときだったと思います。その前だったかな。もっと前。で、10月13日に告示をしたという日程を今振り返りながら、そのときに出された区の数字というのは、公共施設も、あのときの数字というのは、公共施設、要するに、公共の3名が、要は、国、都、区が3者が賛成しているという数字を出しているはずなんですよ。その数字を出して、皆さん、もう少しなんで、ここまで来ましたといって、合意を図っているはずなんですよ。そこで、そのとき、私たちは、進むことも困難であろうと、引くこともできなくなると。そうすると、宙づりになるから、公共施設は朽ちるし、まちはやる気がなくなって停滞するというようなことをどうするのかと言った。そしたら、それがそのとおりになっている。

そこで、先ほどはやお委員がもう聞いたことかもしれないけれども、数字の出し方、見せ方を含めて、違ったものを出しているんですよ。それについては、やはり、区が、千代田区というのは、もう住民地権者というのはほとんど不動産のプロみたいな人なんです。不動産のうんとプロの人というのは金融機関なんですけれども、金融機関というのは物すごく不動産に詳しいから、再開発話をしたときに必ず降りちゃう。そこだけはやらないんですよ、共有化しない。だから、そういうレベルの地権者が多い中で、これ、暗礁に乗り上げたときに、本当に誰が責任を持つのかといたら、これは、区がそうした現在と異なるエビデンスを出して、議員さんたちに言ってきた、私とかは反対したけれども、反対すればいいというもんじゃない、全体として流れていったことを考えると、責任性というのはやっぱり行政、もっと言えば、区長、区長の名前で出しているわけだから、区長の名前で進めてきているわけで、その責任性というのは免れないんじゃないかというふうに思うんですけれども、そこはしっかりと答えていただきたいと思って聞いていたんですけれども。当然ですよ。

○林委員長 これ、資料の件なんで、何日の資料かすぐわかりますか。タブレットに入っているんで、確認しますか。そんな……

○小枝委員 そしたら、委員長……

○林委員長 何日。

○小枝委員 私、全部束ねたものがあるんですけれども、いつ、どこまで、幾つの数字で出しているか、どういうふうに答えているかというものを、逆に、行政のほうから出してもらいたい。当初、都計審を乗り越えるときは、公共3団体は当然推進ですので、賛成しますというふうに言っていたはず。私は先ほど10月13日告示というふうに言いましたけれども、7月25日の都市計画、その前に、もう一回、かなり困難を極めたときがありましたけど、その流れの中で、どういう数字を出してきたか。同じようなシートを出

し続けているので、私の言っていることに間違いがあるといけないので、次回の委員会までに――次回って、いつあるんですかね。今日、私、そういう意味では持ってきていないので、どういう数字を出し続けているかというのを、正確なのを出してもらいたいということをお願いしたいと思います。

○林委員長 ちょっと、タブレット、ごめんなさい、タブレットには、令和5年の12月からしか入っていないみたいなんです。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、小枝委員のほうから、公共の扱いについて、数字が、現在、未回答のほうに、保留、未回答という形で処理しておりますけども、昨年、令和5年12月1日の資料の段階では、公共については賛成扱いで扱っております。一方で、その12月1日の委員会において、様々ご意見いただきました。なので、公共について、その数字を賛成という扱いはいかがなものかというところで、12月8日、令和5年12月8日に参考資料3という形で、その扱いを変更する、未回答に置き換えますよという形でお示しました。で、12月8日の数字が、今日、本日出している左上の12月時点という数字で転載しているという状況でございます。

○小枝委員 ご答弁ありがとうございます。資料なくても分かったということで、そういう考え方でやってきた。だけれども、住民なりなんなり、東京都や国の考え方というのでも確認をする中で、公共を賛成扱いということで扱うということが困難だということになっていったというふうに思います。

そこで、何というんですかね、住民レベルで、3分の2を超えれば、あとは、公共は自然とついてくるという考え方だったと思うんですけれども、だけれども、住民レベルで3分の2を超えるということは、これはあり得ないわけですよ。すると、成立する数字というのは、どこを成立水準と考えているんですかね。（「でも、大体出てくる」と呼ぶ者あり）

特に、平米数のところはかなりきついというのが今日の資料では分かるわけですよ、48%。

○林委員長 どうしますか。続ける。

担当部長。

○加島まちづくり担当部長 そのときの議論の中で、民間さんと公共、公共は我々を入れていて、3分の2、どちらにしても、組合設立のとき、公共も入って3分の2なので、それで行けるでしょうというような説明をしてきたというのは事実です。でも、やはり民間の方々だけで3分の2行っていないとまずいんじゃないのということで、公共を外したという形です。で、公共を外した昨年の12月でしたっけ、10月か、すみません、12月ですね。令和5年12月の時点の、下のほうを見ていただくと、民間のみの方々で63.3%、これで3分の2行っていないじゃないかというのをずっと言われてきていたわけですよ。わけなんです。それを、右側で見ていただくと、今度、民間のみで66.7%ということで、それを3分の2以上にしていきますということでご説明させていただいたんで、この時点では、だから、やっていきますよとかじゃないんですけど、上げて、民間の方々のみで上げてきているというのは事実なんです。なおかつ、公共も含めてということで、今言われているので、公共が入ったからどーんと上がって、勝手にやるとか、そういうことではなくて、今までのいきさつの中では、民間の方々で3分の2を目指しなさいよとい

うことでしたので、民間のみの方々でもう3分の2行っているのということで説明してきたというのが事実です。

だからって、今日、ここから進めますという話じゃなくて、ちゃんと、もっと、先ほど桜井委員もありましたけれども、もっと皆さんに同意を得て進めるべきだろうというご指示だったと思いますので、そういった形で進めさせていただこうかなと思っております。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 はい、分かりました。

そういうことであつたんだろうと思いますが、この7,281.84平米の中で、どういうふうにやっていくかというところの現実、この令和6年10月時点の権利者34名の中で、今、数字を見たときに、非常にここはやっぱり低い。低い中で実現させ——私として、というか、区民目線、どちらかというところ、3分の2の方々が嫌だよと、以上の方々が、あの段階ではやめてくれと言っていた状況の中のそうした地権者の目線からすると、先ほどのやり取りで、区が責任を持って進めると言ってきたわけだから、区が、区がというのは区長ですよ、区長がここは責任を持つという言葉がどうしてもないと、何というか、民間デベロッパーが決めたことですから、デベロッパーのご努力でというふうに言われてしまうと、そうではないだろうと。そして、不動産状況が非常に悪い中で、希望的観測だけでは事業が動かない。区民の財産もどうなるのかという心配はもっと高まっていく。そこは、今、希望的観測ではうまくいかないわけですから、区長の、あるいは区の責任でというふうに言えることによって、その責任を持たなければいけないという判断を持てば、現在において、違った、つまり、これ以上押したらまずいなと思うものは、もう少し違った形も考えてみようかという発想にも立つわけなんですよ。そこの判断がないと、逆に、もう目をつぶって、真っすぐしか走れないような状態だと、地域をもっと不安な状況に陥れるんじゃないかという意味では、リスクをしっかりと感じ取りながら、責任性を感じながら、これ以上押しても危険だと思うときには、区が責任を持って変更をしていくんだという答弁が頂きたいんです。

○加島まちづくり担当部長 ちょっと、私のほうで、今、小枝委員のお言葉を理解が合っているかどうか分からないんですけども、都市計画自体を、今、都市計画決定しましたけれども、それを変えることを考えろ、そういった調整をしろということであれば、そういったことはちょっと考えてはいないということです。我々として、公共ということで、市街地再開発事業は、公共性のある事業という形になりますので、それはしっかりと取り組んでいくべきというふうに思っております。一方で、民間の地権者の方々がいる、その中の権利があるというところで、その中に我々がちょっと入っていけない部分も、申し訳ないんですけど、ありますので、そこの調整だとかに関しては、やはり準備組合のほうがかつとしっかりとやらしてもらわないといけない部分があるといったようなのが事実ですので、そういったことを踏まえて、しっかりとこの都市計画を進めていく必要があるというふうな認識でございます。

○小枝委員 この計画については、非常にいい、悪いが分かただけに、責任性というものをしっかりと持って判断していただきたいと思いますということを申し上げます。

ちょっと、いきなり、1点、具体的ことにはなりますが、また枝の話になるんですけども、清掃事務所のほうが、ある方に言われたんですけども、万一、このまま進む場合と言っ

たら変な言い方ですけど、私の言い方で言えば、このまま進む場合ということで。やっぱり駐車場が地下に置きっ放しというのはよくないと。本当にやろうと思うんだったら、近隣のところを借り上げるとか、そういうことをしないと、やっぱり清掃事業は回らないよねという話は、どちらかという、清掃の事業の専門家のほうから言われて、心配に思っているんだけど言えないのか、そういう危惧は持っているということなんです。（発言する者あり）まあ、そうそう。清掃事業の専門家というか、清掃事業に深く関わる者からそういうふうなことを言われておりますが、耳に入っておりますか。

○林委員長 千代田清掃事務所長。ここまで待っていただいた。（発言する者多数あり）

○柳千代田清掃事務所長 ありがとうございます。

すみません。（発言する者多数あり）えーと……

○林委員長 どうぞ、どうぞ。答弁してください。

○柳千代田清掃事務所長 はい。ただいまのご指摘ですけど、すみません、初めてお聞きする内容で、すみません。

○小枝委員 どうせ潰れると思っていませんか。

○柳千代田清掃事務所長 いえいえ。思っていないです。

○小枝委員 いや、本当だったら、ちゃんと聞いてください、ちゃんと。そういう意見、ありますよ。

○林委員長 いろいろ課題整理のところ、別に無理に取りまとめるのもなんですけど、いろいろ課題整理のところ、ちょっと地下の、何だ、作業のところをやっているところが各区だけじゃなくて、都心のところであれば、実例を出していただければ、ですよ。

ある。（発言する者あり）ある。あるって、東京都に。

○小枝委員 ハザードマップ上、浸水区域であるということも含めてですよ。そこをちゃんと精査していただきたい。

○林委員長 下町は、みんな浸水区域になっちゃうんでしょから。

○小枝委員 だから、そういう条件的に……

○林委員長 ちょっと、だから、事例を。だから、事例をちょっと出してもらいましょう。（発言する者あり）そんなはずだってじゃなくて、こういう事例があるというので、ちょっと確認して……

○小枝委員 この間、市ヶ谷駅だって何だって、浸水しているんだから、うん。それはやっぱり……

○はやお委員 神保町も……

○林委員長 ちょっと調べてもらって。

○小枝委員 希望的観測だけじゃ通りません。

○林委員長 いいですかね。

○小枝委員 はい。

○林委員長 外神田について、ある。

○岩田委員 先ほど資材が高騰というような話がありまして、資材高騰すると、やはり業者さんもペイするためには、還元率を下げないといけません。今まで地面を持っていた人から買い上げて、ペイするためには還元率が下がると思うんです。それって、条件面が提示できるときって、どの段階なんですかね。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 基本的には、事業として、収支のバランスでできる形になります。今、資材の高騰については、支出部門が増えるという話になりますので、当然、支出に対する対応方針として、何で相殺していくのかということになります。当然、それがバランスが崩れた段階で、還元率が下がるというようなことにもなりますが、そこについては、具体の工事費だとか、そこら辺が、まだまだちょっとそういった精緻の数字が出せないと何遍もお話しさせていただいていますが、いましばらく、工事費について、設計が一定程度進んだ段階で、数字を改めて精査したものを準備組合から提示させていただいて、その結果、ほかの地権者の方に、もともとの条件が変わるようであれば、それは準備組合、事業側として、それぞれの権利者にお伝えしていかなくちゃいけないということになりますので、いましばらく、そこは時間を頂ければと思います。

○岩田委員 資材の高騰で言うと、先ほども出ていましたけども、中野サンプラザとか、関西の万博とか、麻布台ヒルズなんかもそう、再開発じゃないけども、五反田のTOCなんかも解体して建て替えるはずだったのに、それも計画が撤回されちゃったり、それは知っていますよね。そういうのを、地元の方も何か高騰しているよ、資材が高騰しているよなというのは、当然、耳に入っていると思うんですよ。そしたら、ちょっと考えれば、あれ、還元率下がるんじゃないのかな。でも、いや、まだ分かりません、分かりませんって、非常に不安定な立場だと思うんですよ、皆さんが。

区としては同意率を上げるということしかできないんですよ、今のところ。で、この計画を進めたいから、それしかできないんですよ。方法はほかにないんですよ、何も。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、同意率は区が上げるか、区が直接的に同意率を上げていっているわけではないので、そこは、準備組合の、結局は、準備組合として、この事業をどういうふうに組み立てていくのかという部分をまさに精査している状況ですから、それぞれの権利者に具体の条件提示がなされて、それをそれぞれの権利者がどう判断していくのかという部分については、いましばらく時間がかかるのかなというふうに申し上げております。

○岩田委員 この同意率が上がらなかったら、何年も待つわけですよ。まあ、どこかの再開発は、何か4年も、5年も、6年もずっと待っていた。そこ、そのあるところは、都市計画決定にすら至らなかった。でも、千代田区はそうではないのかもしれないですけども、これ、ずっと何年も何年も待って、同意率がいつまでも上がらなかった。で、さっき言った資材の高騰の話も耳に入って、えっ、還元率が下がるんじゃ、今まで5,000万として見てくれていたのが3,000万ぐらいになっちゃうのかな。だったら、ちょっとやめようかなみたいな話になったり何かしたりしたら、当然、同意率は上がらなくなる。そしたら、（発言する者あり）うん、そしたら、どうなるんですかね、これ、制度として。このままずっと何年も何年も待っていて、あ、もうこれ駄目だなと思ったら、これ、例えば、準備組合加入者に多額の金銭負担義務とかというのは発生するんですかね。

○林委員長 いろいろ懸念もあるんでしょうし、我々のほうも、清掃事務所の移転の話も年度末というのが一応あれなんですかね、計画性の一つの基準点になるんでしょうかね。年内じゃなくて。金利がどうなっているか分からないですし、アメリカの大統領が替わっちゃうんで。

そんな感じでよろしいですかね、岩田委員。どうなっちゃうんですかねといったって、

未来シミュレーションをかけられないので、どこまで待つとか。

○岩田委員 最後の質問で、最後のって、いや、今、僕が言った最後のところが質問です。準備組合加入者に多額の金銭負担義務が発生するのかどうか。このままずっと計画が進まなくて、頓挫してしまったら、義務が発生するのかどうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 事業が進まない場合に、準備組合の加入している権利者さんに何か負担が生じるのかということなのかなと質問の理解をしたんですけども、それについて、事業化が進まない中で、準備組合の方々に何か負担が強いられるということはないかと、ないという認識です。

○岩田委員 準備組合は既に幾らかのお金を使っているわけなんですよ、いろいろと。それが結局頓挫したら、それを皆さんで負担することになるんじゃないですかということなんですけども、全くそれは負担がないと言い切れますか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 準備組合としての事業化までの契約条項というか、一応、任意ではありますが、組織ですので、そこに、準備組合での活動に対して、資金関係がどうなっているのかという部分で、現状、そこについて、事業協力である野村不動産は今出資はしていると思うんですけども、それ以外の準備組合加盟地権者さんが何か負担を持っているということは現状ないのかなというふうに認識しております。

○岩田委員 いや。出資しているのは野村不動産かもしれないけども、それを準備組合全体として加入者で最後負担しなきゃならないんじゃないのかと言っているんです。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 一般的には、そういった再開発の準備組合段階での負担というのは、事業協力者、選定された事業協力者が事業が成立するまで負担するというのが一般的な流れなのかなというふうに、私のほうは認識しております。

○岩田委員 ですから、頓挫した場合はどうなるのか、契約としてはどういうふうになっているのかというのをお聞きしています。

○林委員長 千代田区は入っていない。まあ、いいや。一般論で。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 ちょっと一般論としてのお答えになってしまうかもしれませんが……

○林委員長 入っていないから分からないよね。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 事業協力者がもし撤退するというのであれば、別の事業協力者を改めて選定して、そこにまた負担をお願いするというのが一般的な流れなのかなというふうに認識しております。

○林委員長 そんなところで。

○岩田委員 じゃあ、確認です。今、準備組合の加入者に対しては、計画が頓挫しても、多額の金銭負担義務は生じないで間違いないですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 あくまで、準備組合という任意組織として、事業が成立するまで、やはりそこに資金面については事業選定した事業協力者をお願いしているというのが一般的な話ですので、頓挫というか、一般の準備組合の会員の方が負担を何か強いられるという形は、そういうことはないんじゃないのかなという認識です。

○岩田委員 ないんじゃないのかなということは、分からないということなんですかね。はっきり、そこは、ないならない、あるならあるで答えていただきたい。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 千代田区は準備組合の会員ではございませんので、

その契約条項だとか定款が明確にどうなっているのかというのは承知しておりませんので、お答えができません。

○岩田委員 そうなら、そう言ってくれれば。

○林委員長 よろしいですかね。

いろいろ清掃事務所の地下駐車場の件等々もありましたんで、確認——時間的猶予も年内ですんで、今定例会のところで、陳情の一定の整理ができるかと思ったんですけども、ちょっと年度内という形になりましたので、継続の取扱いでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。じゃあ、ちょっと休憩します。

午後6時01分休憩

午後6時08分再開

○林委員長 はい。では、委員会を再開いたします。

外神田の継続を諮ったんですよね。諮った。（発言する者あり）

では、次に、二番町地区……

○桜井委員 諮っていないんじゃないかな。

○林委員長 諮っていない、継続。諮っていない。じゃあ、もう一度。ごめんなさい。（発言する者あり）

もう一件、外神田一丁目のまちづくり関連について、5件の陳情の取扱いについては、継続の取扱いでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

次に、二番町地区のまちづくり関連です。

本件に関する陳情は、継続中の送付5-18、19、5-21から26、5-31、5-41、5-45から49、5-52から56、参考送付、6-8、6-18、6-26、6-38、6-39の合計26件です。関連するため、一括して審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。執行機関から何か情報提供等ありますか。

○榊原穂町地域まちづくり担当課長 はい。特にございません。

○林委員長 はい。ということで、いろいろなもろもろの調整をしているということなんで、委員の方からの質疑は特には……

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとう。

では、取扱い、26件、本件26件の陳情の取扱いについては、いかがいたしますか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。では、継続の取扱いとさせていただきます、二番町地区のまちづくり関連の陳情審査を終了いたします。

次に、神田警察通り関連についてです。

本件に関する陳情は、継続中の送付6-3、6-9から11、6-14、15、6-23、6-25、6-29、6-33、6-41の合計11件です。関連するため、一括し

て審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。

なお、前日も申し上げましたが、送付6-14の陳情につきましては、委員のみ陳情者名が分かる文書です。また、送付6-15の陳情書に添付の意見書は委員のみとなっております。委員の皆様には、2点について、取扱いに十分ご注意くださいよう、お願いいたします。

それでは、執行機関から何か情報提供等ありましたら、どうぞ。

○須貝基盤整備計画担当課長 委員のほうから資料請求のありましたものをご用意させていただきました。

まず、03の環境まちづくり部資料2-1をご覧ください。自転車走行空間の整備の事例ということでまとめさせていただきました。

1、大阪の御堂筋、2、岡山市のハレまち通り、3、松山市の花園町通りについて、それぞれ課題、整備内容、整備の効果をお示しさせていただきました。

1の御堂筋は総幅員44メートル、2のハレまち通りは総幅員15メートル、3の花園町通りは総幅員40メートルと、神田警察通りの22メートルとは違いますが、それぞれ側道を廃止したり、車線を減らして、歩道拡幅と自転車走行空間の整備を行ったものです。整備の効果は、いずれも安全で安心な道路となって、歩行者等の交通量が増した、また、にぎわいも創出されているということでございます。

次に、04の環境まちづくり部資料2の参考資料をご覧ください。大丈夫でしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

小枝委員から資料要求のありました令和5年第3回定例会の予算・決算特別委員会で提出した資料でございます。

次に、05、資料2-2をご覧ください。大丈夫でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

前回お話ししている道路線形の図面となります。上段が現況で、下段が計画でございます。現在、工事を行っているⅡ期区間の一つ橋交差点から神田駅北口交差点までの道路の形の計画が決まっているということでございます。

最後に、06、環境まちづくり部資料2-3をご覧ください。大丈夫でしょうか。（発言する者あり）

これは、Ⅱ期区間の設計図書の一部抜粋となりますが、最終的にこのような設計図書で工事を発注するものでございます。

説明は以上でございます。

○林委員長 はい。それでは、陳情審査です。

どうぞ。

○小枝委員 資料、何だ、2のほうのもう一回出してもらったものを、何でこの資料を出してもらったかという、最近の答弁の中で、何ですかね、Ⅴ期まで何か線形のあるものが決まっているので、もうそれ自体は変えることができませんということをおっしゃるんですね。まだ議決も、区民の協議もしていない、区民と協議して決めると言っていた今までの答弁とも変わってしまうということもあって、空中戦にならないほうがいいので、これを出してもらった。この中で、今日確認しておきたいのは、どこの部分で、何というん

です、皆さんがおっしゃる線形、線形というのを決めた年次と予算はどこで、それは幾らぐらいかかっている、そこは、もう——まあ、そこまで答弁しておいてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 この資料2の参考資料の令和1年、元年ですね、このときの委託で、今、先ほどの資料2-2ですね、それを作成いたしまして、（発言する者あり）はい。線形図面です。線形図面というか、線形が分かる図面ですね。

○はやお委員 あ、これね。

○小枝委員 うん。

それで、線形は幾ら……

○須貝基盤整備計画担当課長 道路の形です。

予算としては、ちょっとこの1,200万ちょっとの中で、今まで積み上げてきた中で線形ができたということで、今回のこれを出すのに幾らという、ちょっと金額としては出せないということでございます。

○小枝委員 午前中の神田警察通りの道路の——じゃないや、平河町の地下、何ですかね、何だっけな、永田町、うん、4番出口の交通量調査のところで、幾らぐらいかかりましたかというのを聞いたら、報告書を含めて、あれで1,300万ぐらいかかったと言われたんですね。で、これは1,229万じゃないですか。ですよ。あ、違う。そうですね。（「1,200」と呼ぶ者あり）その中に、協議会の関係資料作成の中に線形が入っていましたと。そこで、線形を描いちゃっているの、それは全く変えることはできませんという答弁にはちょっと矛盾があるんじゃないんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 この資料を基に、第16回の協議会で委員に諮りまして、そこで了承を頂いたと。その後、警察等の警察協議も終わっているということでございます。

○小枝委員 それは、Ⅱ期工事のこの話をおっしゃっているんでしょう。Ⅱ期工事のことについて、16回協議会で決めましたということと、Ⅲ期からⅣ、Ⅴについて、変えられませんか、今まで答弁してきた話とは全然リンクしないじゃないですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ですから、もう形は決まっているということで、今の考えとしては、来年度、その残りの区間の工事を発注するための詳細設計というものを予算に計上したいと考えてございます。

○小枝委員 平行線はやりたくないんですけども、これまでの答弁は、Ⅲ期以降は、住民、しっかりと多様な住民を、地域関係者というんですかね、参加をしていただいて、協議をしますということについて、Ⅱ期はやらせてくれと。Ⅲ期以降は相談しますと。で、区議会のほうから、住民のほうからは、神田駅のほうから交通量の多いところからやってくれということをやっていた。で、あるところから急にⅢ期以降も決まっているんですという話。だから、それは、今までの答弁がまるで変わったんですよ。そういうことをやっているから、住民無視だと言って、争いが終わらないんですよ。だって、Ⅲ期以降の住民の意見なんて、どこで聞いているんですか。ちゃんと協議しようという話だったじゃないですか。

ちゃんと線形図、線形図を取るための費用が幾らだったのか。それ、ちゃんと出してきてくださいよ。幾らかかったのか。つまり、それが100万だとか200万だとかしても、結局、今起きている事態を見れば、Ⅰ期工事のときからそうなんですけれども、行政がそ

うやって、お互い議員である私のほうにも問題あるでしょう。神田の議員なのに何で錦町の人たちの世論をもっと詳細につかんだ上で反対してくれないんですかという不満もあるでしょう。だけれども、実際、私自身は、自分の、ある意味、ポリシーとして反対はしたけれども、そういう意味では、住民の意見を十分に議員一人としては聞いていたとは言えなかったなという反省はあります、正直。

だから、特別に誰が悪いということではないんです。行政だけを責めているわけではないんです。ただ、自分たちは、もう、何というんですか、非はないと言って、言い募ることが、何というか、調整する幅をなくしてしまうことによって、さらなる時間とお金の無駄遣いが起きてしまっているという、幸せに向かわなきゃいけない区政が幸せじゃない方向に向かうということについて、そんなことをする、何というか、権能は、課長には——課長というか、行政にはないんですね。もう決めた後に来た行政の方は、もうそれをどうこう言う余地もないんだらうと思うんです。

だけれども、手順・手続の中で、今日出してもらった設計業務一覧の中で、この高島テクノロジーさんですよ、高島テクノロジーさんは明大通りもやられて、そこでは、ちゃんと模型を作って、みんなで協議して、アンケートも取って、説明会もやって、条例に基づかない、そういうふうにして、（発言する者あり）みんなで協議をして、もう何度も言うけど、工事は終わっているわけなんですよ。だけれども、神田警察通りのところは、ちょっと暗礁に乗り上げている。で、Ⅱ期工事の暗礁の部分だけじゃなくて、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴも譲りませんと。線形を描いちゃったんです、もう絶対に譲りませんという姿勢だと、また新たな暗礁になりませんかということをお願いしているんです。

今日は、そこだけしっかり答弁していただきたい。

○林委員長　そこだけ。

○須貝基盤整備計画担当課長　先ほども申し上げましたが、同じ答弁になってしまうかもしれませんが、線形のほうはもうこれで決まっていますので、来年に向けて、その詳細設計を発注すると。

○小枝委員　そこまでおっしゃるんでしたら、先ほどの、何ですかね、外神田一丁目の合意率の考え方の変化じゃありませんけれども、いいですか、区側がどういうふうに今まで答弁してきたのか。Ⅲ期工事以降については、住民の意見を聞きながら、参加型でやっていきたいということをお願いしてきているはずなんですよ。どこまでそう言っていて、どこから変わったのか、ちゃんと時系列をまとめてきていただきたい。

それから、もう、2点目が線形図に係る費用、コンサルにその部分を幾ら払ったのか、1本当たり。この段階では、Ⅱ期なわけでしょう。だから、Ⅱ期とⅢ期とⅣ期とⅤ期と、1本当たり幾らだったのかというのを、ちゃんと個別に、おおよそでもいいですから、出してもらいたい。

そういうふうにして、答弁がふらふらふら変わるんですよ。住民の言うことは一切聞かないで、そこで、また塊になってしまうと、本当に苦しい。だから、ここは、事実として、どういう答弁をなさってきたのか。部長も替わり、何も替わり、しているでしょうけれども、その変化を分かるように時系列で持ってきていただきたい。よろしくお願ひします。

○林委員長　じゃあ、資料をまとめていただいて、いいですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 今、小枝委員からご指摘の答弁の変化ですね、その整理と、あと、費用の概要につきまして、ちょっとどこまで出せるか分かりませんが、作成したいと思います。

○林委員長 いろいろ依命通達もあって、皆さんもあるんですが、1点だけいいですかね、僕、確認して。

線形のところで、先ほどやった陳情審査の学士会館のところの区道がなくなるんですね。歩道のこの線形って、変更するんですかね。それとも、区道がなくなっても、横断歩道を造るの。変更はするのかなというのを、ちょっと時系列で資料が出ちゃったんで、確認で、設計もそうだけど、設計変更みたいな感じになるんですかね、資料2-3だと。学士会館の部分。

○神原環境まちづくり総務課長 学士会館の廃道を、学士会館の事業のほうで、そういった道路の補修といいますか、将来の形態に合わせたような歩道整備をするというふうなことになるのかなというふうに考えております。

○林委員長 じゃあ、時系列も次回まとめて、今、分からないんで、順番が本当だったら、歩道が完成した後、学士会館が完成するはずなんでしょうけど、もしかしたら、逆なのかもしれないですし、よく分からなくなっちゃうんで、同時だったら、一緒にやっちゃったほうが効率的なんでしょうし、ちょっと、じゃあ、時系列も確認していただければ。

陳情自体は、いろいろ御堂筋からの松山市の花園町通り等々、バラエティー豊かなのがあるんですけど、この辺も、（発言する者あり）また次回、皆さんそれぞれ調べていただいて、画像で、ということで、資料のお願いというか、請求もしましたんで、11件の陳情の取扱いは、継続の取扱いでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、神田警察通り関連の11件の陳情は、継続の取扱いとさせていただき、陳情審査を終了したいと思います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。次に、日程3、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。執行機関のほうは。（発言する者あり）なし。

それでは、最後に、日程4、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。

閉会中に委員会が開会できるよう、議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

では、以上をもちまして、環境まちづくり委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ご協力ありがとうございました。

午後6時25分閉会